

帯広市地域防災計画

(資料編)

平成 26 年 月

帯広市防災会議

災害時における応急措置の協力に関する協定書

帯広市水道事業管理者(以下「甲」という。)と帯広市管工事業協同組合理事(以下「乙」という。)とは、地震、風水害、その他による災害(以下「災害」という。)により甲の施設が被災した場合の応急措置工事(以下「応急措置」という。)の協力について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、応急措置を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、応急措置を実施する必要があると認めるときは乙に協力の要請をすることができる。

2 前項の要請を受けた場合、乙は、甲に協力するものとする。

(要請手続等)

第3条 甲は、乙に応急措置の協力を要請するときは、次に掲げる事項を文書または電話等を持って行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 工事内容
- (3) 施工場所
- (4) 必要とする機材
- (5) その他必要事項

2 乙は、応急措置に従事する施工業者を、甲に速やかに通知するものとする。

(協力の実施)

第4条 応急措置を実施する施工業者は、災害現場に派遣された甲の職員の指示に従い工事を実施するものとする。

(報告)

第5条 乙は、施工業者が応急措置を完了した場合は、次に掲げる事項について甲に報告するものとする。

- (1) 応急措置に従事した施工業者名
- (2) 応急措置場所
- (3) 応急措置に従事した人員及び期間
- (4) 応急措置に使用した機材名
- (5) その他必要事項

(経費負担)

第6条 乙が、この協定に基づく協力のために要した経費については、甲が負担するものとする。

(連絡窓口等)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、次のとおりとする。

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市水道部工務課

電話 0155-24-4111 (内線 4630) FAX 0155-23-0165

乙 帯広市西6条南6丁目4番地
帯広管工事業協同組合

電話 0155-26-3022

(協議事項等)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲、乙別途協議のうえ定めるものとする。

（協定適用時期）

第9条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成14年4月18日

甲 帯広市水道事業管理者 大江 健 式

乙 帯広管工事業協同組合
理事長 仲 村 晋

災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書

帯広市(以下「甲」という。)と赤帽帯広軽自動車運送協同組合(以下「乙」という。)は次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、帯広市域内に地震、豪雨、豪雪、暴風などの自然災害又は大規模な火事、爆発、その他の大規模な事故により生ずる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。)に、食料、生活雑貨品、医薬品及び防災資機材の物資(以下「物資等」という。)の輸送について、甲が乙に軽自動車運送(以下「運送」という。)の協力を要請する手続きを定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲が、「災害対策本部」を設置し、災害時の物資等輸送車両が不足するとき又は、必要とするときには、乙に対して輸送の協力を要請することができる。

(要請手続)

第3条 甲の要請手続は、災害対策本部長(以下「本部長」という。)が行う。ただし災害の状況により災害対策本部の各部長(以下「市部長」という。)から、乙又は組合員に協力の要請をすることができる。

2 要請にあたっては、次に掲げる事項を口頭又は電話等の手段をもって連絡するものとし、事後、第1号様式の文書を提出するものとする。

- ① 要請理由
- ② 要請車両台数
- ③ 要請期間及び要請物品
- ④ 派遣場所の担当部局の名称と担当者名
- ⑤ その他必要事項

(組合員の自主的参集)

第4条 前条の規定に係わらず、乙が事前に指名する乙の組合員は、帯広市内に震度6以上の地震が発生した時は、本部長又は市部長からの要請を待つことなく、自主的に市役所等に参集するものとする。

2 市部長は、乙の組合員に要請の有無を明確に伝達するものとする。

3 自主的に参集した乙の組合員は、市部長の指揮に従い、輸送業務を実施するものとする。

(輸送業務)

第5条 甲の要請により、輸送に従事する乙の組合員は、本部長又は市部長の指揮に従い、市役所、物資供給拠点、災害時医療拠点病院、災害時に協定している食料等物資の供給協力企業から各一般避難場所等への物資等の輸送業務に従事するものとする。

(報 告)

第6条 乙は、前条に基づき従事したときは、次に掲げる事項を口頭又は電話等をもって甲に報告するものとし、事後、第2号様式の文書を提出するものとする。

- ① 従事した車両及び従事者名簿
- ② 従事日数及び走行距離
- ③ その他必要事項

(経費の負担)

第7条 輸送の協力を要した経費は、甲の負担とする。

（経費の請求）

第8条 乙は、乙の組合員の輸送活動実績を集計し、甲に対して一括請求するものとする。

（経費の支払い）

第9条 甲は、前条に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、帯広市の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第10条 甲が負担する価格は、災害発生時直前における適正価格を基準として決定するものとする。

（情報の提供）

第11条 乙及び乙の組合員は、輸送諸活動中に覚知した災害被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（職員の同乗等）

第12条 本部長は、必要に応じて、乙又は乙の組合員の輸送車両に職員を同乗させることができるものとする。

2 乙又は乙の組合員、輸送業務を実施しようとするときは、必要に応じ、市部長に職員の同乗を要請することができる。

（通知及び協議）

第13条 甲は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、避難場所など防災関係資料の修正の都度、乙に通知するものとする。

2 乙は、この協定により協力できる組合員名簿を、甲に提出するものとする。

3 定期的な協議の場は、相互がそれぞれに通知したときに協議して定め、実施するものとする。

（協定の円滑化）

第14条 甲及び乙は、協定に基づく協力が円滑に行われるよう、次により相互の連携を図るものとする。

① 甲は、協力が円滑に行われるよう、主催する防災訓練に乙又は乙の組合員への参加の要請をするものとする。

② 乙及び乙の組合員は、甲から防災訓練参加の要請があった場合は、協力が円滑に行なわれるよう、積極的に参加するものとする。

（雑 則）

第15条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

第16条 この協定は、平成17年7月6日から適用する。

資料5（防災協定書）

この協定を証するため、本書2通を作成し当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成17年7月6日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 砂川 敏文

乙 帯広市白樺16条東12丁目4番地
赤帽帯広軽自動車運送協同組合
理事長 福島 信幸

第1号様式

軽自動車輸送の協力要請書

平成 年 月 日

赤帽帯広軽自動車運送協同組合
理事長 様

帯広市災害対策本部
本部長

平成 年 月 日付で締結した協定書に基づき、下記のとおり軽自動車輸送の協力を要請します。

記

1 要請理由

--

2 要請車両台数

台

3 要請期間及び要請物品

要 請 期 間	要 請 物 品
年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)	

4 派遣場所の担当部局の名称と担当者名

5 その他必要事項

第2号様式

軽自動車輸送業務従事報告書

年 月 日

帯広市長

様

住所
氏名

印

下記のとおり軽自動車輸送業務に従事しましたので報告いたします。

記

従事車両		従事者名	
従事日	走行距離	従事業務内容	備考
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		

従事車両		従事者名	
従事日	走行距離	従事業務内容	備考
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		

従事車両		従事者名	
従事日	走行距離	従事業務内容	備考
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		
月 日	km		

災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と社団法人十勝地区トラック協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関して、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し救助が必要な場合に、甲が行う救助物資等の輸送に対して乙が積極的に協力することにより、甲は円滑に貨物自動車の調達を図り、もって災害時応急対策の迅速な実施に寄与することを目的とする。

（要請）

第2条 甲は、救助物資等の輸送のため必要と認める場合は、乙に対して災害時応急対策用貨物自動車供給要請書（別記様式1）により車両の提供を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事情があるときは、電話又は口頭で要請することができる。

（協力）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、別表に掲げる十勝管内に事業所を有する加盟運送事業者間の調整を行い、受託する運送事業者（以下「受託者」という。）を決定して甲へ通知する。

（運賃等）

第4条 甲が使用した車両に係る運賃又は料金（以下「運賃等」という。）は、受託者が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号、以下「法」という。）第11条の規定に基づき、運輸大臣に届け出ている額による。

（運賃等の支払い）

第5条 受託者は、受託した輸送が終了したときは、運賃等の明細を添付した請求書により甲へ請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領した日から30日以内に受託者へ支払うものとする。

（受託者の責任等）

第6条 物資の輸送に関し受託者が負うべき責任等は、法第10条第1項の規定に基づき受託者が定めている運送約款による。

（要請の特例）

第7条 甲は、緊急を要する輸送を行う必要が生じた場合において、休日、夜間その他やむを得ない事情により乙と連絡が取れない場合は、第2条の規定にかかわらず、別表に掲げる事業者へ直接要請できるものとする。

（疑義の決定）

第8条 この協定に定めない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定は平成18年4月1日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

資料5（防災協定書）

上記のとおり協定したことを証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成18年3月24日

甲 帯 広 市
帯広市長 砂 川 敏 文

乙 帯広市西19条北2丁目4番地
社団法人十勝地区トラック協会
会 長 沢 本 輝 之

(別記様式1)

平成 年 月 日

災害時応急対策用貨物自動車供給要請書

社団法人 十勝地区トラック協会 様

災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

帯 広 市 長

担 当 課		担 当 者		電 話 番 号	
		職・氏名		FAX番号	

集 荷 依 頼 先	名 称	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話 () FAX ()
集 荷 依 頼 日 時	平成 年 月 日 () :	
配 送 依 頼 先	名 称	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話 () FAX ()
配 送 依 頼 日 時	平成 年 月 日 () :	
輸 送 物 資	・ 毛 布 箱 ・ 日用品セット 箱 ・ () 箱	
要 請 台 数	t車	台
	t車	台
備 考		

帯広空港消火救難隊に関する協定書

帯広市及び帯広空港において事業を営む第2条に掲げる団体（以下「協力団体」という。）は、帯広空港及びその周辺における航空機事故、火災その他災害時（以下「緊急事態」という。）における消火救難活動について、次のとおり協定する。

(目 的)

第1条 この協定は、緊急事態の発生もしくは発生の恐れのある場合において、帯広市航空災害救難対策要綱に基づき、同本部が設置されて機能するまでの間、又は同本部が設置されるまでに至らない程度の比較的軽微な災害（事故）に際して、帯広市空港事務所及び協力団体が消火救難隊を編成することにより、緊密な協力の下に一貫した消火救難活動を行い、もって被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(構 成)

第2条 消火救難隊は、次に掲げる協力団体の長及び職員をもって構成する。

- (1) 帯広市空港事務所
- (2) 国土交通省東京航空局帯広空港出張所
- (3) 独立行政法人航空大学校帯広分校
- (4) 新千歳航空測候所帯広空港出張所
- (5) 日本通運(株)帯広総代理店
- (6) (株)日本航空帯広支店
- (7) 北海道釧路方面帯広警察署空港警備派出所
- (8) 熱源輸送(株)帯広空港給油所
- (9) (株)ジャムコ帯広事業所
- (10) 帯広空港ターミナルビル(株)
- (11) (財)帯広市産業開発公社帯広空港施設管理事務所
- (12) (株)セノン北海道支社帯広営業所
- (13) (株)アスピック帯広支店
- (14) 十勝バス(株)空港案内所
- (15) 山崎商事(株)航空給油所
- (16) 東急ファシリティサービス(株)道東営業所
- (17) 府中エアサービス(株)
- (18) (株)エアトランセ帯広事業所

(編 成)

第3条 消火救難隊に隊長及び副隊長を置き、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 隊 長 帯広市空港事務所長
- (2) 副隊長 国土交通省東京航空局帯広空港出張所長
独立行政法人航空大学校帯広分校長
日本通運(株)帯広総代理支店長
帯広空港ターミナルビル(株)専務取締役

- 2 消火救難隊に次の班を置き、それぞれに別表に掲げる事務を行う。
 - (1) 総務情報班
 - (2) 消 火 班
 - (3) 警 備 班
 - (4) 救難救急班
 - (5) 協 力 班
- 3 各班は、あらかじめ班長を選任し隊長に届け出るものとする。
- 4 所掌事務に規定されない事項については、隊長は協力団体の長と協議し指示するものとする。

（協力団体の任務）

第4条 協力団体の長は、隊長の指示があるときは、人員の派遣及び車両等機械並びに施設等の提供について協力するものとする。

（行動の基準）

第5条 隊員は、緊急事態の発生又は発生のおそれのあるときは、消火救難隊業務要領及びこの協定その他隊長が定めるものに基づき行動するものとする。

（緊急事態の通報）

第6条 緊急事態の発生又は発生するおそれのある場合は、帯広市及び協力団体は速やかに相互に通報又は支援の要請を行うものとする。

- 2 前項の通報は、電話その他適当な方法により、次の事項を明確にして行うものとする。
 - (1) 緊急事態の種類
 - (2) 航空機事故に関する場合は、当該航空機の種類及び搭乗人員等
 - (3) 緊急事態発生の場所及び時刻
 - (4) その他必要な事項

（警 報）

第7条 緊急事態発生の警報はサイレンをもって行うものとする。

（集 合）

第8条 隊員は、前条の警報があったときは速やかに定められた集合地点に集合するものとする。

（隊員の表示）

第9条 隊員は、消火救難活動に従事するときは、所定の腕章（様式第1号）（略）を着用するものとする。

（災害補償）

第10条 消火救難活動に従事する隊員に人的被害が生じた場合は、隊員の所属する協力団体において災害補償等を行うものとする。

（費用負担）

第11条 消火救難活動のために要する費用については、原則として緊急事態の原因を有する機関又は団体が負担するものとし、これによりがたい場合にあっては相互協議し定めるものとする。

（訓 練）

第12条 帯広市及び協力団体は相互協議のもとに立案計画して、消火救難活動に関する訓練を定期的に実施するものとする。

（資料の交換）

第13条 帯広市及び協力団体は、消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

（調査に対する協力）

第14条 帯広市及び協力団体が消火救難活動を実施するに当たっては、当該緊急事態の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（器材の常備と点検）

第15条 帯広市及び協力団体は、緊急事態に対処できるように必要な器材を常備しておくものとする。

2 常備した器材の機能維持のため、協力団体はその責任において定期的に点検しておくものとする。

（車両通行証の携帯）

第16条 帯広市及び協力団体は、緊急時における帯広空港及び周辺の交通規制の対処として、常に車両通行証（様式第2号）（略）を各自通勤車両に携帯しておくものとする。

（その他）

第17条 この協定に定めるものの他必要な事項又は変更があるときは、その都度協議して実施するものとする。

附 則

(1) この協定を証するため、本書18通を作成しそれぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

(2) この協定は、平成18年4月1日から施行する。

(3) 従前の「帯広空港消火救難隊に関する協定」（平成10年8月1日）は、廃止する。

平成18年4月1日

帯 広 市 長 砂 川 敏 文

国土交通省東京航空局帯広空港出張所 所 長 伊 藤 幸 雄

独立行政法人航空大学校帯広分校 分 校 長 仲 川 長 男

新千歳航空測候所 所 長 野 村 保 夫

資料5（防災協定書）

日本通運株式会社帯広総代理支店 支店長	久保貴嗣
株式会社日本航空帯広支店 支店長	下山知一
北海道釧路方面帯広警察署 署長	藤井哲夫
熱源輸送株式会社 代表取締役	原田照久
株式会社ジャムコ帯広事業所 所長	花井敏明
帯広空港ターミナルビル株式会社 代表取締役社長	岩野洋一
財団法人帯広市産業開発公社 理事長	石黒三博
株式会社セノン北海道支社 支店長	岩崎弘
株式会社アスピック帯広支店 支店長	嶋木英明
十勝バス株式会社 取締役社長	野村文吾
山崎商事株式会社 代表取締役	高橋勝坦
東急ファシリティサービス株式会社道東営業所 所長	小栗淳
府中エアサービス株式会社 代表取締役	府中道子
株式会社エアトランセ 代表取締役社長	中山理加

班 別	所 掌 事 項
総務情報班 (総務部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 緊急連絡の実施に関する事。 2 隊員の招集（インターホン、放送、無線等による）に関する事。 3 隊長への情報提供及び補佐業務に関する事。 4 通信網（臨時電話、無線機等）の手配及び管理に関する事。 5 関係機関及び各班との連絡調整並びに情報収集業務に関する事。 6 災害現場での状況把握及び隊長への報告義務に関する事。 7 制限区域内立ち入り等に関する事。 8 帯広空港災害対策本部の設置に関する事。 9 協力班への協力要請並びに指示に関する事。 10 報道関係者の対応（報道取材及び記者会見等の設営等）に関する事。 11 搭乗旅客簿の入手に関する事。 12 災害の状況並びに消火救難活動の記録等に関する事。 13 その他、他の範囲属さない事項に関する事。
消 火 班 (救 難 部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 空災用化学車による火災の制限及び予防に関する事。 2 事故現場における応急消火業務に関する事。 3 消火救難器材の調達並びに車両の確保及び配車に関する事。 4 救難業務の救助業務に関する事。 5 その他、火災予防・制御・消火に付随する業務に関する事。
警 備 班 (警 備 部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 門扉の開閉及び空港内制限区域の警備に関する事。 2 被災者の応急手当及び医師、病院への手配に関する事。 3 事故現場の保存警備に関する事。 4 事故現場における状況及び航空機部品等の位置の記録に関する事。
救 難 救 急 班 (救難部・医療部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の救助救出並びに一時収容に関する事。 2 被災者の応急手当及び医師、病院への手配に関する事。 3 被災者の指名及び近親者等連絡先の確認及び連絡に関する事。 4 一時主要避難場所の設営に関する事。 5 被災者の一時収容施設への移送に関する事。 6 支社の応急安置に関する事。
協 力 班 (協 力 部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者等の輸送に関する事。 2 空港ターミナルビル館内のインフォメーション業務に関する事。 3 その他各班に関する事。

災害時における応急対策等の協力に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と帯広空調衛生工事業協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における防災活動及び応急対策（以下「応急活動等」という。）の協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、帯広市区域内で地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う応急活動等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急活動等のため、乙に対し、災害時応急活動等要請書（様式1）により協力の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前項の規定による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事情のない限り、他の業務に優先して次に掲げる事項を協力するものとする。

- （1）避難施設又は、公共施設の被害状況把握及び各機能の点検
- （2）施設屋内の給排水機能の確保及び復旧作業
- （3）施設屋内の空調、換気機能の確保及び復旧作業
- （4）重油、灯油、プロパンガス等の危険物の点検及び復旧作業
- （5）その他、応急活動等に関し必要な作業

（活動報告）

第4条 乙は、甲により要請された応急活動等を完了したときは、速やかに応急活動報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づく応急活動等に要した経費は、甲の負担とする。

（情報の提供）

第6条 甲と乙は、応急活動等を円滑に行うため、連絡責任者を定め、緊密な情報交換を行うものとする。

（労災補償及び損害補償）

第7条 応急活動等において、乙の会員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が加入の労災保険を適用するものとする。

2 応急活動等により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする

（有効期間）

第9条 この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、調印の日から施行し、その日から起算して一年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

資料5（防災協定書）

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年9月22日

甲 帯広市
帯広市長 砂川 敏文

乙 帯広市西6条南6丁目4 井上ビル1F
帯広空調衛生工事業協会
会 長 千葉 清孝

様式1(第2条関係)

年 月 日

帯広空調衛生工事業協会 様

帯広市長

災害時応急活動等要請書

災害時における応急対策等の協力に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。

担当課		担当者 職・氏名		電話番号	
				FAX番号	
災害名					

災害発生状況	
協力要請場所	
協力要請事由	
必要な資機材	
人 員	
備 考	

様式2(第4条関係)

応急活動報告書

出勤協会員名	出勤期間	延日数	延人数	活動内容	備考
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				
	自 年 月 日 至 年 月 日				

年 月 日

上記のとおり完了したので報告いたします。

帯広市長 様

帯広空調衛生工事業協会
会長

災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

災害時における歯科救護活動の万全を期するため、帯広市(以下「甲」という。)と社団法人 十勝歯科医師会(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、帯広市地域防災計画に基づき甲が行う歯科医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救護班の派遣)

第2条 甲は、帯広市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要がある場合は、災害時歯科医療救護活動等要請書(様式1)により乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定、提出及び報告)

第3条 乙は、前条の規定により、歯科医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。また、要請された医療救護活動等を完了したときは、速やかに歯科医療救護活動報告書(様式2)により甲に報告するものとする。

(救護班の業務)

第4条 救護班は、甲又は市町村が避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を実施するものとする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 避難所内におい転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科医療・衛生指導
- (4) 検死・検案に際しての法歯学上の協力

(救護班に対する指揮命令等)

第5条 救護班に対する指揮命令系及び歯科医療救護活動に関わる連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医薬品の補給等)

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(収容医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- （1）救護班の編成及び派遣に要する費用
- （2）救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費
- （3）救護班員が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- （4）前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの
（市町村及び郡市区歯科医師会との調整）

第10条 甲は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき市町村の行う歯科医療救護活動が、本協定に準じ、郡市区歯科医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の歯科医療救護活動が円滑に実施されるよう、郡市区歯科医師会にたいし、必要な調整を行うものとする。

（細目）

第11条 この協定に定めるものの他、この協定の実施のために必要な事項は別に定める。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第13条 この協定の有効期限は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期限の満了の日の1月前までに、甲乙のいずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年3月19日

甲 帯広市
帯広市長 砂川 敏文

乙 社団法人 十勝歯科医師会
会長 有田 修造

様式1 (第2条関係)

年 月 日

十勝歯科医師会 様

帯広市長

災害時歯科医療救護活動等要請書

災害時における応急対策等に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。

担当課		担当者		電話番号	
		職・氏名		FAX番号	
災害名					

災害発生状況	
協力要請場所	
協力要請事由	
必要な資機材	
人 員	
備考	

様式2 (第3条関係)

歯科医療救護活動報告書

班名	災害発生場所	歯科医療救護活動場所	活動状況	備考
			月 日 時 分 ~ 時 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分 ~ 時 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分 ~ 時 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	
			月 日 時 分 ~ 時 取扱件数 件 移送 件 死体処理 件	

災害時における応急生活物資の確保等に関する協力協定

帯広市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープさっぽろ（以下「乙」という。）とは、災害時において必要な応急生活物資の確保等の協力について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲と乙とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図ることを目的とし、応急生活物資の確保等に関する事項について定めるものとする。

（要請）

第2条 災害時において甲が応急生活物資を必用とするときは、甲は乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙が保有している商品の供給、運搬及び必要な情報の提供
- (2) 甲が必要とする応急生活物資の仕入れ、運搬及び情報の提供

2 前項の要請は甲の総務部長が行うものとする。ただし、災害の状況により緊急を要する場合は、帯広市災害対策本部長（市長）が指定する部長においても、乙に要請することができる。

（応急生活物資）

第3条 甲が乙に要請する災害時の応急物資は、次のとおりとする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定した物資

（要請の方法）

第4条 甲からの要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭又は電話等をもって要請し、事後において、速やかに文書を交付するものとする。

2 甲から乙への要請等に関する経路は、別に定める。

3 甲と乙とは、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障をきたさぬよう、日頃から点検、改善に努めるものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条の規定により乙が供給した商品及び乙が行った運搬等の経費については甲が負担する。

（経費の支払）

第6条 甲は、前条に基づき乙から経費の支払いの要求があった場合は、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第7条 甲が負担する価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲・乙協議の上で決定するものとする。

（情報の提供）

第8条 甲は乙に対し別表1に掲げる災害時応急生活物資の確保に必要な情報等について、甲の求めに応じ提供するものとする。

（法令の遵守）

第9条 この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法（昭和23年法律第二百号）その他の法令の規定を遵守するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して定める。

資料5（防災協定書）

附 則

この協定は、平成19年4月23日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、甲・乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年4月23日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 砂川 敏文

乙 札幌市西区発寒11条5丁目10番1号
生活協同組合 コープさっぽろ
理事長 松村 喬

別表1

災害時応急生活物資

	品 目 名	
食 料 品	<ul style="list-style-type: none"> ・菓子パン、調理パン、食パン ・弁当、おにぎり ・缶詰 (イージーオープン缶) ・レトルト食品 (ご飯) ・レトルト食品 (惣菜) 	<ul style="list-style-type: none"> ・インスタントラーメン ・果物 ・バター、ジャム ・育児用粉ミルク ・米、麺類、野菜、肉、魚類
飲 料 品	<ul style="list-style-type: none"> ・牛乳 ・ミネラルウォーター (ペットボトル) ・ウーロン茶、緑茶 (ペットボトル) ・緑茶、コーヒー、紅茶等 	
生 活 物 資	<ul style="list-style-type: none"> ・ほ乳瓶 ・紙おむつ (幼児用、大人用) ・生理用品 ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー ・ウェットティッシュ ・下着、靴下 ・使い捨てコップ、食器 ・懐中電灯、乾電池 	<ul style="list-style-type: none"> ・粘着テープ ・洗面用具 (タオル、歯ブラシ等) ・洗濯用具 (洗剤、洗濯バサミ等) ・水の要らないシャンプー ・裁縫セット ・文房具 ・使い捨てカイロ

- (1) 災害時の応急生活物資は、上記の品目を基準として、災害の規模などの状況に応じて調達する。
- (2) 品目は、上記の他に甲乙協議の上で必要なものを、その都度指定することができる。

日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会
災害時相互応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、異常湧水等による水道災害において、日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会（以下「地区」という。）が、被災会員の速やかな給水能力の回復のため地区管内の各会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

（会員の責務）

第2条 地区管内において水道施設に被害が発生した場合は、会員は、この協定の定めるところにより、被災会員に対し、当該被害の復旧にあたり、全面的に協力する責務を負う。なお、日本水道協会北海道地方支部から応援の要請があった場合においても地区の長の都市（以下「区長」という。）の要請に基づき応援協力をすることとする。

（代表都市の設置）

第3条 地区管内の各会員を釧路・根室支庁管内、十勝支庁管内、網走支庁管内の3ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。

2 前項の代表都市を釧路・根室支庁管内は釧路市、十勝支庁管内は帯広市、網走支庁管内が北見市とする。

（相互応援のための平常準備）

第4条 会員は、毎年5月末日までに応急給水容器及び応急復旧用資材を調査し、その調査結果を集計し区長に通知しなければならない。

2 区長は、必要に応じて前項の集計結果を会員に通知するものとする。

（応援要請の手順）

第5条 応援要請の手順は、次の各号による。

- (1) 各会員は、その属するブロックの代表都市へ応援を要請する。
- (2) 代表都市は、ブロック内のほかの会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、区長都市へ応援を要請する。
- (3) 区長都市は、地区管内の他のブロックの代表都市に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会北海道地方支部へ応援を要請する。

（応援要請内容）

第6条 応援の要請は次の事項を明らかにし、口頭、電話又は無線等の伝達手段を用いて行い、後日、様式により速やかに要請先まで提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援活動の種類)

第7条 会員が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業
- (3) 応急復旧用資材の供出
- (4) 工事業者のあっせん
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の派遣)

第8条 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じて給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、シュラフ、携行電灯、カメラなどを携行させるものとする。

- 2 派遣応援要員は、被災会員の指示に従って作業に従事する。
- 3 派遣応援要員は、会員名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第9条 応援活動が迅速かつ適切に遂行できるようにするため、被災会員は応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等を指定するものとする。

(費用の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する費用は、応援要員に係る基本的な人件費及びその他法令に別段の定めがあるものを除くほか、原則として被災事業体が負担するものとする。

(会員以外への協力)

第11条 会員は、地区管内の会員以外の水道事業者が災害により被災したときは、前各号に準じ応急給水等の協力を努めるものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関して必要な事項については、日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する指針を準用するものとし、その他の事項は区長が別に定める。

附 則

- 1 この協定は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 日本水道協会北海道地方支部震害等に伴う水道施設被害復旧に関する相互応援対策要綱(昭和55年5月1回支部総会決定)は、廃止する。

附 則

この協定は、平成19年8月1日から施行する。

資料5（防災協定書）

この協定の成立を証するために本書34通を作成し、区長及び会員記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年7月31日

日本水道協会北海道地方支部
道東地区協議会区長
釧路市長 伊 東 良 孝

根室市長 長谷川 俊 輔

釧路町長 佐 藤 廣 高

白糠町長 棚 野 孝 夫

厚岸町長 岩 狹 靖

弟子屈町長 徳 永 哲 雄

浜中町長 長谷川 徳 幸

標茶町長 池 田 裕 二

中標津町長 西 澤 雄 一

羅臼町長 脇 紀 美 夫

別海町長 水 沼 猛

標津町長 金 澤 瑛

資料5 (防災協定書)

十勝支庁管内代表都市
帯広市長 砂川敏文

十勝中部広域水道企業団
企業長 砂川敏文

音更町長 山口武敏

清水町長 高薄渡

士幌町長 小林康雄

新得町長 浜田正利

芽室町長 宮西義憲

広尾町長 大野進

幕別町長 岡田和夫

池田町長 勝井勝丸

本別町長 高橋正夫

足寄町長 安久津勝彦

大樹町長 伏見悦夫

上士幌町長 竹中貢

資料5 (防災協定書)

網走支庁管内代表都市
北見市長 神 田 孝 次

網走市長 大 場 脩

紋別市長 宮 川 良 一

美幌町長 土 谷 耕 治

津別町長 佐 藤 多 一

斜里町長 村 田 均

遠軽町長 北 川 健 司

訓子府町長 菊 池 一 春

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で平成18年12月22日付締結した「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下「防災協力協定」という。）に基づき、甲の地域において災害対応型自動販売機により取り組む協働事業について、次のとおり協定を締結する。

（目的・協働事業）

第1条 本協働事業は、防災協力協定に基づき、地域及び住民の安全・安心の補完、平常時からの防災意識の高揚による地域防災力の強化並びに地域振興活動の充実を目的として、乙所有のネットワーク接続された災害対応型自動販売機（電光掲示機能搭載型）を通して、次のサービスを提供するものである。

- (1) 災害対応型自動販売機の電光掲示板による甲の地域情報、行政情報、災害情報、気象情報等（以下「情報」という。）の提供。
- (2) 甲の災害基準により対策本部が設置された場合などの緊急時（以下「緊急時」という。）における災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供（以下「商品提供」という。）

（情報提供に関する事項）

第2条 災害対応型自動販売機の電光掲示板に掲示する情報の管理は甲が行うこととし、これによって生じる責任について、乙は一切負わないものとする。

- 2 電光掲示板の保全に要する費用及び電光掲示情報の送信等に係る費用は乙が負担するものとする。

（商品提供に関する事項）

第3条 乙は、緊急時の認定及び商品提供の実行権限を甲に委任するものとする。甲がその商品提供の開始時期を決定した場合は、可能な限り事前に電話等にてその旨を乙に報告するものとし、後日速やかに報告書（様式1）を乙に提出するものとする。

（災害対応型自動販売機の設置施設）

第4条 災害対応型自動販売機の設置施設は、別紙のとおりとする。

（連絡先）

第5条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

（甲の連絡先の表示）

名称	電話番号
帯広市総務部総務課（防災担当）	0155-65-4103
帯広市役所 当直（夜間・休日）	0155-24-4111

（乙の連絡先の表示）

名称	電話番号
帯広営業所（代表）	0155-32-2000
帯広営業所（衛星携帯）	090-6690-0861
本社総務部（夜間・休日／衛星携帯）	080-1017-0138

（守秘義務）

第6条 甲、乙は、協働事業の遂行にあたり、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- （1）開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
- （2）開示又は知得の際、自己が所有していたもの
- （3）正当な権限を有する第三者から入手したもの

2 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

（効力）

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成19年8月3日

甲 帯広市
帯広市長 砂川 敏文

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号
北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役常務 松本 肇

(別紙)

災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定
第4条に基づく災害対応型自動販売機の設置施設

災害対応型自動販売機の設置施設の表示（帯広市）

設置施設名	所在地
帯広市役所（1階ロビー）	帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市総合体育館	帯広市大通り北1丁目1番地1
帯広の森体育館	河西郡芽室町北伏古東7線6

(様式1)

災害対応型自動販売機 商品提供報告書

平成 年 月 日

北海道コカ・コーラボトリング株式会社

帯広営業所長 殿

帯広市 部 (担当) 印

平成19年8月3日締結した災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定第3条第1項の規定に基づき、貴社災害対応型自動販売機内在庫商品の無償提供を行いましたので、ご報告いたします。

● 災害内容

● 商品提供期間

平成 年 月 日 時 ~ 平成 年 月 日 時

● 商品提供を行った災害対応型自動販売機

設置施設名	所在地	マシンNO.

災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と帯広リース業協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、帯広市区域内で地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う仮設トイレ等の設置に対する乙の優先供給協力に関し、必要な事項を定める。

（供給の要請）

第2条 甲は、災害時における仮設トイレ等の設置のため、乙に対し、災害時仮設トイレ等の供給要請書（様式1）により供給の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（供給の実施）

第3条 乙は、前項の規定による甲の要請を受けたときは、他の業務に優先して次に掲げる事項を実施するものとする。

- （1）避難施設又は、公共施設に必要な仮設トイレの設置及び維持管理
- （2）避難施設又は、公共施設に必要な仮設電源設備（発電機）の設置及び維持管理
- （3）その他、応急仮設トイレ等に関し必要な資機材の供給

（供給の報告）

第4条 乙は、甲により要請された仮設トイレ等の供給を完了したときは、速やかに仮設トイレ等の供給報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づく仮設トイレ等の供給に要した経費は、甲の負担とする。

（経費の支払い）

第6条 甲は、前条に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第7条 甲が負担する価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲・乙協議の上で決定するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

資料5（防災協定書）

（有効期間）

第9条 この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、調印の日から施行し、その日から起算して一年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年10月23日

甲 帯広市
帯広市長 砂川 敏文

乙 帯広市西25条北1丁目3-13（東洋整工内）
帯広リース業協会
会 長 坂田 明美

様式1(第2条関係)

年 月 日

帯広リース業協会 様

帯広市長

災害時仮設トイレ等の供給要請書

災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。

担当課		担当者 職・氏名		電話番号	
				FAX番号	
災害名					

災害発生状況	
協力要請場所	
協力要請事由	
必要な資機材	
備 考	

様式2(第4条関係)

仮設トイレ等の供給報告書

No.	供給会社名	リース期間	延日数	延数量	供給場所	備考
1		自 年 月 日 至 年 月 日				
2		自 年 月 日 至 年 月 日				
3		自 年 月 日 至 年 月 日				
4		自 年 月 日 至 年 月 日				
5		自 年 月 日 至 年 月 日				
6		自 年 月 日 至 年 月 日				
7		自 年 月 日 至 年 月 日				
8		自 年 月 日 至 年 月 日				
9		自 年 月 日 至 年 月 日				
10		自 年 月 日 至 年 月 日				
11		自 年 月 日 至 年 月 日				
12		自 年 月 日 至 年 月 日				
13		自 年 月 日 至 年 月 日				
14		自 年 月 日 至 年 月 日				
15		自 年 月 日 至 年 月 日				

年 月 日

上記のとおり完了したので報告いたします。

帯広市長 様

帯広リース業協会
会長

災害時における非常放送に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と株式会社エフエムおびひろ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における非常放送に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、帯広市区域内で地震、風水害、大火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う市民への迅速かつ正確な情報提供に対する乙の協力に関し、必要な事項を定め、もって市民の生命、身体及び財産の保護に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における市民への迅速かつ正確な情報提供のため、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした協力要請書（様式1）により協力の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

- （1）発信日時
- （2）災害の種類
- （3）要請内容
- （4）放送文案
- （5）放送期間・回数等
- （6）その他必要事項
- （7）連絡責任者及び連絡先

（協力の実施）

第3条 乙は、前項の規定による甲の要請を受けたときは、他の業務に優先して非常放送を行うものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく非常放送に要した経費は、乙の負担とする。ただし、その放送が長期間にわたる場合は、甲乙協議するものとする。

（連絡責任者）

第5条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、災害時において良好な情報伝達を確保する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、調印の日から施行し、その日から起算して一年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする

資料5（防災協定書）

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年10月30日

甲 帯広市
帯広市長 砂川 敏文

乙 帯広市東1条南8丁目2
株式会社エフエムおびひろ
代表取締役社長 金澤 耿

(様式1)

株式会社エフエムおびひろ
 代表取締役社長 金 澤 耿 様
 Tel 23-0778 fax 23-7780

発信日時			
平成	年	月	日
	時	分	

帯広市長 砂川 敏文

災害時における非常放送の協力要請書

次のとおり非常放送の協力を要請します。

項 目	内 容
災害の種類	
要請内容	
放送文案	
放送期間・回数等	
その他必要な事項	
連絡責任者及び連絡先	

災害時における非常放送に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と株式会社おびひろ市民ラジオ（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における非常放送に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、帯広市区域内で地震、風水害、大火災等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う市民への迅速かつ正確な情報提供に対する乙の協力に関し、必要な事項を定め、もって市民の生命、身体及び財産の保護に寄与することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における市民への迅速かつ正確な情報提供のため、乙に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにした協力要請書（様式1）により協力の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、口頭で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

- （1）発信日時
- （2）災害の種類
- （3）要請内容
- （4）放送文案
- （5）放送期間・回数等
- （6）その他必要事項
- （7）連絡責任者及び連絡先

（協力の実施）

第3条 乙は、前項の規定による甲の要請を受けたときは、他の業務に優先して非常放送を行うものとする。

（費用の負担）

第4条 この協定に基づく非常放送に要した経費は、乙の負担とする。ただし、その放送が長期間にわたる場合は、甲乙協議するものとする。

（連絡責任者）

第5条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、災害時において良好な情報伝達を確保する。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、調印の日から施行し、その日から起算して一年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする

資料5（防災協定書）

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年10月30日

甲 帯広市
帯広市長 砂川 敏文

乙 帯広市東2条南11丁目1
株式会社おびひろ市民ラジオ
代表取締役 板倉 利男

(様式1)

株式会社おびひろ市民ラジオ
 代表取締役 板倉 利男 様
 TEL 25-5770 fax 25-5771
 帯広市長 砂川 敏文

発信日時			
平成	年	月	日
	時	分	

災害時における非常放送の協力要請書

次のとおり非常放送の協力を要請します。

項目	内容
災害の種類	
要請内容	
放送文案	
放送期間・回数等	
その他必要な事項	
連絡責任者及び連絡先	

災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定書

帯広市（以下「甲」という。）とイオン北海道株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資の供給等に関する協力について、次に通り協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲と乙とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図ることを目的とし、応急生活物資の確保に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が帯広市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、一般消費者に対する商品供給や被災店舗の復旧などの業務に支障のきたさない範囲で、保有商品の供給に対する協力について積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、原則として別表第1で定める品目から、災害の状況等に応じて指定する。

（要請手続等）

第6条 甲の乙に対する要請手続は、様式第1の文書をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。

2 甲から乙への要請系統などは、別表第2のとおりとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障をきたさないよう、日頃から点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定するものが行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

（費用の負担）

第8条 第4条及び第7条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の経費については甲が負担する。

（経費の請求）

第9条 前条に規定する経費は、乙が商品の供給及び運搬を終了した後、乙の作成した出荷確認書等により、帯広市長あてに一括請求するものとする。

（経費の支払）

第10条 甲は、前条に基づき乙から経費の支払請求があった場合は、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第11条 甲が負担する価格は、災害発生時直前における適正価格等を基準として甲乙協議のうえで決定するものとする。

（その他必要な支援）

第12条 この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議しての上決定するものとする。

（法令の遵守）

第13条 この協定の施行にあたっては、大規模小売店舗立地法（平成10年6月3日法律第九一号）その他の法令の規定を遵守するものとする。

（協議）

第14条 この協議に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は定期的に協議するものとする。

（雑則）

第15条 この協定は、平成20年2月14日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を持続する。

平成20年2月14日

甲 帯広市
帯広市長 砂川 敏文

乙 札幌市白石区本通21丁目南1番10号
イオン北海道株式会社
代表取締役社長 植村 忠規

(別表第1)

災害時応急生活物資

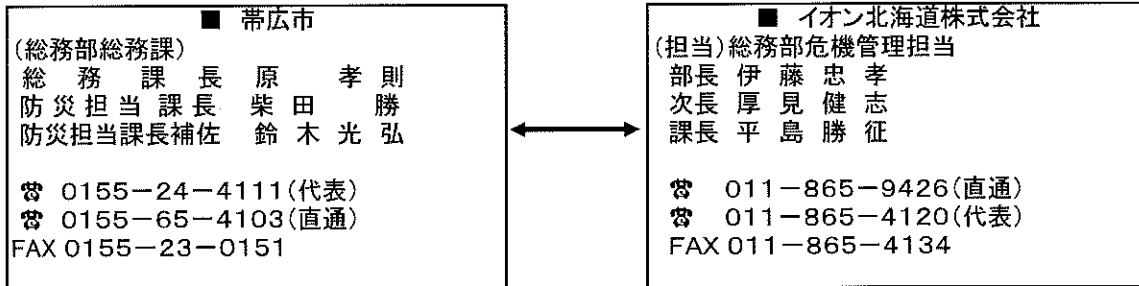
	品 目 名		
食 料 品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児用ミルク ・ 菓子パン、調理パン ・ 弁当、おにぎり ・ 缶詰 (イージーオープン) ・ 果物 (リンゴ、バナナ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米 ・ めん類 ・ 食パン ・ バター、ジャム ・ 肉、魚 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 野菜 ・ レトルト食品 (惣菜) ・ インスタントラーメン
飲 料 品	<ul style="list-style-type: none"> ・ ミネラルウォーター (ペットボトル) ・ ウーロン茶・緑茶 (ペットボトル) ・ 牛乳 (LLタイプ) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コーヒー、紅茶類 	
生 活 物 資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電池、懐中電灯 ・ 粘着テープ ・ ビニールシート、ブルーシート ・ 紙おむつ (幼児用、大人用) ・ ウエットティッシュ ・ 生理用品 ・ ポリバケツ ・ 卓上ガスコンロ ・ 哺乳瓶 ・ 使い捨てコップ、食器 ・ トイレットペーパー ・ ティッシュペーパー 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毛布 ・ 雨具 ・ 洗面用具 (ケトル、歯ブラシ等) ・ 水のいらないシャンプー ・ 下着、靴下 ・ 洗濯用具 (洗剤、洗濯ばさみ等) ・ 裁縫セット ・ 文房具 ・ マスク ・ 靴 	
	(冬季対策) <ul style="list-style-type: none"> ・ 寝具、寝袋 ・ 使い捨てカイロ ・ 除雪用具 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 灯油 	

- (1) 災害時の応急生活物資は、上記の品目を基準として、災害の規模などの状況に応じて調達する。
- (2) 品目は、上記の他に甲乙協議の上で必要なものを、その都度指定することができる。

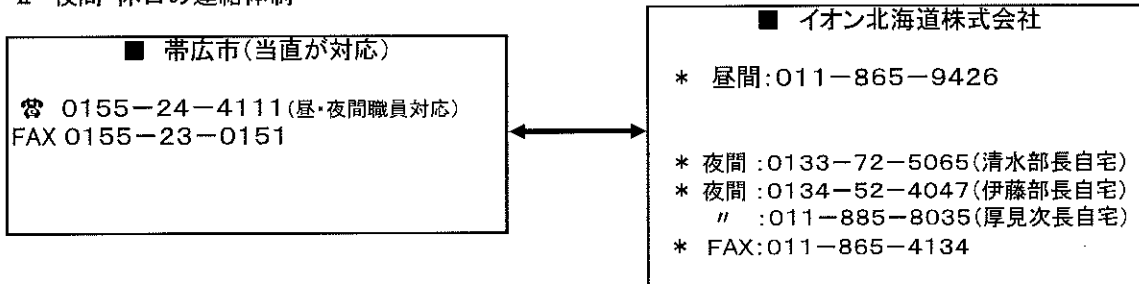
(別表第2)

帯広市とイオン北海道株式会社との災害時等における連絡(緊急)系統表

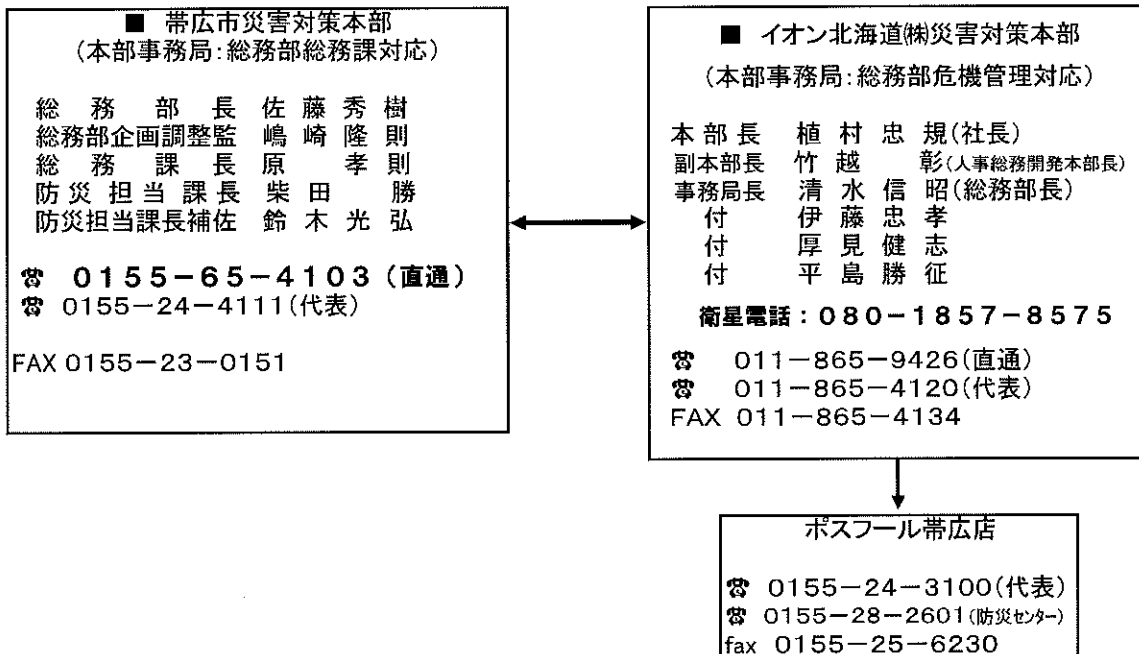
I 平常時の連絡体制



II 夜間・休日の連絡体制



III 災害対策本部設置時の連絡体制



※ 災害時応急生活物資供給等の要請は、自治体の責任者からイオン北海道(株)の総務部長に対して要請するものとする。

(様式第1)

平成 年 月 日

災害時における応急生活物資の供給についての協力要請書

イオン北海道株式会社
代表取締役社長 様

帯広市長
(帯広市災害対策本部長)

災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定書第6条第1項の規定に基づき、
次のとおり応急生活物資の供給の協力を要請します。

連絡先	電話 _____
口頭、電話等 による連絡 日時	平成 年 月 日 時 分
要請理由	
要請期間	
供給物資	
備考	

避難場所広告付看板に関する協定

帯広市を「甲」とし、北電興業株式会社を「乙」として、甲と乙との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、帯広市における避難場所広告付看板（以下「看板」という。）の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（主旨）

第2条 看板の掲出により、市民に対し災害発生時の地域の避難場所を周知すること、及び平時からの防災意識を啓発することを主旨とする。

（定義）

第3条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）避難場所広告付看板

乙の実施している広告事業のうち、北海道電力電柱への巻付看板に民間企業等の広告と併せて災害発生時の避難場所を記載するものをいう。

（2）広告主

本協定の主旨に賛同する民間企業等をいう。

（3）北海道電力電柱

北海道電力株式会社が所有する電柱をいう。

（甲の義務）

第4条 甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供すること。

（乙の義務）

第5条 乙は、この協定の主旨にかなう広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。

2 乙は、掲出された看板の維持管理及び住民からの申出等に対する対応を行うこと。

3 乙は、看板の掲出状況について、甲の求める場合に報告を行うこと。

4 乙は、看板の掲出にあたっては、法令等を遵守し、公序良俗に反しないこと。

（経費等）

第6条 看板の掲出に必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲は負担しないものとする。

（細目）

第7条 この協定を実施するために必要な事項は、別に定める。

（協議事項）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ、決定す

るものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限りその効力は持続するものとする。

甲と乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成20年3月27日

甲 帯広市
帯広市長 砂川敏文

乙 札幌市中央区北1条東3丁目1番地
北電興業株式会社
取締役社長 熊谷直孝

避難場所広告付看板に関する協定実施細目

（主旨等）

第1条 この実施細目は、避難場所広告付看板に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この実施細目における用語の定義は、協定の例による。

（看板の仕様）

第2条 協定第3条第1号に規定する避難場所広告付看板（以下「看板」という。）の仕様については、別紙1のとおりとする。

（避難場所の記載）

第3条 看板への避難場所の記載については、次のとおり行うものとする。

（1）看板に記載する避難場所名は、帯広市が指定している設置場所を含む区域の避難場所を掲出することとする。

（2）避難場所の変更等により看板の表示に訂正の必要を生じた場合は、乙は、直ちに必要な修正を行うものとする。

（広告の選定等）

第4条 協定第3条第2号に規定する広告主については、法令及び帯広市広告掲載基準（別紙2）に基づき基準にかなうものを乙が責任を持って選定するものとする。ただし、帯広市広告掲載基準で、乙が確認できない事項については、甲に確認し、基準にかなわない場合は、甲から乙にその旨を書面で回答するものとする。

（情報の提供）

第5条 協定第4条に規定する看板の掲出のために必要な情報は、帯広市により指定されている避難場所とする。

2 甲は、乙に対し、避難場所の変更等に伴う情報提供を随時行うものとする。

（設置の届出）

第6条 掲出状況については、設置の都度、別紙3のとおり届出するものとする。

（有効期間）

第7条 この協定細目は、協定細目締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定細目終了の通知をしない限りその効力は持続するものとする。

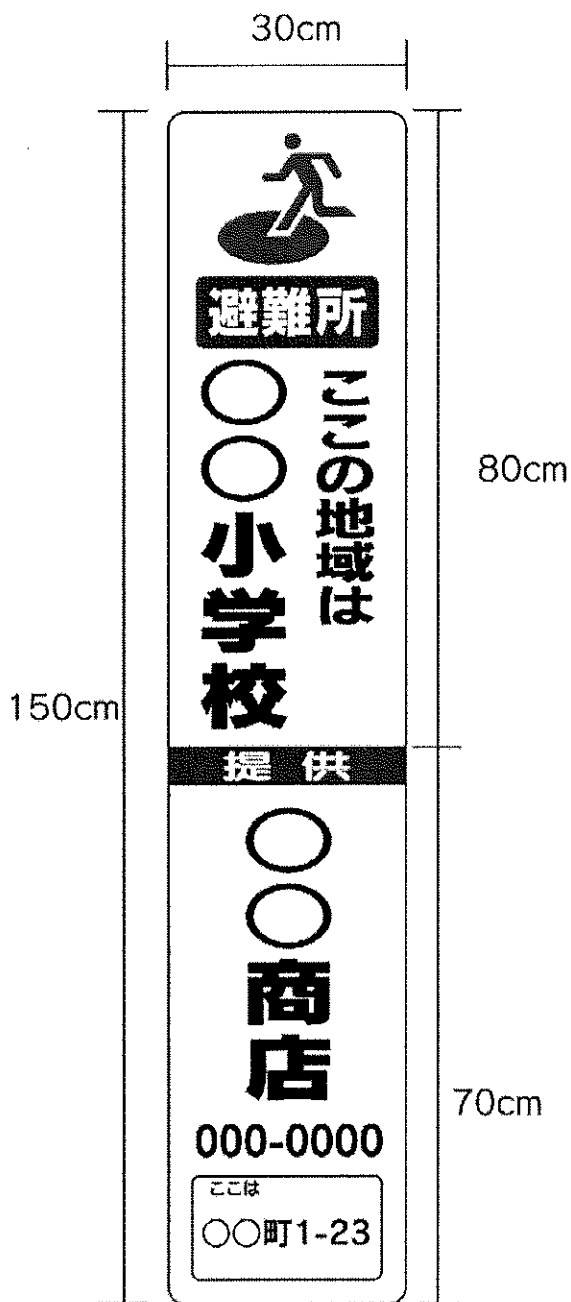
甲と乙は、本協定細目書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成20年3月27日

甲 帯広市
帯広市長 砂川敏文

乙 札幌市中央区北1条東3丁目1番地
北電興業株式会社
取締役社長 熊谷直孝

別紙-1



〇〇小学校、〇〇商店、〇〇町は例記です

帯広市広告掲載基準

帯広市広告掲載要綱により定めている広告掲載基準は次のとおりです。

1) 規制業種又は事業者

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 暴力団又は暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する(昭和23年7月10日法律第122号)第2条に該当するもの
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- (5) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- (6) 指名停止措置を受けている業者
- (7) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている者
- (8) 市の資産を広告媒体とする広告に係る業種又は事業者として適当でないと認められるもの。

例えば、次のようなものをいう。

- ア 調査会社、探偵事務所等に関するもの
- イ 銃砲刀剣類その他の危険物に関するもの
- ウ 人事募集又は解雇広告に関するもの
- エ 連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びこれに類する取引に関するもの
- オ 前払式割賦販売等(許可業者を除く)に関するもの
- カ 医療行為に類似したサービス又は医療用器具に類似した商品に関するもの
- キ 消費者金融に係るもの
- ケ 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第154号)による再生又は更生手続中のもの
- コ 市税を滞納しているもの

2) 掲載基準

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 法令等により製造、販売、提供等することが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
 - イ 法令等に基づく許可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
 - ウ その他粗悪品等広告掲載が適当でないと認められる商品又はサービスの提供に係るもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又は害するおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
 - ア 暴力、とばく、覚せい剤等規制薬物の乱用、売春等の行為を推奨し、又は肯定、美化した

- イ 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるおそれのあるもの
 - ウ 性に関する表現で、露骨、わいせつなもの又は裸体を含むもの
 - エ 犯罪を誘発するもの又はそのおそれのあるもの
 - オ その他社会的秩序を乱すおそれのあるもの
- (3) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 他の者をひぼう、中傷、名誉毀損、信用毀損、業務妨害若しくは排斥するもの又はそのおそれのあるもの
 - イ 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ 第三者の氏名、写真、談話及び商標、著作権その他の財産権を無断で使用したもの及びプライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの又はそのおそれのあるもの（選挙広告を含む）
 - イ 政治団体による政治活動を目標とするもの又はそのおそれのあるもの（政党広告を含む）
- (5) 宗教性のあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 宗教団体による布教推進等を目的とするもの又はそのおそれのあるもの（宗教団体の広告を含む）
- (6) 社会問題についての特定の主義又は主張に当たるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 個人又は団体の意見広告
 - イ 国内世論が大きく分かれている社会問題等に関する主義又は主張若しくはこれらを含むもの
- (7) 個人又は法人の名刺広告
- (8) 内容又は責任の所在が不明確なもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 代理店募集、副業、内職、会員募集等で、その目的、内容又は責任の所在が不明確なもの
 - イ 通信販売で、連絡先、商品名、内容、価格、送料、数量、引渡し、支払方法及び返品条件等が不明確なもの
 - ウ 通信教育、講習会、塾又は学校類似の名称を用いたもので、その実体、内容、施設が不明確なもの
 - エ 外国に本校又は本部のある学校の日本校等で、学校教育法に基づく学校ではないにもかかわらず、その旨表示されていないもの
- (9) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認するおそれのあるもの。例えば、次のようなものをいう。
- ア 統計、文献、専門用語を引用し、又は取引等に関して表示すべき事項を明記せずに、実

際よりも、又は他の事業者のものより著しく優良若しくは有利であるかのように消費者を誤解させる表示又は表現（合理的な根拠を示す資料を求めたときに提出されない場合は、不当な表示とみなす）

イ 射幸心をあおる表示または表現

ウ 誇大な表現を含むもの

エ 社会的に認められていない許認可、保証、賞又は資格等を使用して権威づけようとするもの

オ 投資信託等の広告で、元本等が保証されているかのように誤認させる表現のもの

カ 他人名義の広告

キ その他消費者を誤認させるおそれのある表示又は表現（編集記事とまぎらわしい体裁・表現で、広告であることが不明確なものを含む。）

(10) 比較広告。例えば、次のようなものをいう。

ア 自己の供給する商品等について、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等として明示又は暗示するもの

イ 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示のあるもの及び第三者が推奨又は保証する記述のあるもの

(11) 懸賞広告及びクーポン付広告

(12) その他市の資産の性質等に照らし広告を掲載することが適当でない認められるもの。例えば、次のようなものをいう。

ア 市が広告主を支持し、又はその商品若しくはサービス等を推奨し、あるいは保証しているかのような表現のもの(市が別に認証等を行なっている商品又はサービス等に係るものを除く)

イ 品位を損なう表現のもの

ウ 詐欺的なもの、又はいわゆる不良商法とみなされるもの

エ 私設私書箱及び電話代行サービス等に関するもの

オ 投機を著しくあおる表現のもの

カ 債権取り立て、示談引受けなどに関するもの

キ 占い、運勢判断などに関するもの

ク 通貨及び郵便切手等の複写の使用

ケ 謝罪、釈明などのもの

コ 尋ね人、養子縁組などのもの

サ 暴力団又は暴力団の構成員を賞揚若しくは鼓舞し、又は暴力団排除活動に異論を唱える内容を含むもの

別紙3

避難場所広告付看板設置届

第 号
平成 年 月 日

帯広市長 砂川 敏文 様

出願者住所 帯広市西5条南7丁目2
氏名 北電興業株式会社帯広営業所
所長 鈴木 政光

次により、北海道電力電柱に避難場所広告付看板を設置しますので届出いたします。

1 広告主

(1) 住 所 帯広市

(2) 氏 名

電話 -

2 使用電柱所在地

No.	所在地	電柱番号	避難場所	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

3 工事予定年月日

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

災害時における応急対策等の協力に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と帯広電業協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における防災活動及び応急対策（以下「応急活動等」という。）の協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、帯広市内で地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が行う応急活動等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は災害時における応急活動等のため、乙に対し災害時応急活動等要請書（様式1）により協力の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前項の規定による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事情のない限り、他の業務に優先して次に掲げる事項を協力するものとする。

- （1）避難施設又は、公共施設の被害状況把握及び各機能の点検
- （2）施設屋内、屋外の電気設備機能の確保及び復旧作業
- （3）その他、応急活動等に関し必要な作業

（活動報告）

第4条 乙は、甲により要請された応急活動等を完了したときは、速やかに応急活動報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

（費用の実施）

第5条 この協定に基づく応急活動等に要した経費は、甲の負担とする。

（情報の提供）

第6条 甲と乙は、応急活動等を円滑に行うため、連絡責任者を定め、緊密な情報交換を行うものとする。

（労災補償及び損害賠償）

第7条 応急活動等において、乙の会員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙が加入の労災保険を適用するものとする。

2 応急活動等により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（有効期限）

第9条 この協定の有効期限は（以下「協定期間」という。）は、調印の日から施行し、その日から起算して1年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年6月11日

甲 帯広市
帯広市長 砂川 敏文

乙 帯広市西24条北2丁目5番52
帯広電業協会
会長 板倉 利男

様式1 (第2条関係)

年 月 日

帯広電業協会
会長 様

帯広市長

災害時応急活動等要請書

災害時における応急対策等の協力に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。

担当課		担当者職・氏名		電話番号	
				FAX 番号	
災害名					

災害発生状況	
協力要請場所	
協力要請事由	
必要な資機材	
人 員	
備 考	

様式2 (第4条関係)

応急活動報告書

No.	出動協会名	出動期間	延日数	延人数	活動内容	備考
1		自 年 月 日 至 年 月 日				
2		自 年 月 日 至 年 月 日				
3		自 年 月 日 至 年 月 日				
4		自 年 月 日 至 年 月 日				
5		自 年 月 日 至 年 月 日				
6		自 年 月 日 至 年 月 日				
7		自 年 月 日 至 年 月 日				
8		自 年 月 日 至 年 月 日				
9		自 年 月 日 至 年 月 日				
10		自 年 月 日 至 年 月 日				
11		自 年 月 日 至 年 月 日				
12		自 年 月 日 至 年 月 日				
13		自 年 月 日 至 年 月 日				
14		自 年 月 日 至 年 月 日				
15		自 年 月 日 至 年 月 日				

年 月 日

上記のとおり完了したので報告いたします。

帯広市長

様

帯広電業協会
会長

帯広市所管都市施設における災害時の協力体制に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と帯広建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、市民の生命、身体及び財産を守るための連携協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、帯広市地域防災計画に基づき、帯広市が所管する道路、公園及び河川等の都市施設の被害調査、並びに災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（内容）

第2条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 情報連絡網の構築・共有
- （2） 協力実施体制の構築・共有
- （3） 資機材保有状況の報告
- （4） 施設の被害状況の把握に係る業務対応
- （5） 災害応急対策に係る業務対応
- （6） その他必要と認める業務対応

（報告等）

第3条 甲及び乙は、前条第1号及び第2号に基づき、それぞれ災害時における情報連絡網及び協力体制を整備し、相互に共有するものとする。その際、乙は、乙の会員についても整備するものとする。

なお、協力体制の整備にあたっては、乙の会員以外の協力も含むことができる。

- 2 乙は、前条第3号に規定する会員の資機材の保有状況について把握し、甲に報告するものとする。
- 3 前記各項の報告等は、この協定締結以後直ちに、また、第9条に基づき更新となった場合は、その年の4月末までに行なうものとする。
ただし、情報連絡網及び協力体制に変更が生じた場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

（協力の要請）

第4条 甲は、災害時に第2条第1項第1号ないし第3号について、最新の情報を共有するため協力が必要と判断した場合は、乙又は乙の会員に対し、口頭又は書面にて要請をするものとする。

- 2 甲は、災害時に第2条第1項第4号ないし第6号に係る業務対応について、協力が必要と判断した場合は、乙又は乙の会員に対し、災害時応急対策要請書（別記様式1）をもって要請する。
ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事情があるときは、電話又は口頭で要請することができる。

（乙の会員に対する通知）

第5条 乙は、甲から第4条に係る協力要請があった場合には、直ちに、乙の会員に対し、その

旨を通知するものとする。

(他の協定等との関係)

第6条 甲と乙又は乙の会員が既に締結している災害時に関する協定等は、この協定に抵触しない限り、今後も有効とする。

2 この協定は、乙が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

(応急対策経費)

第7条 乙の応急対策活動に要する経費(以下「応急対策経費」という。)は、甲の負担とする。

2 応急対策経費は、当該応急対策活動の内容に応じ、甲の積算基準に従い算出した額を基準に、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(労災補償及び損害賠償)

第8条 応急活動において、乙の会員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙又は乙の会員が加入する労災保険を適用するものとする。

2 応急活動等により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(細目協定)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年12月1日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 砂川敏文

乙 帯広市西7条南6丁目2番地7
帯広建設業協会
会長 萩原一利

【別記様式1】(第4条関係)

平成 年 月 日

災害時応急対策要請書

帯広建設業協会 会長 様

帯広市所管都市施設における災害時の協力体制に関する協定に基づき、
下記のとおり要請します。

帯 広 市 長

担 当 課	担 当 者	電話番号	()
	職・氏名	FAX番号	()

出 動 要 請 場 所	名 称		
	所 在 地		
	連 絡 先	電話 ()	FAX ()
被 災 の 状 況			
要 請 内 容			
要 請 先 企 業 名	名 称		
	所 在 地		
	連 絡 先	電話 ()	FAX ()
要 請 建 設 資 機 材			

帯広市所管公園施設等における災害時の協力体制に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と社団法人北海道造園緑化建設業協会十勝支部（以下「乙」という。）とは、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、市民の生命、身体及び財産を守るための連携協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、帯広市地域防災計画に基づき、帯広市が所管する公園施設及び街路樹等道路施設の被害調査、並びに災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（応急対策活動等）

第2条 この協定に基づく応急対策活動は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 災害時の市内パトロール等による情報収集
- （2） 公園施設及び街路樹等道路施設の応急復旧及び撤去、搬送

（連絡体制の確立）

第3条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、乙の会員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

（情報交換等）

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、乙の会員が保有する建設機械、車両等の数量及び災害時の連絡体制等について報告を求めることができる。

（連絡責任者）

第5条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。

2 連絡責任者は、甲においては都市建設部みどりの課長、乙においては支部長をもって充てるものとする。

（要請）

第6条 甲は、乙による応急対策活動が必要と認めるときは、災害時応急対策要請書（別記様式1）をもって要請する。

ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事情があるときは、電話又は口頭で要請することができる。

2 乙及び乙の会員は、前項の要請を受けたときは、これに協力するものとする。

（応急対策経費）

第7条 乙の会員の応急対策活動に要する経費（以下「応急対策経費」という。）は、甲の負担とする。

2 応急対策経費は、当該応急対策活動の内容に応じ、甲の積算基準に従い算出した額を基準に、

甲及び乙が協議して定めるものとする。

（労災補償及び損害補償）

第8条 応急活動において、乙の会員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙の会員が加入する労災保険を適用するものとする。

2 応急対策等により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（細目協定）

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

（その他）

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年12月1日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 砂川敏文

乙 帯広市川西町基線42番地1
社団法人
北海道造園緑化建設業協会十勝支部
支部長 杉田吉弘

【別記様式1】(第6条関係)

平成 年 月 日

災害時応急対策要請書

北海道造園緑化建設業協会十勝支部

支部長 様

帯広市所管公園施設等における災害時の協力体制に関する協定に基づき、下記のとおり要請します。

帯 広 市 長

担 当 課	担 当 者	電話番号	()
	職・氏名	FAX番号	()

出 動 要 請 場 所	名 称	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話 () FAX ()
被 災 の 状 況		
要 請 内 容		
要 請 先 企 業 名	名 称	
	所 在 地	
	連 絡 先	電話 () FAX ()
要 請 建 設 資 機 材		

災害時における帯広市、郵便事業株式会社帯広支店間の協力に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）及び郵便事業株式会社帯広支店（以下「乙」という。）は、帯広市内に発生した地震その他による災害時において、災害対策基本法、災害救助法その他の関係法令に定めるもののほか、必要とする対応を甲と乙が相互に協力し、円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、帯広市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び救護対策
- （2）甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び避難者リスト等の情報の相互提供
- （3）乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷情報提供
- （4）避難所における臨時の郵便差出箱（郵便ポスト）の設置
- （5）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性を考慮し、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した費用については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ協力要請した者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

（災害情報等連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災会議への参加）

第6条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が開催する防災会議に出席する。

（防災訓練等への参加）

第7条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が行う防災訓練等に参加する。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定書に関する連絡責任者は、甲においては帯広市総務部総務課長、乙においては郵便事業株式会社帯広支店総務課長とする。

（協 議）

第10条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

附 則

本協定書は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通告しない限り、その効力を有する。

従前の「災害時における郵便局と帯広市の協力に関する協定」（平成10年12月14日）は、廃止する。

この協定書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年12月4日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 砂 川 敏 文

乙 帯広市西3条南8丁目10番地
郵便事業株式会社 帯広支店
支店長 守 山 悦 満

災害時における帯広市内郵便局と帯広市の協力に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と帯広市内郵便局（以下「乙」という。）は、帯広市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、帯広市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- （1）郵便局ネットワークを活用した広報活動
- （2）被災者の避難先及び避難者リスト等の情報を相互に提供
- （3）乙が所有する車両を緊急車両等として業務に支障のない範囲で提供（車両配備局に限る。）
- （4）郵便事業株式会社の災害特別事務取扱い、株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命の非常取扱いについて各社から要請があった場合の取扱い
- （5）前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（会議）

第4条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が開催する防災会議に出席する。

（訓練）

第5条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が行う防災訓練に参加する。

（経費の負担）

第6条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

- 甲 帯広市 総務部総務課長
- 乙 帯広市内郵便局 郵便局株式会社 帯広郵便局 お客さまサービス部長

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、平成20年12月4日から平成21年3月31日までとする。
ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに1年間効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印のうえ、各自1通を保有する。

平成20年12月4日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 砂川敏文

乙 帯広市西3条南8丁目10番地
帯広市内郵便局
代表 郵便局株式会社 帯広郵便局
局長 高橋日出夫

防災情報の共有に係る協定書

北海道開発局長（以下「甲」という。）と帯広市長（以下「乙」という。）は、防災情報の共有に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が所有する防災に係る情報（画面情報を含む。以下同じ。）を相互に共有すること（以下「共有」という。）について必要な事項を定め、もって迅速かつ的確な防災対策、状況に応じた施設の維持管理等に資することを目的とする。

（防災情報の共有）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる場合を除き、それぞれが保有する防災情報を共有するものとする。

- (1) 天災その他の事由により、次条第1項に規定する情報共有器機（この号及び次号において同じ。）に故障、異常等が発生し、又は次条第3項の規定により情報共有機器を使用できないとき。
- (2) カメラの倍率変更等、保守、点検その他の管理のために情報共有機器を使用できないとき。
- (3) 前2号に定めるもののほか、防災情報を共有できないことについてやむを得ない事情があるとき。

（情報の共有）

第3条 防災情報の共有は、甲の所有する河川、道路等の公共施設管理用光ファイバ網（以下「光ファイバ網」という。）、防災情報共有サーバ等（以下「情報共有機器」という。）を使用して行うものとする。

- 2 情報共有機器を使用するに当たっては、甲の定める防災情報セキュリティーポリシー実施手順によるものとする。
- 3 甲及び乙は、情報共有機器に故障、異常等が発生し、又は情報の漏えい、滅失もしくは既存のおそれがある場合は、そのおそれなくなるまでの間、情報共有機器の使用を停止することができる。
- 4 甲及び乙は、前項の規定により情報共有機器の使用を停止する場合は、あらかじめ相手方に通知するものとする。

（光ファイバ網への接続及び管理の特則）

第4条 光ファイバ網への接続に当たり、甲又は乙が整備する機器は別紙（省略）のとおりとする。

- 2 光ファイバ網への接続機器は、別紙（省略）の分類に基づき、それぞれが管理するものとする。
- 3 この協定に定めるもののほか、光ファイバ網への接続危機の管理に必要な事項は、別に定めるものとする。

（情報共有機器の故障等における報告義務）

第5条 甲及び乙は、情報共有機器に故障、異常音等が発生した場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（情報共有機器の更新等）

第6条 甲及び乙は、情報共有機器に故障、異常音等が発生した場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（防災情報共有推進協議会等への参加）

第7条 乙は、甲が設置し、甲及び甲の防災情報の共有に係る協定書を締結した防災関係機関（以下「防災関係機関」という。）で構成する防災情報共有推進協議会（以下「協議会」という。）に参加するものとする。

2 前項の規定に関わらず、この協定の締結時に協議会が設置されていない場合は、乙は、帯広開発建設部長が設置する「十勝地方道路連絡協議会」・「十勝川水防連絡協議会」に参加するものとする。

（権利等の帰属）

第8条 防災情報及びカメラを操作する権限は、当該情報及びカメラの所有者に帰属するものとする。

（防災情報の取扱い）

第9条 甲及び乙は、情報共有危機を使用して知ることのできた防災情報を、自らのために使用することができるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、情報共有危機を使用して知ることのできた防災情報を公表し、又は変更、切除その他の改変をしようとする場合は、あらかじめ所有機関の承諾を得るものとする。

3 前項の規定により承諾を得た場合は、協議会（第7条第2項の規定により「十勝地方道路防災連絡協議会」・「十勝川水防連絡協議会」に参加している場合は、当該協議会）に報告するものとする。

（守秘義務）

第10条 甲及び乙は、情報共有機器を使用して知ることのできた情報、情報共有機器の構成及び情報管理に関する情報を漏らしてはならない。

（譲渡の禁止）

第11条 甲及び乙は、この協定により生ずる権利及び義務を第三者に譲渡してはならない。

（協定の有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、平成21年3月31日までとする。ただし、期間満了の日までに、甲又は乙のいずれから、この協定の改廃等について申し出がないときは、同一の内容でさらに1年間更新するものとし、その後の期間満了時においても同様とする。

（協定の解除）

第13条 甲及び乙は、相手方から次に掲げる各号に該当するときは、文書により相手方に是正を勧告し、当該勧告から2週間を経過するまでに是正されない場合は、この協定を解除することができる。

（協定に定めのない事項等）

第14条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各々1通保有する。

平成20年12月10日

甲 北海道開発局長 鈴木英一

乙 帯広市長 砂川敏文

防災情報共有に係る維持管理に関する覚書

北海道開発局帯広開発建設部長（以下「甲」という。）と帯広市長（以下「乙」という。）は、防災情報の共有に係る協定書（平成20年12月10日締結）第4条第3項の規定に基づく防災情報の共有に係る構成機器（光ケーブル、L3-SW）の維持管理等に関する事項について、次のとおり覚書を交す。

（目的）

第1条 この覚書は、防災情報共有に係る構成機器の維持管理に関する事項を定め、平常時及び災害時の適切な管理を行うことを目的とする。

（構成機器の設置と占有）

第2条 乙は、甲に対して構成機器の設置場所を無償で提供するものとする。また、構成機器の設置に伴い事務手続きが必要な場合は、乙が行うものとする。

- 2 構成機器の設置に当たり、甲、乙協議のうえ、施工方法等を決定し施工するものとする。
- 3 機器の所在地、設置場所、使用及び設置台数は、別表-1のとおりとする。

（財産の帰属）

第3条 財産の帰属については、原則、防災情報共有に係る構成機器の整備に要する費用を負担したものに帰属するものとする。

（構成機器の設置期間）

第4条 構成機器の設置期間は、機器を設置した日から平成21年3月31日までとする。但し、期間満了の日の1ヶ月前までに甲及び乙からのいずれからも申し出のないときは、この期間を1年継続するものとし、当該期間を満了したときも同様とする。

（構成機器の維持管理）

第5条 甲は、構成危機が正常に機能するよう、機器の保守点検等必要な維持管理を行うものとする。

- 2 乙は、善良なる管理者の注意を持って、日常管理を行うものとする。
- 3 甲及び乙は、機器に異常が発生したときには、その旨を速やかにお互いに連絡するものとする。甲、乙の連絡窓口は別表-2のとおりとする。
- 4 乙は甲の地域防災情報共有システム及び、そのネットワークに支障を及ぼさないものとする。

（経費の負担）

第6条 甲は、次項に定める経費を除き、構成機器の設置、保守点検に必要な経費を負担するものとする。ただし、乙の責任により生じた機器障害は、この限りではないものとする。

- 2 乙は、機器に係る電気料、占有に係る費用を負担するものとする。
- 3 乙は、甲乙の協議により、相応の費用を負担するものとする。

（覚書の解除）

第7条 甲及び乙は、必要に応じ、協議の上、この覚書を解除することができる。

2 甲及び乙は、前項に規定により覚書を解除したときには、第3条の規定に伴い、甲及び乙の経費で構成機器を撤去するものとする。

（覚書外の次項）

第8条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に関し、疑義の生じた事項については、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、各々1通を保有するものとする。

平成20年12月10日

甲 帯広開発建設部長

安 田 修

乙 帯広市長

砂 川 敏 文

資料5 (防災協定書)

別表-1

設置機器名	設置場所	仕様	設置数量
光ケーブル	帯広市役所構内	SM-12C	116m
L3-SW	帯広市役所 機器収容筐体内	(W×H×D mm) 445×45×330	1台

別表-2

甲乙	問合せ窓口	電話番号
甲	帯広開発建設部 防災対策官付 防災対策専門官	0155-24-4121 (内 448)
乙	帯広市役所総務課 防災担当	0155-65-4103

災害時における応急対策等の協力に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と帯広建築工業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり災害時における防災活動及び応急対策（以下「応急活動等」という。）の協力に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、帯広市区域内で地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲が行う応急活動等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急活動等のため、乙に対し、災害時応急活動等要請書（様式1）により協力の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事情のない限り他の業務に優先して次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 避難所、代替避難所、その他コミュニティ施設等（以下「避難施設等」という。）の被害状況の点検及び応急措置
- (2) 前号の応急措置については、次に掲げるものとする。ただし、木造建築以外の施設についての構造部分に関する応急措置を除くものとする。
 - ア 避難施設等の開口部等の調整及び応急措置
 - イ 避難施設等の床・壁・天井等の応急措置
 - ウ 避難施設等の外壁の応急措置
 - エ その他避難施設等の破損箇所を修理可能と判断したもの

（活動報告）

第4条 乙は、甲により要請された応急活動等を完了したときは、速やかに応急活動報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づく応急活動等に要した経費は、甲の負担とする。

（経費の支払い）

第6条 甲は、前条に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第7条 甲が負担する価格は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲・乙協議の上で決定するものとする。

（情報の提供）

第8条 甲と乙は、応急活動等を円滑に行うため、連絡責任者を定め、緊密な情報交換を行うものとする。

（労災補償及び損害補償）

第9条 応急活動等において、乙の会員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙及び乙の会員が加入の労災保険を適用するものとする。

2 応急活動等により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期限（以下「協定期間」という。）は、調印の日から施行し、その日から起算して1年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとする。その後においても同様とする。

（細目協定）

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成21年8月4日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 砂川敏文

乙 帯広市公園東町3丁目11番地6
帯広建築工業協同組合
理事長 堀川隆之

災害等の発生時における帯広市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と北海道エルピーガス災害対策協議会（以下「乙」という。）は、帯広市の区域内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害等の発生時」という。）における応急・復旧活動の支援に関して必要な事項を定め、次のとおり協定を締結する。

（用語の定義）

第1条 この協定における「災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める災害、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に定める武力攻撃災害及び緊急対処事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態をいう。）により直接又は間接に生じる人的又は物的災害をいう。

（協力体制の確保）

第2条 災害等の発生時に必要な応急・復旧活動を行うため、甲は、乙に対し情報提供及び第4条の規定による要請を行うこととし、乙は、それを受け乙の会員事業者に対して必要な指示を行うものとする。

（応急・復旧活動支援の範囲）

第3条 この協定の対象となる応急・復旧活動支援とは、次に掲げるものとする。

- (1) 被災場所におけるLPガスの被害状況及び復旧状況の情報提供
- (2) 被災場所における応急措置及び復旧工事
- (3) 避難場所等へのLPガスの供給及び供給に必要な関連機器の設置工事
- (4) 大規模火災現場におけるLPガス設備の撤去等の安全対策
- (5) その他甲が必要とする要請事項

（応急・復旧活動の支援要請）

第4条 甲は、災害等の発生時に必要があると認めるときは、乙に対し応急・復旧活動の支援を要請できるものとする。要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（応急・復旧活動支援の実施）

第5条 乙は、甲の要請により応急・復旧活動の支援を行う場合、積極的な協力を努めるものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援に要した費用（人件費は除く。）は、原則として甲が負担する。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。
- 3 乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請により応急・復旧活動の支援業務に従事した者が、その業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の会員事業者が使用者責任

において行うものとする。

（損害の負担）

第8条 乙が甲の要請による応急・復旧活動の支援を行ったことにより生じた物的損害の負担について、その割合は、その都度、甲乙協議し定めるものとする。

（防災意識の向上等）

第9条 乙は、その協議会活動を通じて、LPガスの備蓄、緊急時対応設備の整備を日常的に行うほか、甲が行う防災訓練に参加するなど、会員の防災意識の向上に努めることとし、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

（協議事項）

第10条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名のうえ各自1通を保有する。

平成22年10月29日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 米沢 則寿

乙 帯広市西5条南2丁目11番地
北海道エルピーガス災害対策協議会
十勝支部長 高橋 勝坦

(第4条関係)

災害時業務協力要請書

平成 年 月 日

(社) 北海道エルピーガス協会十勝支部長 様

帯広市長

㊟

「災害等の発生時における帯広市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定」第4条の規定に基づき次のとおり協力を要請します。

要請担当者	部 課 係 電話番号： ～ ～ 担当者名：		
口頭による要請日時	月 日 () 時 分 頃		
要 請 内 容			
備 考			
出荷要請内容			
要 請 物 資	数 量	搬 入 先	搬入先担当者
			氏名
			電話
			氏名
			電話
			氏名
			電話
			氏名
			電話

災害時協力協定書

帯広市（以下「甲」という。）と財団法人北海道電気保安協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、帯広市内において自然災害や重大事故が発生した場合、及び、発生するおそれがある場合の、甲の電気使用設備の安全点検・検査の実施について定め、帯広市における迅速かつ円滑な災害復旧活動に資することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、台風、地震等の自然災害、大規模停電、大規模火災・爆発等の重大事故が発生した場合、及び発生するおそれがある場合で、甲が乙に対して協力を要請する必要があると認めた災害とする。

（応急対策活動の内容）

第3条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策活動は、次のとおりとする。

- （1）公共施設の電力復旧のために必要な調査等の応急対策活動
- （2）公共施設の電力復旧工事の監督、指導及び検査
- （3）その他、甲が必要と認める応急対策活動

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策活動の実施について、乙に対し、次に掲げ事項を記載した文書をもって協力を要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応急対策活動の実施期間及び場所
- （2）応急対策活動の内容
- （3）その他必要な事項

2 乙は、前項の規定による要請を受けた場合は、甲に協力するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、前条の規定により応急対策活動を実施した場合は、甲に対し、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。ただし、緊急の場合は口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）応急対策活動の実施期間及び場所
- （2）応急対策活動の内容
- （3）その他必要な事項

（費用負担）

第6条 乙が応急対策活動に要した費用は、乙が負担する。ただし、資材等の材料費は甲の負担とする。

（公務災害補償）

第7条 乙は、応急対策活動の実施にあたっては、職員が労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けるための必要な手続きをあらかじめ実施する。

（協定の有効期限）

第8条 この協定の有効期限は、締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り期間満了の日の翌日から1年延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成22年12月2日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 札幌市西区発寒6条12丁目6番11号
財団法人 北海道電気保安協会
理事長 菅 伸 之

(第4条関係)

災 害 時 応 急 対 策 活 動 要 請 書

平成 年 月 日

(財)北海道電気保安協会 様

帯広市長

⑩

「災害時協力協定書」第4条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者	部 課 係 電話番号： ～ ～ 担当者名：
口頭による要請日時	月 日 () 時 分 頃
災害発生状況	
協力要請期間	
協力要請場所	
協力要請内容	
必要資材等	
備 考	

(第5条関係)

災害時応急対策活動報告書

平成 年 月 日

帯広市長 様

(財)北海道電気保安協会
理事長

㊞

「災害時協力協定書」第5条の規定に基づき、次のとおり報告します。

報告責任者	担当部署名 電話番号： ～ ～ 責任者名：
口頭による報告日時	月 日 () 時 分 頃
応急対策活動内容	
応急対策実施期間	
応急対策実施場所	
使用資材等	
備 考	

災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定書

帯広市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資の供給等に関する協力について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、その他大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に甲と乙とが相互に協力して、災害時の市民生活の早期安定を図ることを目的とし、応急生活物資の確保に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が帯広市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対して乙の保有商品の供給等について協力を要請することができる。

2 前項の要請は甲の総務部長が行うものとする。ただし、災害の状況により緊急を要する場合は、帯広市災害対策本部長（市長）が指定する部長においても、乙に要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、一般消費者に対する商品供給や被災店舗の復旧などの業務に支障をきたさない範囲で、保有商品の供給等に対する協力について積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第5条 甲が乙に要請する災害時の応急生活物資は、原則として別表第1で定める品目から、災害の状況等に応じて指定する。

（要請手続等）

第6条 甲の乙に対する要請手続は、「災害時における応急生活物資の供給等についての協力要請書」（様式第1号）をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は口頭又は電話等をもって要請し、事後、文書を提出するものとする。

2 甲から乙への要請系統などは、別表第2のとおりとする。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障をきたさないよう、日頃から点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第7条 応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができる。

（費用の負担）

第8条 第4条及び第7条の規定により乙が供給した応急生活物資の対価及び運搬等の経費については甲が負担する。

（経費の請求）

第9条 前条に規定する経費は、応急生活物資の供給及び運搬を終了した後、乙の作成した出荷確認書等により、帯広市長あてに一括請求するものとする。

（経費の支払）

第10条 甲は、前条に基づき乙から経費の支払い請求があった場合は、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第11条 甲が負担する応急生活物資の価格は、災害発生時直前における適正価格等を基準として甲乙協議の上で決定するものとする。

（その他必要な支援）

第12条 この協定に定める事項のほか、応急生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上で決定するものとする。

（法令の遵守）

第13条 この協定の施行にあたっては、大規模小売店舗立地法（平成10年6月3日法律第九一号）その他の法令の規定を遵守するものとする。

（協議）

第14条 この協議に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は定期的に協議するものとする。

（雑則）

第15条 この協定は、平成23年2月4日から施行し、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を持続する。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、甲・乙、記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年2月4日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社イトヨーカ堂
代表取締役社長 亀 井 淳

(別表第1)

災害時応急生活物資

	品 目 名
食 料 品	<ul style="list-style-type: none"> ・育児用ミルク ・菓子パン、調理パン ・弁当、おにぎり ・缶詰 (イージーオープン) ・果物 (リンゴ、バナナ等) ・米 ・めん類 ・食パン ・バター、ジャム ・肉、魚 ・野菜 ・レトルト食品 (惣菜) ・インスタントラーメン
飲 料 品	<ul style="list-style-type: none"> ・ミネラルウォーター (ペットボトル) ・ウーロン茶・緑茶 (ペットボトル) ・牛乳 (LLタイプ) ・コーヒー、紅茶類
生 活 物 資	<ul style="list-style-type: none"> ・電池、懐中電灯 ・粘着テープ ・トイレットペーパー ・ティッシュペーパー ・ウエットティッシュ ・紙おむつ (幼児用、大人用) ・生理用品 ・ポリバケツ ・卓上ガスコンロ ・哺乳瓶 ・使い捨てコップ、食器 ・寝具・毛布 ・洗面用具 (タオル、歯ブラシ等) ・水のいないシャンプー ・洗濯用具 (洗剤、洗濯ばさみ等) ・裁縫セット ・文房具 ・マスク ・下着、靴下 ・靴 ・雨具 ・扇風機・うちわ (※) ・除雪用具 ・使い捨てカイロ

(1) 災害時の応急生活物資は、上記の品目を基準として、災害の規模などの状況に応じて要請する。

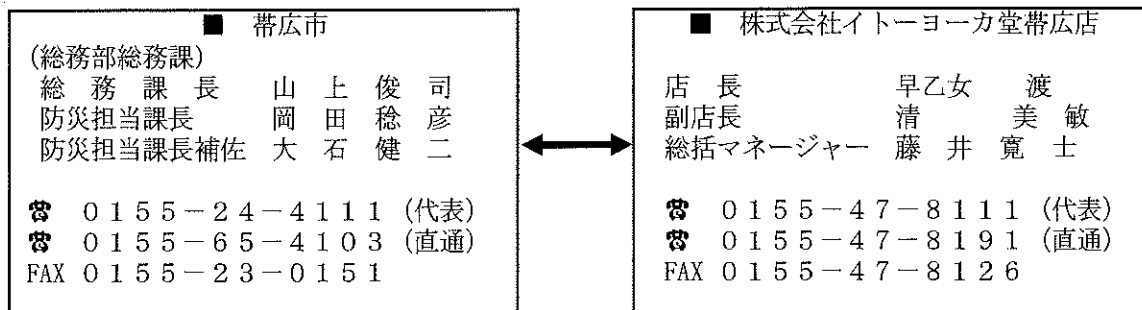
(2) 品目は、上記の他に甲乙協議の上で必要なものを、その都度指定することができる。

(3) ※は、供給に時間的な猶予を要するものとする。

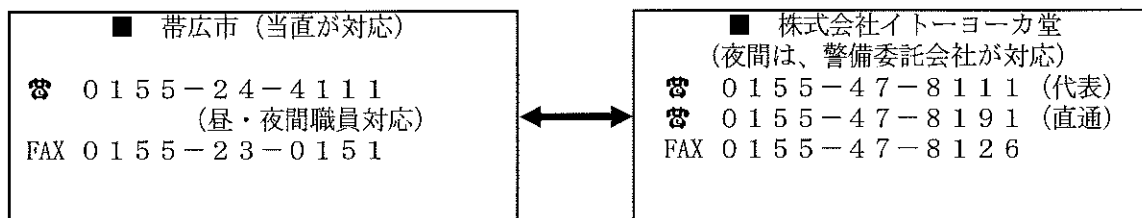
(別表第2)

帯広市と株式会社イトーヨーカ堂との災害時等における連絡(緊急)系統表

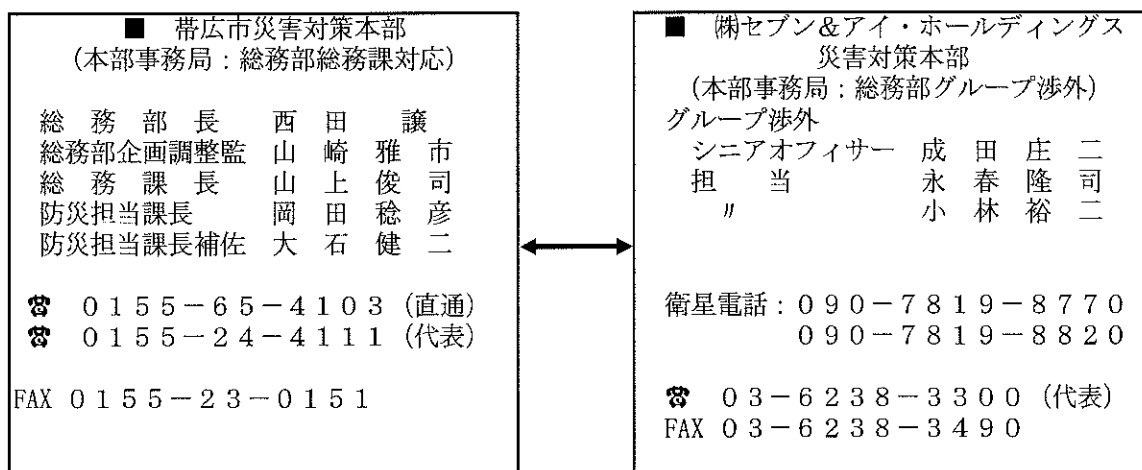
I 平常時の連絡体制



II 夜間・休日の連絡体制



III 災害対策本部設置時の連絡体制



※ 災害時応急生活物資供給等の要請は、自治体の責任者から株式会社イトーヨーカ堂帯広店の店長に対して要請するものとする。

(第 6 条関係・様式第 1 号)

平成 年 月 日

災害時における応急生活物資の供給等についての協力要請書

株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長 様

帯広市長
(帯広市災害対策本部長)

災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定書第 6 条第 1 項の規定に基づき、
次のとおり応急生活物資の供給の協力を要請します。

連絡先	電話 _____
口頭、電話等による連絡日時	平成 年 月 日 時 分
要請理由	
要請期間	
供給物資	
備考	

災害時における協力に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と社団法人帯広地方隊友会帯広連合支部（以下「乙」という。）とは、大規模な災害時における、住民の生命、身体及び財産を守るために行う協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、帯広市内において地震、風水害その他大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第2条 災害時において、甲が乙に対して協力要請する内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助
- (2) 給水、炊き出しその他の救援活動の補助
- (3) 避難所の開設及び運営の補助
- (4) 瓦礫の撤去、清掃及び防疫の補助
- (5) 物資、資材の運送及び配分の補助
- (6) その他甲が必要と認める業務内容

（協力の要請）

第3条 甲が乙に対して前条各号に定める協力を要請するときは文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- 2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲の要請に対し可能な範囲で協力するものとする。

（安全の確保）

第4条 甲は、要請を受けて協力する乙の会員に対し、その協力の内容に応じ安全の確保に十分配慮するものとする。

- 2 甲が協力要請を行う場合、乙に対して協力実施地域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

（協力のための準備）

第5条 乙は、甲からの協力の要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年、協力可能人員等の把握に努めるものとする。

（経費の負担）

第6条 乙が協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

（損害補償等）

第7条 甲は、要請により協力をした乙の会員が、協力したことにより死亡し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であつて、災害対策基本法、国民保護法その他関係する法律又は甲の定める条例で定める損害補償等の要件に該当するときは、その規定に基づき、損害を補償するものとする。

（平常時の活動）

第8条 甲及び乙は、協力が円滑に行われるように、平素から情報交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する訓練等への参加に努めるなど防災意識を高めて、災害時に備えるものとし、また、甲は、乙の協力に必要な支援を行うものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本証2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年4月8日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 米沢則寿

乙 帯広市西5条南14丁目13番地
社団法人帯広地方隊友会帯広連合支部
連合支部長 宮内隆一

災害時における飲料の供給に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と北海道ペプシコーラ販売株式会社（以下「乙」という。）は、甲の地域において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における飲料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に、甲に対する乙の飲料供給に関する協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（発動）

第2条 この協定に定める協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行うときをもって発動する。

（協力の内容）

第3条 乙が甲の要請により行う協力は、次の事項とする。

- (1) 災害時において、甲が飲料を必要とするときは、乙は乙の保有する飲料について、優先的に供給を行うものとする。この場合、甲の指定する場所への運搬は、甲又は乙の指定するものが行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができるものとする。
- (2) 第5条の規定により設置した災害対応型自動販売機の飲料を災害時において、甲に無償提供するものとする。この場合において、甲は可能な限り事前にその旨を乙に報告するとともに、後日速やかに報告書（別記様式1）を乙に提出するものとする。

（経費の支払）

第4条 前条第1号の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の経費については、甲が負担する。ただし、この場合の価格は災害発生直前の適正な価格等を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（災害対応型自動販売機の設置、撤去及び増設）

第5条 乙（乙が指定する者を含む）は災害対応型自動販売機を甲の指定する場所に設置するものとする。

2 災害対応型自動販売機の撤去及び増設については、甲乙協議の上定めるものとする。

（連絡先）

第6条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

（甲の連絡先の表示）

名 称	電話番号
帯広市総務部総務課（防災係）	0155-65-4103
帯広市役所 当直（夜間・休日）	0155-24-4111

（乙の連絡先の表示）

名 称	電話番号
帯広支店（代表）	0155-56-3713
本社総務部（代表）	011-871-5505

(守秘義務)

第7条 甲、乙は、知り得たすべての情報及び相手方の営業上の秘密を、その目的・手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報はこの限りではない。

- (1) 開示又は知得の際、既に公知・公用となっているもの
- (2) 開示又は知得の際、自己が所有していたもの
- (3) 正当な権限を有する第三者から入手したもの

2 前項に定める義務は、この協定の有効期間満了後も有効に存続するものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年 9月 1日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 札幌市白石区米里2条3丁目2番30号
北海道ペプシコーラ販売株式会社
代表取締役社長 樋 口 ・ 信

(別記様式 1)

商品提供報告書

平成 年 月 日

様

帯広市総務部総務課長 印

(担当 防災係)

平成 年 月 日締結した災害時における飲料の供給に関する協定第 3 条 (2) の規定に基づき、災害対応型自動販売機内在庫商品の無償提供を行いましたので、ご報告いたします。

● 災害内容

● 商品提供期間

平成 年 月 日 時 ~ 平成 年 月 日 時

● 災害対応型自動販売機内の在庫商品内容

提供品目	数量	施設名	所在地
		帯広市役所	帯広市西 5 条南 7 丁目 1 番地

以 上

災害時における応急活動等の協力に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と帯広塗装工業協同組合（以下「乙」という。）とは、次のとおり帯広市区域内で地震、風水害、大火災等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における防災活動及び応急対策（以下「応急活動等」という。）の協力に関する協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時に甲が行う応急活動等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

(協力の要請)

第2条 甲は、災害時における応急活動等のため、乙に対し、災害時応急活動等要請書（様式1）により協力の要請をするものとする。ただし、緊急の場合で文書により要請できないときは、電話等で要請し、事後速やかに文書により通知するものとする。

(応急活動等)

第3条 乙は、前条の規定による甲の要請を受けたときは、やむを得ない事情のない限り他の業務より優先して次に掲げる事項について協力するものとする。

- (1) 避難所等での断熱シート及びブルーシートの張付け作業
- (2) 浸水等による泥土の洗浄作業
- (3) その他、甲乙が別に協議し必要と認める業務

(活動報告)

第4条 乙は、甲により要請された応急活動等を完了したときは、速やかに応急活動報告書（様式2）により甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第5条 この協定に基づく応急活動等に要した経費は、甲の負担とする。

(経費の支払い)

第6条 甲は、前条に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

(経費の決定)

第7条 甲が負担する経費は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲・乙協議の上で決定するものとする。

(情報の提供)

第8条 甲と乙は、応急活動等を円滑に行うため、連絡責任者を定め、緊密な情報交換を行うものとする。

資料5 (防災協定書)

(労災補償及び損害補償)

第9条 応急活動等において、乙の会員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙及び乙の会員が加入の労災保険を適用するものとする。

2 応急活動等により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、調印の日から施行し、その日から起算して1年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手側に対し解約等の意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとする。その後においても同様とする。

(細目協定)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年 9月15日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市公園東町3丁目11番地6
帯広塗装工業協同組合
理事長 成 田 武 美

様式1(第2条関係)

平成 年 月 日

帯広塗装工業協同組合
理事長 様

帯広市長

災害時応急活動等要請書

災害時における応急活動等の協力に関する協定書に基づき、下記のとおり要請します。

担当課		担当者 職・氏名		電話番号	
				FAX番号	
災害名					

災害発生状況	
協力要請場所	
協力要請事由	
必要な資機材	
備 考	

様式2(第4条関係)

応急活動報告書

No.	出勤企業名	出勤期間	延日数	延人数	活動内容	備考
1		自 年 月 日 至 年 月 日				
2		自 年 月 日 至 年 月 日				
3		自 年 月 日 至 年 月 日				
4		自 年 月 日 至 年 月 日				
5		自 年 月 日 至 年 月 日				
6		自 年 月 日 至 年 月 日				
7		自 年 月 日 至 年 月 日				
8		自 年 月 日 至 年 月 日				
9		自 年 月 日 至 年 月 日				
10		自 年 月 日 至 年 月 日				
11		自 年 月 日 至 年 月 日				
12		自 年 月 日 至 年 月 日				
13		自 年 月 日 至 年 月 日				
14		自 年 月 日 至 年 月 日				
15		自 年 月 日 至 年 月 日				

年 月 日

上記のとおり、完了したので報告いたします。

帯広市長 様

帯広塗装工業協同組合
理事長

災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と北海道公衆浴場業帯広浴場組合（以下「乙」という。）は、災害時における甲に対する協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において甲の行う災害対策に対して、乙の組合員が協力することにより、市民の公衆衛生向上に資することを目的に、必要な事項について定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、災害時とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生したときをいう。

（協力の内容）

第3条 乙は、乙の組合員をして、災害時に甲に対し次に掲げる事項について、可能な範囲で協力するものとする。

- （1）避難所生活者や自宅の風呂が使用できない市民等への風呂の提供
- （2）市民が緊急に避難する場所として公衆浴場及び敷地の提供
- （3）生活用水の市民等への提供
- （4）その他甲が乙と協議して乙に依頼する事項

（協力の依頼）

第4条 甲は、前条による協力を乙に求めるときは、乙に対して協力の内容、対象者、期間等について、明記した書面により依頼するものとする。

- 2 前項の依頼は、緊急の場合は乙の組合員に対し直接行うことができる。また書面によることができない場合は、電話等で行うことができる。

（費用弁償）

第5条 甲は、乙が第3条の各号に規定する協力により費用が発生した場合は、その費用を弁償するものとする。

- 2 前項の費用弁償の額については、災害発生時直前の価格を基準として甲乙協議の上定めるものとする。
- 3 乙は前項の協議が終了後、速やかに書面により甲に対し当該費用の請求をするものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、更に1年間延長するものとし、以後の期間についても同様とする。

（疑義等）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年 1月 26日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市東2条南19丁目15番地
北海道公衆浴場業帯広浴場組合
組合長 亀 井 宏 之

災害時における遺体搬送等の協力に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と社団法人全国霊柩自動車協会（以下「乙」という。）は、災害時における甲に対する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他大規模な災害等により、多数の死者が発生した場合に、甲の行う災害対策に対して、遺体搬送や搬送機材等の提供を乙の会員が協力することにより、迅速、かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に、乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務より優先して協力するものとする。

- （1）霊柩自動車等による遺体搬送
- （2）遺体搬送等に必要な資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供
- （3）その他、遺体搬送等に必要な事項

（協力の要請）

第3条 前条の規定による協力は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

- （1）要請を行った者の職名及び氏名
- （2）要請の日時
- （3）要請の理由
- （4）要請の内容
- （5）要請の場所（駐車スペース、宿泊スペース等）
- （6）協力を要請する期間
- （7）その他、要請に必要な事項

（報告）

第4条 乙は、第2条各号の規定による協力を実施した時は、次に掲げる事項を記載した災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- （1）遺体搬送等に要した資機材及び消耗品の数量並びに当該作業の従事者数
- （2）遺体搬送の回数及び搬送した遺体数
- （3）その他、甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第5条 甲は、前条の規定により乙から報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、前条の規定による経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙は、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分の経費については、甲に対して請求できない。

（経費の支払）

第7条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（経費の決定）

第8条 第2条各号の協力に要した経費は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額を参考にして、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙双方の連絡責任者を定めるものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに甲、乙相互に報告するものとする。

（1）甲 帯広市 総務部 総務課長

（2）乙 （社）全国霊柩自動車協会北海道支部連合会 帯広支部長

（災害時の情報提供）

第11条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第12条 乙は、この協定による協力業務を行う場合において、知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

(通知)

第13条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた時は、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(協定の適用)

第15条 この協定の適用期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、更に1年間延長するものとし、以後の期間についても同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年 2月 15日

甲 北海道帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 東京都新宿区四谷4丁目14
社団法人 全国霊柩自動車協会
会 長 坂 下 成 行

第1号様式 (第3条関係)

平成 年 月 日

災 害 時 協 力 要 請 書

社団法人全国霊柩自動車協会
会長 様

帯広市長 ㊦

災害時における遺体搬送等の協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 所属・職・氏名 ・電話番号	部 課 職名 氏名 電話番号
口頭による 要請日時	平成 年 月 日 () 時 分頃
要請理由	
要請内容	
要請場所	
要請期間	期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
口頭による 連絡日時	
備 考	

第2号様式 (第4条関係)

平成 年 月 日

災害時要請業務実施報告書

帯広市長 様

社団法人全国霊柩自動車協会
会長 ㊦

災害時における遺体搬送等の協力に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

要請担当者 所属・職・氏名 ・電話番号	部 課 職名 氏名 電話番号
口頭による 要請日時	平成 年 月 日 () 時 分頃
実施業務内容	
使用物資・数量	○遺体搬送した車両台数 ・霊柩車 台 ・その他の車両 台 ○遺体搬送等に要した資機材、消耗品等 ○その他の役務等
実施業務の 従事者数	
要請場所	
要請期間	期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
搬送回数・ 遺体数・ 走行距離	搬送回数 回
	遺体数 体
	走行距離 km
備考	

添付書類：実績報告書（1遺体搬送毎の運賃計算書等）

災害時における福祉避難所の使用に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と帯広市社会福祉施設連絡協議会（以下「乙」という。）は、災害時に社会福祉施設等を福祉避難所として使用することの協力について、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」（以下「計画」という。）に

基づき、大規模な地震などの災害により災害時要援護者等に避難の必要が生じた場合において甲が乙の会員の社会福祉施設等を計画に定める「福祉避難所」として使用することの協力を要請するにあたり、必要な事項を定める。

2 この協定における用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 災害時要援護者等 災害時要援護者及び災害発生により自らの身を守るために安全な場所に避難するなどの行動をとることのできない人のうち、福祉避難所への収容が必要と認められる人
- (2) 社会福祉施設等 計画第4章第1項で定める社会福祉施設
- (3) 福祉避難所 甲が指定する災害時要援護者等のために特別な配慮がなされた避難所

（福祉避難所の指定）

第2条 甲は、あらかじめ乙と協議、調整を行っている共通の指定条件等の基本事項に基づき、被災した在宅の災害時要援護者等及び災害時に甲が指定する避難所に避難した災害時要援護者等のために、別紙に掲げる乙の会員の社会福祉施設等を福祉避難所に指定するものとし、この社会福祉施設等については、随時変更できるものとする。

2 乙は、それぞれの福祉避難所の指定に係る調整を行うことや、甲から必要な支援を受けることができる。

（連絡体制等）

第3条 甲及び乙は、災害時において甲の要請に即応するため、福祉避難所に指定した社会福祉施設等との連絡体制の確立を図るものとする。

2 乙は、福祉避難所に指定された各施設長を災害防災リーダーとして指名し、施設における災害時の指揮統括並びに甲を始めとした関係機関との窓口役を務める。

なお、災害防災リーダーに事故があった場合の職務代行者として、災害防災サブリーダー2名を指名する。

（福祉避難所の受け入れ）

第4条 甲は、乙に対して、第2条により指定を行った福祉避難所への災害時要援護者等の受け入れについて協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に

掲げる情報及び事項を明示した書面若しくは計画に規定している「災害時要援護者登録申請書兼登録台帳」の写しの交付により行う。

ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- (1) 当該災害時要援護者等の氏名、住所、生年月日、(年齢)、心身の状況(特記事項)
- (2) 緊急時の家族等の連絡先(介助を行う家族と共に避難・入所しない場合)
- (3) 避難支援者の氏名、連絡先
- (4) 受け入れする理由と期間

2 前項により通知する事項のうち、受け入れする期間については、災害時要援護者の被災の程度により甲乙協議して決定するものとする。

3 情報の提供にあたっての詳細は、甲が、別途、ガイドライン等により定める。

なお、情報の提供にあたっては、甲は、対象となる災害時要援護者の意思に最善の配慮を行うとともに、乙は、提供を受けた情報の管理にあたり、帯広市個人情報保護条例(平成7年10月17日条例第41号)等の関係法令の規定を遵守する。

(災害時要援護者等の移送)

第5条 災害時要援護者等の移送については、計画の定めに応じて、原則として甲が行う。甲は、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができる。

(受入状況の報告)

第6条 第3条第2項に定める災害防災リーダーは、災害時要援護者等の受入状況について、第4条に基づき受領した書面(個別計画を含む)の謄写本に、受入日、施設名、防災リーダー名を追記のうえ、甲に報告する。ただし、災害発生直後などは、この限りでない。

2 乙は、指定を受けた社会福祉施設等が被災等により使用できなくなった場合、若しくは施設の安全確保上など受け入れ可能人数の上限に達した場合に、甲に対して、速やかに報告を行う。

3 甲は、指定している福祉避難所等の受入状況を随時把握するとともに、乙の会員の施設で対応が難しい場合は、甲は必要に応じて別紙に掲げる社会福祉施設等以外の施設等との受入調整等を要請することができる。

(物資の調達)

第7条 甲は、災害時要援護者が福祉避難所等において必要となる物資の調達及び確保に努める。

2 乙は、甲の機能回復までの所要の時間(概ね72時間)に必要な最低限の物資を確保するよう努める。

(支援者の確保)

第8条 甲は、乙が本来業務を遂行しつつ、受け入れを行った災害時要援護者等を適切に介護及び支援等ができるよう看護師や介護福祉士等の専門職(以下「支援者」という。)の確保に努める。

2 前項により確保された支援者を、甲は帯広市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）と連携して災害ボランティア活動支援センター等から、乙に派遣することを基本とする。また、支援者を活用するにあたっての必要な事項については、別途、社会福祉協議会等関係機関と協議し適切な対応に努めるものとする。

（費用の負担）

第9条 甲は、要援護者の受け入れに要した経費について、別途乙と協議をして負担額を決定するものとする。

（収容可能人数等の協議）

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとに、福祉避難所の別、受け入れ可能人数、受け入れ人数に応じた保有資格別の支援者数、必要物資等について、あらかじめ協議するものとする。ただし、施設の状況に応じて、随時、変更の協議を行うことができるものとする。

（関係機関との連携）

第11条 甲及び乙は、この協定を円滑に遂行するために、甲乙間及び社会福祉協議会等関係機関との連携に努める。

（疑義の解決）

第12条 この協定（協定に定める指針等を含む。本条においては、以下に同じ。）に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を終了または改定する意志表示がないときは、有効期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年 3月26日

甲 帯広市

帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市空港南町303番地1

帯広市社会福祉施設連絡協議会
会 長 樋 渡 喜久雄

資料5 (防災協定書)

別紙

No.	施設名	種別	所在地	電話番号	FAX番号
1	帯広慈恩の里	特別養護老人ホーム	帯広市空港南町303番地1	49-2800	49-2815
2	帯広信楽園	養護老人ホーム	帯広市空港南町345番地2	49-6300	49-6301
3	帯広至心寮	特別養護老人ホーム	帯広市西5条南30丁目14	24-9572	24-5561
4	養護老人ホーム普仁園	養護老人ホーム	帯広市南町南6線28番地	48-3311	47-1406
5	特別養護老人ホーム愛仁園	特別養護老人ホーム	帯広市南町南6線28番地	48-3311	47-1406
6	デイサービスセンター愛仁園	デイサービスセンター	帯広市南町南6線26番地146	49-3021	66-9031
7	帯広けいせい苑	特別養護老人ホーム	帯広市川西町西1線47番地	59-2952	59-2955
8	帯広ケアセンター	障害者支援施設	帯広市川西町西1線47番地	59-2739	59-2990
9	帯広生活支援センター	障害者支援施設	帯広市西6条南6丁目3	23-6703	23-6703
10	特別養護老人ホーム太陽園	特別養護老人ホーム	帯広市大正町西1線96番地	64-5570	64-5161
11	グループホーム太陽の家	グループホーム	〃	63-2270	63-2270
12	グループホーム広野の家	グループホーム	帯広市広野町西3線152番地	53-6532	53-6532
13	社のそら	小規模多機能施設	帯広市大空町3丁目15番地	47-4757	47-4707
14	光り園	障害者支援施設	帯広市上帯広町西1線76-2	64-5061	64-5077
15	十勝学園	児童養護施設	帯広市東9条南21丁目1-9	27-1001	27-6006
16	つつじヶ丘学園	障害者支援施設	帯広市西25条南4丁目10	37-3029	37-5783
17	帯広慈光学園	障害者支援施設	帯広市大正町東1線102番地	64-5106	64-5136
18	帯広はちす園	障害者支援施設	帯広市大正町東1線102	64-5044	64-5261
19	帯広やわらぎ園	障害者支援施設	帯広市大正本町276-1	63-2055	63-2056
20	帯広マイトリー	障害者支援施設	帯広市大正町443番地26	64-4020	64-4900
21	救護施設東明寮	救護施設	帯広市大正町基線100番地34	64-2333	64-2332
22	つばさ保育所	保育所	帯広市西22条南3丁目13-1	33-6111	33-6113

災害時における一時避難所としての使用に関する協定書

災害時における一時避難所としての使用に関して、帯広市（以下「甲」という。）と株式会社ベルコ帯広（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、帯広市内に大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、乙の協力を得て乙の所有する施設の一部を一時避難所として使用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（一時避難所の指定、周知）

第2条 甲は、この協定による施設を、民間協力緊急一時避難所として位置付け、市民に周知する。

（使用施設）

第3条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時避難所として市民に使用させるものとする。ただし、使用施設が被災した場合は、この限りではない。

施設名称	ペルクラシック帯広
所在地	帯広市西2条南35丁目1番27号
所有者	株式会社 ベルコ帯広
構造等	鉄筋コンクリート
建築年	平成15年
耐震性	有り

（使用範囲）

第4条 一時避難所として使用する範囲は以下のとおりとする。

使用会場名	ル・テアトル、インフィニティ、ペガサス、カシオペア
使用床面積	877㎡
収容可能人員	540名

（施設変更の報告）

第5条 乙は、使用施設の増改築等により、当該建物の面積等に変更が生じる場合、または何らかの事情により施設の使用が不可能となるときには、甲に連絡するものとする。

（開設の通知）

第6条 甲は前条に基づき一時避難所を開設する際は、乙に対しその旨を一時避難所開設要請書（第1号様式）又は口頭で通知するものとする。

（避難者の誘導）

第7条 乙は、施設への避難者に対し、施設内の安全な誘導に努めるものとする。

（一時避難所の管理）

第8条 災害時の一時避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

- 2 甲は一時避難所開設後、ただちに運営組織を設立し、乙に対して通知するものとする。
- 3 災害時の一時避難所の管理運営について、乙は、甲に協力するものとする。
- 4 日常生活用品、食料及び毛布等の必要な物資の調達は甲が行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

（費用負担）

第9条 一時避難所の管理運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項の費用負担の額については、災害発生時直前の価格を基準として甲乙協議の上定めるものとする。
- 3 乙は前項の協議が終了後、速やかに書面により甲に対し当該費用の請求をするものとする。

（開設期間）

第10条 一時避難所の開設期間は、災害発生の日から3日以内とする。ただし、甲は、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、乙に一時避難所使用許可期間延長申請書（第2号様式）により、期間の延長を申請するものとする。

（一時避難所閉所への努力）

第11条 甲は、乙が早期に業務を再開できるよう配慮するとともに、当該一時避難所の早期閉所に努めるものとする。

（代替避難所の終了）

第12条 甲は、乙が管理する施設において一時避難所としての利用を終了する際は、乙に一時避難所使用終了届（第3号様式）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けた後、乙に引渡すものとする。

（協定の有効期間）

第13条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれかからも相手側に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年4月26日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市西18条南1丁目2番地20
株式会社ベルコ帯広
代表取締役 杉 本 康 廣

災害時における要援護者の避難搬送等の協力に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と帯広市ハイヤー協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における要援護者の避難搬送に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、帯広市内に大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲と乙が協力して、高齢者、障害者、傷病者等の災害時要援護者（以下「要援護者」という。）を避難所から社会福祉施設、医療機関等の要援護者施設（以下「福祉避難所」という。）へ迅速かつ安全に搬送するために必要な事項を定める。

2 この協定における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 災害時要援護者 災害発生等により自らの身を守るために安全な場所に避難するなどの行動をとることのできない人のうち、福祉避難所への収容が必要と認められる人
- (2) 福祉避難所 甲が指定する要援護者のために特別な配慮がなされた避難所

（協力の要請）

第2条 甲は、乙に対して次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙が保有する介護車両による要援護者等の搬送
- (2) その他、要援護者の搬送に必要な業務
- (3) 災害時に、乙の会員の無線により収集して得た災害情報等についての提供

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲において協力を努めるものとする。

（要請の手続等）

第4条 甲は、乙に対して、第2条による要請の手続は、災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に提出するものとする。

2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時に支障をきたさないよう、日頃から点検、及び改善に努めるものとする。

（協力の報告）

第5条 乙は、第2条各号の規定による協力を実施した時は、次に掲げる事項を記載した災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- （1）避難搬送等に要した当該業務の従事者数
- （2）搬送の回数及び搬送した人数
- （3）その他、甲が乙に指示した事項

（連絡責任者）

第6条 甲及び乙は、避難搬送を円滑に実施するため、この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙双方の連絡責任者を定めるものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに甲、乙相互に報告するものとする。

- （1）甲 帯広市 総務部 総務課長
- （2）乙 帯広市ハイヤー協同組合 常務理事

（経費の負担）

第7条 甲は、前条の規定により乙から報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、災害時直前における通常価格を基礎として、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（経費の支払い）

第8条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（事故）

第9条 乙は、介護車両の搬送業務の際に、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（搬送者及び第三者に対する責任）

第10条 乙は、介護車両の搬送業務の際に、乙の責に帰する理由により、搬送者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（災害補償）

第11条 乙は、乙が雇用している運転者が搬送協力中に、死亡又は負傷等をしたときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し、補償を行うものとする。

(疑義の協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を終了または改定する意志表示がないときは、有効期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年5月16日

甲 帯広市
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市西7条南7丁目2番地9
帯広市ハイヤー協同組合
理事長 小 林 雅 範

第1号様式 (第4条関係)

平成 年 月 日

災 害 時 協 力 要 請 書

帯広市ハイヤー協同組合

理事長

様

帯広市長

⑩

災害時における要援護者の避難搬送協力に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 所属・職・氏名 ・電話番号	総務部 総務課 職名 氏名 電話番号
口頭による 要請日時	平成 年 月 日 () 時 分頃
要請理由	
要請内容	
要請場所	
要請期間	期間:平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
口頭による 連絡日時	
備考	

第2号様式 (第5条関係)

平成 年 月 日

災害時要請業務実施報告書

帯広市長 様

帯広市ハイヤー協同組合
理事長

㊦

災害時における要援護者の避難搬送協力に関する協定第5条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

要請担当者 所属・職・氏名 ・電話番号	部 課 職名 氏名 電話番号
口頭による 要請日時	平成 年 月 日 () 時 分頃
実施業務内容	
使用物資・数量	○避難搬送した車両台数 ・介護車両 台 ・その他の車両 台 ○避難搬送等に要した消耗品等 ○その他の役務等
実施業務の 従事者数	
要請場所	
要請期間	期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
搬送回数・ 搬送者数・ 走行距離	搬送回数 回
	搬送者数 体
	走行距離 km
備考	

添付書類：実績報告書（1搬送毎の運賃計算書等）

災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と帯広地方石油業協同組合（以下「乙」という。）は、帯広市内において、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙が優先かつ安定的な供給を行うために、次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第1条 災害時等において、甲は乙及び乙の組合員（以下「乙等」という。）に対して次の各号について協力を要請することができるものとする。

- （1） 甲が指定する緊急車両等への石油類の優先給油
- （2） 甲が指定する災害対策上重要な施設、避難所、福祉避難所等の施設への石油類の優先提供
- （3） 乙等が取り扱う物資（第1号及び第2号で規定する石油類を除く。）の供給及び要員の動員等
- （4） 乙等の給油所における、帰宅困難者、被災者等（以下「帰宅困難者等」という。）に対する支援のための施設の提供、水道水及びトイレの提供
- （5） 乙等の給油所における帰宅困難者等に対するラジオ、テレビ等による災害情報、地図等による通行可能な道路情報、近隣の避難所に関する情報等の提供
- （6） 乙等の給油所における傷病者である帰宅困難者等に対する緊急要請及び簡易な応急手当等の支援

2 前項の要請は、「石油類燃料の供給等要請書」（別記第1号様式）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（支援の実施）

第2条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において支援を実施する。ただし、通信の途絶等により甲が乙に要請できないと判断した時は、甲の要請を待たないで支援を実施するものとする。

（報告手続）

第3条 乙等は、第1条第1項第1号から第3号までの協力を行った場合には口頭で甲に報告し、その後、速やかに「石油類燃料の供給等実施報告書」（別紙第2号様式）を提出するものとする。

（経費の負担）

第4条 第1条第1項第1号から第3号までの規定により乙等が供給した石油類燃料等の対価及び乙等が行った運搬の費用（以下「費用」という。）については、甲が当該石油類燃料の負担をするものとし、災害発生時直前における通常の価格を基準として、甲と乙等が協議のうえ決定するものとする。

（費用の支払）

第5条 甲は、乙等からの請求があったときはその費用を速やかに支払うものとする。

（事故等）

第6条 乙等は、その石油類燃料の供給等に際し、やむを得ぬ事由が発生し供給等を中断したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

（損害の負担）

第7条 第1条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙等が協議して定めるものとする。

（協定の推進）

第8条 甲は、災害時に乙等が石油類燃料等の供給能力を十分発揮できるよう、北海道知事からの「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」（平成23年4月1日付け商金第1861号北海道知事通知）に沿って、ガソリンスタンド等を営む中小企業者等への受注機会の確保・拡大に配慮をするものとする。

（協力体制の構築）

第9条 甲及び乙等は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関し、必要な対策について協議するものとする。
2 乙及び乙の組合員に対する、災害に関する研修等、この協定の円滑な実施を図るため必要な事項について、甲は協力するものとする。

（市民への周知）

第10条 甲と乙等は協力して、この協定の内容及び乙等の所在地等について市民へ周知を図るものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を終了または改定する意思表示がないときは、有効期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

(協議等)

第12条 この協定に定めがない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙等が協議の上、決定するものとする。

なお、平成7年10月31日付締結した「災害時における石油類等の優先供給に関する協定書」は、本締結をもって終了するものとする。

この協定の締結を証するための本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年6月4日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 米 沢 則 寿 ㊟

乙 帯広市西3条北1丁目20番地2
帯広地方石油業協同組合
理事長 高 橋 勝 担 ㊟

(別記第 1 号様式)

帯 総 務 号
平成 年 月 日

石油類燃料の供給等要請書

帯広地方石油業協同組合
理事長

様

帯広市長

㊟

災害における石油類燃料の供給等に関する協定第 1 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり要請します。

要 請 日 時	平成 年 月 日() 時 分頃
災害の状況及び供給を要請する事由	
要 請 内 容	
協定第 1 条第 1 項第 4 号から第 6 項までの救援	
その他参考となる事項	
連 絡 先	組織名 <u>総務部 総務課</u> 担当者役職氏名 <u>課長 山上 俊司</u> 電話番号 <u>0155-65-4103</u> FAX <u>0155-23-0151</u> メールアドレス <u>bousai@city.obihiro.hokkaido.jp</u>

施設名・車両No.	給油場所(住所)	油 種	数 量

(別記第2号様式)

平成 年 月 日

石油類燃料の供給等実施報告書

帯広市長

様

帯広地方石油業協同組合
理事長

災害における石油類燃料の供給等に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり報告します。

要 請 日 時	平成 年 月 日() 時 分頃
供 給 日 時	平成 年 月 日() 時 分頃
供給を行った事業者	
石油類燃料の供給等 要請書の文書番号	
供給に係る費用の見込み	
協定第1条第1項第4号 から第6号までの救護	
連 絡 先	<u>組織名</u> <u>担当者役職氏名</u> <u>電話番号</u> <u>FAX</u> <u>メールアドレス</u>

施設名・車両No.	給油場所(住所)	油 種	数 量

(第9条 協力体制の構築)

平成 年 月 日

災害時における石油類燃料の供給等に関する事務担当者名簿

【甲 帯広市】

1. 連絡責任者

担当部所	総務部 総務課
役職・氏名	課長 山上 俊司
T E L	0155-65-4103
携帯番号	090-9510-9720
F A X	0155-23-0151

2. 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
担当部所	総務部 総務課	総務部 総務課
役職・氏名	防災担当課長 岡田 稔彦	防災担当課長補佐 清水 宣夫
T E L	0155-65-4103	0155-65-4103
携帯番号	090-6267-0800	090-8374-5010
F A X	0155-23-0151	0155-23-0151

【乙 帯広地方石油業協同組合】

1. 連絡責任者

役職・氏名	副理事長・専務理事 青柳 照夫
T E L	0155-22-1255
携帯番号	090-8901-3827
F A X	0155-22-1256

2. 時間外及び休日の場合の連絡先

項 目	第1連絡先	第2連絡先
役職・氏名	事務局長 伊藤 哲	
T E L	0155-22-1255	
携帯番号	090-7643-6655	
F A X	0155-22-1256	

※ 別添「帯広地方石油業協同組合 組合員名簿」を提出致します。

災害時等における道路施設等の協力体制に関する協定

帯広市（以下「甲」という。）と帯広舗装防災協議会（以下「乙」という。）は、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、市民の生命、安全を確保するための連携協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等において、帯広市地域防災計画に基づき、帯広市が所管する道路に係る災害発生時の被害状況の把握と通達報告、市民及び第三者への危険排除の初期対応業務を実施し、被害の拡大防止と応急対応等を円滑に進めるための情報収集を図ることを目的とする。

（応急対策活動等）

第2条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）災害時等において、道路の被災状況を把握するパトロール業務
- （2）災害時等において、前号の状況を甲に通達報告する業務
- （3）災害時等において、市民が避難を行う際の安全を確保するための初期対応業務
- （4）その他、甲と乙が協議し承諾した業務

（連絡体制の確立）

第3条 乙は、災害時等において甲の要請に即応するため、乙の会員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

（情報交換等）

第4条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡又は調整を行うものとする。

（連絡責任者）

第5条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置くものとする。
2 連絡責任者は、甲においては都市建設部道路維持課長、乙においては会長をもって充てるものとする。

（協力要請）

第6条 甲は、災害時に第2条第1項第1号から第4号について、協力が必要と判断した場合は、乙又は乙の会員に対し、災害時等応急対策要請書（別記様式1）をもって要請する。
ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事情があるときは、電話又は口頭で要請することができる。

（乙の会員に対する通知）

第7条 乙は、甲から第6条に係る協力要請があった場合は、直ちに、乙の会員に対し、その旨を通知するものとする。

（他の協定等との関係）

- 第8条 甲と乙又は乙の会員が既に締結している災害時に関する協定書は、この協定に抵触しない限り、今後も有効とする。
- 2 この協定は、乙が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく行為を妨げるものではない。

（応急対策経費）

- 第9条 第6条に規定する要請に基づき実施した応急対策活動に要する経費（以下「応急対策経費」という。）については、原則、乙の負担で実施するものとするが、当該応急対策経費が相当額になるときは、その費用について甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

（労災補償及び損害賠償）

- 第10条 応急対策活動において、乙の会員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、乙又は乙の会員が加入する労災保険を適用するものとする。
- 2 応急対策活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲乙協議のうえ対処するものとする。

（有効期限）

- 第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定期間が満了する1月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を改定する意思表示がないときは、協定期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（細目協定）

- 第12条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

（その他）

- 第13条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年8月31日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市西23条北1丁目1番16号
帯広舗装防災協議会
会 長 河 西 智 子

【別記様式1】(第6条関係)

平成 年 月 日

災害時等応急対策要請書

帯広舗装防災協議会

様

災害時等における道路施設等の協力体制に関する協定に基づき、下記の通り要請します。

帯 広 市 長

担当課	担当者	電話番号	()
	職・氏名	Fax 番号	()

出 動 要 請 場 所	名 称	
	所在地	
	連絡先	
被 災 の 状 況		
要 請 の 内 容		
要 請 先 企 業 名	名 称	
	所在地	
	連絡先	
要 請 建 設 資 機 材		

災害時における遺体の収容、安置等の協力に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と北海道葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における甲に対する協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲において地震、風水害、その他大規模な災害等により、多数の死者が発生した場合に、甲の行う災害対策に対して、遺体の収容、安置等に要する施設の貸与及び物資の提供若しくは資機材等の提供を乙の会員が協力することにより、迅速、かつ円滑に行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

第2条 甲は、災害時に、乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務より優先して協力するものとする。

- （1）棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
- （2）遺体安置施設等の提供
- （3）その他、遺体安置等に必要な事項

（協力の要請）

第3条 甲は、前条の規定による協力要請を、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第1号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時は、口頭、電話、ファクシミリ、電子メール等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に提出するものとする。

- （1）要請を行った者の職名及び氏名
- （2）要請の日時
- （3）要請の理由
- （4）要請の内容
- （5）履行の場所
- （6）履行の期日又は期間
- （7）その他必要な事項

（報告）

第4条 乙は、第2条各号の規定による協力を実施した時は、次に掲げる事項を記載した災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

- （1）棺及び葬祭用品の数
- （2）履行の場所及び従事者名簿
- （3）履行の期日又は期間

（4）その他必要な事項

（経費の負担）

第5条 甲は、前条の規定により乙から報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第6条 乙は、前条の規定による経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙は、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その部分の経費については、甲に対して請求できない。

（経費の支払）

第7条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（経費の決定）

第8条 第2条各号の協力を要した経費は、災害の発生直前における市場の適正な価格及び災害救助法（昭和22年法律第118号）の基準額を参考にして、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（支援体制の整備）

第9条 乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

第10条 この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙双方の連絡責任者を定めるものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに甲、乙相互に報告するものとする。

（災害時の情報提供）

第11条 乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第12条 乙は、この協定による協力業務を行う場合において、知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

（通知）

第13条 乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年3月末までに、甲に通知するものとする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈に疑義が生じた時は、その都度、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

（協定の適用）

第15条 この協定の適用期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1箇月前までに、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、更に1年間延長するものとし、以後の期間についても同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成24年10月30日

甲 北海道帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
市長 米沢 則 寿

乙 札幌市中央区南16条西9丁目2・5・304
北海道葬祭業協同組合
理事長 北 島 廣

第1号様式 (第3条関係)

平成 年 月 日

災 害 時 協 力 要 請 書

北海道葬祭業協同組合
理事長

様

帯広市長

Ⓢ

災害時における遺体の収容、安置等の協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要請担当者 所属・職・氏名 ・電話番号	部 課 職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による 要 請 日 時	平成 年 月 日 () 時 分頃
要 請 理 由	
要 請 内 容	
履 行 場 所	
履行の期日又は期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
備 考	

注：要請内容の欄には、棺及び葬祭用品の必要数を記載すること。

第2号様式 (第4条関係)

平成 年 月 日

災害時要請業務実施報告書

帯広市長

様

北海道葬祭業協同組合

理事長

㊟

災害時における遺体の収容、安置等の協力に関する協定第4条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

要請担当者 所属・職・氏名 ・電話番号	部 課 職名 氏名 電話番号
口頭、電話等による 要請日時	平成 年 月 日 () 時 分頃
実施業務内容	
使用物資・数量	○遺体を収容、安置した人数 ○遺体収容、安置等に要した資機材、消耗品等 ○その他の役務等
実施業務の 従事者数	
実施場所	
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
備考	

資料5 (防災協定書)

災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と北海道建設機械レンタル協会帯広支部（以下「乙」という。）とは、災害時におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、帯広市内に大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が行う災害時応急対策業務において、機材の調達及び供給について、乙が積極的な協力により、市民の安心安全を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「機材」とは、仮設トイレ、移動式暖房機器、発電機等その他乙が所有するレンタル機材一式をいう。

（供給の要請）

第3条 甲は、機材の調達及び供給を受けようとするときは、乙に対して、機材及び供給場所毎に災害時レンタル機材供給要請書（様式第1号）を作成し、要請するものとする。
ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等で要請し、その後速やかに災害時レンタル機材供給要請書を乙に提出するものとする。

（要請に対する措置）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、業務に支障をきたさない範囲において、速やかに当該要請に応じるものとする。
2 甲は、乙に対し、供給できる機材の数量を照会することができる。

（機材の納入方法）

第5条 乙は、甲と調整の上、甲が指定する避難場所等に機材を納入するものとする。
2 甲は、乙が機材の運搬を行なうときは、安全及び迅速に機材の運搬が行えるように必要に応じて協力する。
3 甲は、機材の納入場所に職員又は指定したものを派遣し、要請に係る機材の数量等を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（実施報告）

第6条 乙は、第3条の規定による協力を実施した時は、次に掲げる事項を記載した災害時要請業務実施報告書（第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第7条 甲及び乙は、機材の調達並びに供給を円滑に行なうため、甲、乙の連絡責任者を定めるものとする。ただし、期間の途中において変更が生じた場合は、速やかに甲、乙に報告するものとする。

（1）甲 帯広市 総務部総務課長

（2）乙 株式会社カナモト 帯広営業所長

株式会社共成レンテム 帯広営業所長

株式会社テクノレンタル 帯広営業所長

（経費の負担）

第8条 甲は、第6条の規定により乙から報告があった場合は、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（経費の支払い）

第9条 甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（事故）

第10条 乙は、機材の搬送業務の際に、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

（搬送者及び第三者に対する責任）

第11条 乙は、車両の搬送業務の際に、乙の責に帰する理由により、搬送者及び第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（災害補償）

第12条 乙は、乙が雇用している運転者が供給搬送中に、死亡又は負傷等をしたときは、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用し、補償を行うものとする。

（疑義の協議）

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

資料5 (防災協定書)

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも相手側に対しこの協定を終了または改定する意志表示がないときは、有効期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年11月9日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 芽室町東芽室基線8番地1
北海道建設機械レンタル協会帯広支部
支部長 梅 津 雄 二

様式第1号 (第3条関係)

平成 年 月 日

災害時レンタル機材供給要請書

北海道建設機械レンタル協会帯広支部
様

帯広市長

㊟

災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり要請します。

要請担当者 所属・職・氏名 ・電話番号	総務部 総務課 職名 氏名 電話番号			
口頭による 要請日時	平成 年 月 日 () 時 分頃			
要請理由				
機材供給場所	施設名	所在地	電話番号	機材受領者
要請する レンタル機材	種類	規格	数量	備考
要請期間	期間：平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日			
備考				

様式第2号 (第6条関係)

平成 年 月 日

災害時要請業務実施報告書

帯広市長

様

北海道建設機械レンタル協会帯広支部

㊦

災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定第6条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

機材供給場所	施設名	所在地	電話番号	機材受渡者
機材供給日時	年 月 日 午前・午後 時 分			
供給した レンタル機材	種 類	規 格	数 量	備 考
供給期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
備 考				

災害時における飲料の供給に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、甲の地域において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に規定する災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における飲料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲に対する乙の飲料供給に関する協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（発動）

第2条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行うときをもって発動する。

（協力の内容）

第3条 災害時において甲が飲料を必要とするときは、乙は甲の要請に基づき、できる限りの範囲において乙の保有する飲料を供給するよう努めるものとする。この場合、甲の指定する場所への運搬は、甲又は乙の指定するものが行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができるものとする。

（協力要請）

第4条 前条の要請手続は、「飲料供給要請書」（様式第1号）をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

（経費の支払）

第5条 この協定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の経費については、甲が負担する。ただし、この場合の価格は災害発生直前の適正な価格等を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（連絡先）

第6条 甲及び乙の連絡先は、次のとおりとする。

（甲の連絡先の表示）

名 称	電話番号
帯広市総務部総務課防災係	0155-65-4103
帯広市役所 当直（夜間・休日）	0155-24-4111

（乙の連絡先の表示）

名 称	電話番号
株式会社伊藤園 帯広支店	0155-41-9911
株式会社伊藤園 本社総務部（直通）	03-5371-7201

（効力）

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 25年 6月 7日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 東京都渋谷区本町3-47-10
株式会社伊藤園
総務部長

（第4条関係・様式第1号）

平成 年 月 日

飲料供給要請書

株式会社伊藤園
総務部長

様

帯広市長
（帯広市災害対策本部長）

災害時における飲料の供給に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおり飲料の供給の協力を要請します。

連 絡 先	電話_____
口頭による 連絡日時	平成 年 月 日 時 分
要 請 理 由	
要 請 期 間	
供 給 飲 料	
備 考	

災害時における福祉避難所の使用に関する協定書

帯広市（以下、「甲」という。）と社会福祉法人光寿会（以下、「乙」という。）は、災害時に乙の社会福祉施設等を福祉避難所として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」（以下、「全体計画」という。）に基づき、大規模な地震などの災害により災害時要援護者等が避難の必要が生じた場合において、甲が乙の社会福祉施設等を全体計画に定める「福祉避難所」として使用するにあたり、必要な事項を定める。

2 本協定における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 災害時要援護者等 災害時要援護者及び災害発生により自らの身を守るために安全な場所に避難するなどの行動をとることのできない人のうち、福祉避難所への収容が必要と認められる人

(2) 社会福祉施設等 全体計画第4章第1項で定める社会福祉施設など

(3) 福祉避難所 甲が指定する災害時要援護者等のために特別な配慮がなされた避難所（福祉避難所の指定）

第2条 甲は、被災により避難が必要な災害時要援護者等のために、別紙に掲げる乙の社会福祉施設等を福祉避難所に指定する。

2 乙は、乙の福祉避難所の指定に係る調整を行うことや、甲から必要な支援を受けることができる。

（連絡体制等）

第3条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、福祉避難所に指定した社会福祉施設等との連絡体制の確立を図るものとする。

2 乙は、福祉避難所に指定された施設の施設長を施設における災害時の指揮統括並びに甲を始めとした関係機関との連絡調整を行うための災害防災リーダーとして指名する。

また、災害防災リーダーに事故があった場合の職務代行者として、災害防災サブリーダー2名を指名する。

（福祉避難所の受け入れ）

第4条 甲は、乙に対して、第2条により指定を行った福祉避難所への災害時要援護者等の受け入れについて協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる情報及び事項を明示した書面若しくは全体計画に規定している「災害時要援護者登録申請書兼登録台帳(個別計画)」(以下、「個別計画」という。)の写しの交付により行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(1) 当該災害時要援護者等の住所、氏名、生年月日、心身の状況（特記事項）

(2) 緊急時の家族等の連絡先（介助を行う家族と共に避難・入所しない場合）

(3) 避難支援者の氏名、連絡先

(4) 受け入れする理由と期間

2 前項により通知する事項のうち、受け入れする期間については、災害時要援護者の被災の程度により甲乙協議して決定するものとする。

3 情報の提供にあたっての詳細は、甲が、別途、ガイドライン等により定める。

なお、情報の提供にあたっては、甲は、対象となる災害時要援護者の意思に基づき最大限配慮をする。

4 乙は、提供を受けた情報の管理にあたり、帯広市個人情報保護条例（平成7年10月17日条例第41号）等の関係法令の規定を遵守する。

(災害時要援護者等の移送)

第5条 災害時要援護者等の移送については、全体計画の定めに応じて、原則として甲が行う。甲は、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができる。

(受入状況の報告)

第6条 第3条第2項に定める災害防災リーダーは、災害時要援護者等の受入状況について、第4条に基づき受領した書面（個別計画を含む）の謄写本に、受入日、施設名、災害防災リーダー名を追記のうえ、甲に報告する。ただし、災害発生直後などは、この限りでない。

2 乙は、指定を受けた社会福祉施設等が被災等により使用できなくなった場合、若しくは、施設の安全確保上など受け入れ可能人数の上限に達した場合に、甲に対して、速やかに報告を行う。

(物資の調達)

第7条 甲は、災害時要援護者等が福祉避難所において必要となる物資の調達及び確保に努める。

2 乙は、災害発生時の混乱が収まるまでの所要の期間（概ね72時間）に必要な最低限の物資を確保するよう努める。

(支援者の確保)

第8条 甲は、乙が本来業務を遂行しつつ、受け入れを行った災害時要援護者等を適切に介護及び支援等ができるよう看護師や介護福祉士等の専門職（以下「支援者」という。）の確保に努める。

2 前項に規定する支援者については、甲は帯広市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）と連携して災害ボランティア活動支援センター等から、乙に派遣することを基本とする。また、支援者を活用するにあたっての必要な事項については、別途、社会福祉協議会等関係機関と協議し適切な対応に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、災害時要援護者等の受け入れに要した経費について、別途乙と協議をして負担額を決定するものとする。

(収容可能人数等の協議)

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとに、福祉避難所の別、受け入れ可能人数、受け入れ人数に応じた保有資格別の支援者数、必要物資等について、協議するものとする。ただし、施設の状況に応じて、随時、変更の協議を行うことができるものとする。

(関係機関との連携)

第11条 甲及び乙は、この協定を円滑に遂行するために、甲、乙のほか社会福祉協議会等関係機関との連携に努める。

(疑義の解決)

第12条 この協定(協定に定める指針等を含む。本条においては、以下に同じ。)に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対しこの協定を終了または改定する意志表示がないときは、有効期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 7月 9日

甲 帯広市

帯広市長 米 沢 則 寿

乙 広尾郡大樹町字大樹10番地8

社会福祉法人 光寿会

理事長 森 光 弘

災害時における福祉避難所の使用に関する協定書

帯広市（以下、「甲」という。）と医療法人社団刀圭会（以下、「乙」という。）は、災害時に乙の社会福祉施設等を福祉避難所として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」（以下、「全体計画」という。）に基づき、大規模な地震などの災害により災害時要援護者等が避難の必要が生じた場合において、甲が乙の社会福祉施設等を全体計画に定める「福祉避難所」として使用するにあたり、必要な事項を定める。

2 本協定における用語の定義は次のとおりとする。

（1）災害時要援護者等 災害時要援護者及び災害発生により自らの身を守るために安全な場所に避難するなどの行動をとることのできない人のうち、福祉避難所への収容が必要と認められる人

（2）社会福祉施設等 全体計画第4章第1項で定める社会福祉施設など

（3）福祉避難所 甲が指定する災害時要援護者等のために特別な配慮がなされた避難所（福祉避難所の指定）

第2条 甲は、被災により避難が必要な災害時要援護者等のために、別紙に掲げる乙の社会福祉施設等を福祉避難所に指定する。

2 乙は、乙の福祉避難所の指定に係る調整を行うことや、甲から必要な支援を受けることができる。

（連絡体制等）

第3条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、福祉避難所に指定した社会福祉施設等との連絡体制の確立を図るものとする。

2 乙は、福祉避難所に指定された施設の施設長を施設における災害時の指揮統括並びに甲を始めとした関係機関との連絡調整を行うための災害防災リーダーとして指名する。

また、災害防災リーダーに事故があった場合の職務代行者として、災害防災サブリーダー2名を指名する。

（福祉避難所の受け入れ）

第4条 甲は、乙に対して、第2条により指定を行った福祉避難所への災害時要援護者等の受け入れについて協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる情報及び事項を明示した書面若しくは全体計画に規定している「災害時要援護者登録申請書兼登録台帳（個別計画）」（以下、「個別計画」という。）の写しの交付により行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

（1）当該災害時要援護者等の住所、氏名、生年月日、心身の状況（特記事項）

（2）緊急時の家族等の連絡先（介助を行う家族と共に避難・入所しない場合）

(3) 避難支援者の氏名、連絡先

(4) 受け入れする理由と期間

2 前項により通知する事項のうち、受け入れする期間については、災害時要援護者の被災の程度により甲乙協議して決定するものとする。

3 情報の提供にあたっての詳細は、甲が、別途、ガイドライン等により定める。

なお、情報の提供にあたっては、甲は、対象となる災害時要援護者の意思に基づき最大限配慮をする。

4 乙は、提供を受けた情報の管理にあたり、帯広市個人情報保護条例（平成7年10月17日条例第41号）等の関係法令の規定を遵守する。

(災害時要援護者等の移送)

第5条 災害時要援護者等の移送については、全体計画の定めに応じて、原則として甲が行う。甲は、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができる。

(受入状況の報告)

第6条 第3条第2項に定める災害防災リーダーは、災害時要援護者等の受入状況について、第4条に基づき受領した書面（個別計画を含む）の謄写本に、受入日、施設名、災害防災リーダー名を追記のうえ、甲に報告する。ただし、災害発生直後などは、この限りでない。

2 乙は、指定を受けた社会福祉施設等が被災等により使用できなくなった場合、若しくは、施設の安全確保上など受け入れ可能人数の上限に達した場合に、甲に対して、速やかに報告を行う。

(物資の調達)

第7条 甲は、災害時要援護者等が福祉避難所において必要となる物資の調達及び確保に努める。

2 乙は、災害発生時の混乱が収まるまでの所要の期間（概ね72時間）に必要な最低限の物資を確保するよう努める。

(支援者の確保)

第8条 甲は、乙が本来業務を遂行しつつ、受け入れを行った災害時要援護者等を適切に介護及び支援等ができるよう看護師や介護福祉士等の専門職（以下「支援者」という。）の確保に努める。

2 前項に規定する支援者については、甲は帯広市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）と連携して災害ボランティア活動支援センター等から、乙に派遣することを基本とする。また、支援者を活用するにあたっての必要な事項については、別途、社会福祉協議会等関係機関と協議し適切な対応に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、災害時要援護者等の受け入れに要した経費について、別途乙と協議をして負担額を決定するものとする。

(収容可能人数等の協議)

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとに、福祉避難所の別、受け入れ可能人数、受け入れ人数に応じた保有資格別の支援者数、必要物資等について、協議するものとする。ただし、施設の状況に応じて、随時、変更の協議を行うことができるものとする。

(関係機関との連携)

第11条 甲及び乙は、この協定を円滑に遂行するために、甲、乙のほか社会福祉協議会等関係機関との連携に努める。

(疑義の解決)

第12条 この協定(協定に定める指針等を含む。本条においては、以下に同じ。)に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対しこの協定を終了または改定する意志表示がないときは、有効期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 7月 9日

甲 帯広市

帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市西16条北1丁目27番地

医療法人社団 刀圭会

理事長 長 谷 川 賢

災害時における福祉避難所の使用に関する協定書

帯広市（以下、「甲」という。）と医療法人十勝勤労者医療協会（以下、「乙」という。）は、災害時に乙の社会福祉施設等を福祉避難所として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」（以下、「全体計画」という。）に基づき、大規模な地震などの災害により災害時要援護者等が避難の必要が生じた場合において、甲が乙の社会福祉施設等を全体計画に定める「福祉避難所」として使用するにあたり、必要な事項を定める。

2 本協定における用語の定義は次のとおりとする。

- （1）災害時要援護者等 災害時要援護者及び災害発生により自らの身を守るために安全な場所に避難するなどの行動をとることのできない人のうち、福祉避難所への収容が必要と認められる人
- （2）社会福祉施設等 全体計画第4章第1項で定める社会福祉施設など
- （3）福祉避難所 甲が指定する災害時要援護者等のために特別な配慮がなされた避難所（福祉避難所の指定）

第2条 甲は、被災により避難が必要な災害時要援護者等のために、別紙に掲げる乙の社会福祉施設等を福祉避難所に指定する。

2 乙は、乙の福祉避難所の指定に係る調整を行うことや、甲から必要な支援を受けることができる。

（連絡体制等）

第3条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、福祉避難所に指定した社会福祉施設等との連絡体制の確立を図るものとする。

2 乙は、福祉避難所に指定された施設の施設長を施設における災害時の指揮統括並びに甲を始めとした関係機関との連絡調整を行うための災害防災リーダーとして指名する。

また、災害防災リーダーに事故があった場合の職務代行者として、災害防災サブリーダー2名を指名する。

（福祉避難所の受け入れ）

第4条 甲は、乙に対して、第2条により指定を行った福祉避難所への災害時要援護者等の受け入れについて協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる情報及び事項を明示した書面若しくは全体計画に規定している「災害時要援護者登録申請書兼登録台帳（個別計画）」（以下、「個別計画」という。）の写しの交付により行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

- （1）当該災害時要援護者等の住所、氏名、生年月日、心身の状況（特記事項）
- （2）緊急時の家族等の連絡先（介助を行う家族と共に避難・入所しない場合）

(3) 避難支援者の氏名、連絡先

(4) 受け入れする理由と期間

2 前項により通知する事項のうち、受け入れする期間については、災害時要援護者の被災の程度により甲乙協議して決定するものとする。

3 情報の提供にあたっての詳細は、甲が、別途、ガイドライン等により定める。

なお、情報の提供にあたっては、甲は、対象となる災害時要援護者の意思に基づき最大限配慮をする。

4 乙は、提供を受けた情報の管理にあたり、帯広市個人情報保護条例（平成7年10月17日条例第41号）等の関係法令の規定を遵守する。

(災害時要援護者等の移送)

第5条 災害時要援護者等の移送については、全体計画の定めに応じて、原則として甲が行う。甲は、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができる。

(受入状況の報告)

第6条 第3条第2項に定める災害防災リーダーは、災害時要援護者等の受入状況について、第4条に基づき受領した書面（個別計画を含む）の謄写本に、受入日、施設名、災害防災リーダー名を追記のうえ、甲に報告する。ただし、災害発生直後などは、この限りでない。

2 乙は、指定を受けた社会福祉施設等が被災等により使用できなくなった場合、若しくは、施設の安全確保上など受け入れ可能人数の上限に達した場合に、甲に対して、速やかに報告を行う。

(物資の調達)

第7条 甲は、災害時要援護者等が福祉避難所において必要となる物資の調達及び確保に努める。

2 乙は、災害発生時の混乱が収まるまでの所要の期間（概ね72時間）に必要な最低限の物資を確保するよう努める。

(支援者の確保)

第8条 甲は、乙が本来業務を遂行しつつ、受け入れを行った災害時要援護者等を適切に介護及び支援等ができるよう看護師や介護福祉士等の専門職（以下「支援者」という。）の確保に努める。

2 前項に規定する支援者については、甲は帯広市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）と連携して災害ボランティア活動支援センター等から、乙に派遣することを基本とする。また、支援者を活用するにあたっての必要な事項については、別途、社会福祉協議会等関係機関と協議し適切な対応に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、災害時要援護者等の受け入れに要した経費について、別途乙と協議をして負担額を決定するものとする。

(収容可能人数等の協議)

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとに、福祉避難所の別、受け入れ可能人数、受け入れ人数に応じた保有資格別の支援者数、必要物資等について、協議するものとする。ただし、施設の状況に応じて、随時、変更の協議を行うことができるものとする。

(関係機関との連携)

第11条 甲及び乙は、この協定を円滑に遂行するために、甲、乙のほか社会福祉協議会等関係機関との連携に努める。

(疑義の解決)

第12条 この協定(協定に定める指針等を含む。本条においては、以下に同じ。)に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対しこの協定を終了または改定する意志表示がないときは、有効期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 7月 9日

甲 帯広市

帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市西9条南12丁目4番地

医療法人 十勝勤労者医療協会

理事長 深 町 知 博

災害時における福祉避難所の使用に関する協定書

帯広市（以下、「甲」という。）と医療法人社団博愛会（以下、「乙」という。）は、災害時に乙の社会福祉施設等を福祉避難所として使用することに関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、「おびひろ避難支援プラン（全体計画）」（以下、「全体計画」という。）に基づき、大規模な地震などの災害により災害時要援護者等が避難の必要が生じた場合において、甲が乙の社会福祉施設等を全体計画に定める「福祉避難所」として使用するにあたり、必要な事項を定める。

2 本協定における用語の定義は次のとおりとする。

（1）災害時要援護者等 災害時要援護者及び災害発生により自らの身を守るために安全な場所に避難するなどの行動をとることのできない人のうち、福祉避難所への収容が必要と認められる人

（2）社会福祉施設等 全体計画第4章第1項で定める社会福祉施設など

（3）福祉避難所 甲が指定する災害時要援護者等のために特別な配慮がなされた避難所（福祉避難所の指定）

第2条 甲は、被災により避難が必要な災害時要援護者等のために、別紙に掲げる乙の社会福祉施設等を福祉避難所に指定する。

2 乙は、乙の福祉避難所の指定に係る調整を行うことや、甲から必要な支援を受けることができる。

（連絡体制等）

第3条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、福祉避難所に指定した社会福祉施設等との連絡体制の確立を図るものとする。

2 乙は、福祉避難所に指定された施設の施設長を施設における災害時の指揮統括並びに甲を始めとした関係機関との連絡調整を行うための災害防災リーダーとして指名する。

また、災害防災リーダーに事故があった場合の職務代行者として、災害防災サブリーダー2名を指名する。

（福祉避難所の受け入れ）

第4条 甲は、乙に対して、第2条により指定を行った福祉避難所への災害時要援護者等の受け入れについて協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる情報及び事項を明示した書面若しくは全体計画に規定している「災害時要援護者登録申請書兼登録台帳(個別計画)」(以下、「個別計画」という。)の写しの交付により行う。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。

(1) 当該災害時要援護者等の住所、氏名、生年月日、心身の状況（特記事項）

(2) 緊急時の家族等の連絡先（介助を行う家族と共に避難・入所しない場合）

(3) 避難支援者の氏名、連絡先

(4) 受け入れする理由と期間

2 前項により通知する事項のうち、受け入れする期間については、災害時要援護者の被災の程度により甲乙協議して決定するものとする。

3 情報の提供にあたっての詳細は、甲が、別途、ガイドライン等により定める。

なお、情報の提供にあたっては、甲は、対象となる災害時要援護者の意思に基づき最大限配慮をする。

4 乙は、提供を受けた情報の管理にあたり、帯広市個人情報保護条例（平成7年10月17日条例第41号）等の関係法令の規定を遵守する。

(災害時要援護者等の移送)

第5条 災害時要援護者等の移送については、全体計画の定めに応じて、原則として甲が行う。甲は、必要により、乙に対して移送の協力を要請することができる。

(受入状況の報告)

第6条 第3条第2項に定める災害防災リーダーは、災害時要援護者等の受入状況について、第4条に基づき受領した書面（個別計画を含む）の謄写本に、受入日、施設名、災害防災リーダー名を追記のうえ、甲に報告する。ただし、災害発生直後などは、この限りでない。

2 乙は、指定を受けた社会福祉施設等が被災等により使用できなくなった場合、若しくは、施設の安全確保上など受け入れ可能人数の上限に達した場合に、甲に対して、速やかに報告を行う。

(物資の調達)

第7条 甲は、災害時要援護者等が福祉避難所において必要となる物資の調達及び確保に努める。

2 乙は、災害発生時の混乱が収まるまでの所要の期間（概ね72時間）に必要な最低限の物資を確保するよう努める。

(支援者の確保)

第8条 甲は、乙が本来業務を遂行しつつ、受け入れを行った災害時要援護者等を適切に介護及び支援等ができるよう看護師や介護福祉士等の専門職（以下「支援者」という。）の確保に努める。

2 前項に規定する支援者については、甲は帯広市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）と連携して災害ボランティア活動支援センター等から、乙に派遣することを基本とする。また、支援者を活用するにあたっての必要な事項については、別途、社会福祉協議会等関係機関と協議し適切な対応に努めるものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、災害時要援護者等の受け入れに要した経費について、別途乙と協議をして負担額を決定するものとする。

(収容可能人数等の協議)

第10条 甲及び乙は、本協定締結後、施設ごとに、福祉避難所の別、受け入れ可能人数、受け入れ人数に応じた保有資格別の支援者数、必要物資等について、協議するものとする。ただし、施設の状況に応じて、随時、変更の協議を行うことができるものとする。

(関係機関との連携)

第11条 甲及び乙は、この協定を円滑に遂行するために、甲、乙のほか社会福祉協議会等関係機関との連携に努める。

(疑義の解決)

第12条 この協定(協定に定める指針等を含む。本条においては、以下に同じ。)に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲、乙いずれからも相手側に対しこの協定を終了または改定する意志表示がないときは、有効期間は期間満了の日から更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年 7月 9日

甲 帯広市

帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市西22条南2丁目2番地10

医療法人社団 博愛会

理事長 細 川 吉 博

災害時における畳の供給に関する協定書

帯広市（以下「甲」という。）と株式会社伊吹畳内装（以下「乙」という。）は、災害時における避難所への畳の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、帯広市内に大規模な災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲に対する乙の畳供給に関する協力について、必要な事項を定めることを目的とする。

（発動）

第2条 この協定に定める協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行うときをもって発動する。

（協力の内容）

第3条 災害時において甲が畳を必要とするときは、乙は甲の要請に基づき、できる限りの範囲において乙の保有するレンタル用畳を供給するよう努めるものとする。この場合、甲の指定する場所への運搬は、甲又は乙の指定するものが行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に運搬の協力を求めることができるものとする。

（協力要請）

第4条 前条の要請手続は、「畳供給要請書」（様式第1号）をもって行うこととする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後すみやかに文書を提出するものとする。

（実施報告）

第5条 乙は、第3条の規定による協力を実施した時は、「災害時要請業務実施報告書」（様式第2号）をもって甲に報告するものとする。

（経費の支払い）

第6条 甲は、乙から第3条の規定に基づく協力を要した経費の請求があった場合は、甲の規定に基づき、速やかに乙に支払うものとする。

（価格の決定）

第7条 甲が負担する経費は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲・乙協議の上で決定するものとする。

(効力)

第8条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 米 沢 則 寿

乙 帯広市西22条南3丁目34番地
株式会社伊吹畳内装
代表取締役 伊 吹 公 男

(第4条関係・様式第1号)

平成 年 月 日

畳 供 給 要 請 書

株式会社伊吹畳内装

代表取締役

様

帯広市長

㊟

(帯広市災害対策本部長)

災害時における畳の供給に関する協定書第4条の規定に基づき、次のとおりレンタル用畳の供給の協力を要請します。

連 絡 先	電話_____	
口頭による 連絡日時	平成 年 月 日	時 分
要 請 理 由		
供 給 場 所	施 設 名	所 在 地
要 請 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
数 量		
備 考		

(第5条関係・様式第2号)

平成 年 月 日

災害時要請業務実施報告書

帯広市長

様

株式会社伊吹畳内装

代表取締役

印

災害時における畳の供給に関する協定書第5条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

供給場所	施設名		所在地		受渡者
供給日時	年 月 日		午前・午後		時 分
供給した畳	種類	規格		数量	備考
供給期間	平成 年 月 日		～ 平成 年 月 日		
備考					

昭和38年4月1日
条例第1号改正沿革

帯 広 市 防 災 会 議 条 例

改正の沿革 昭和39年条例第42号、昭和43年条例第21号、昭和45年条例第26号、昭和47年条例第8号、昭和55年条例第29号、平成7年条例第31号、平成12年条例第5号、平成17年条例第39号、平成25年条例第6号

（目 的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、帯広市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- （1） 帯広市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2） 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- （3） 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- （4） 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第2項の規定により帯広市水防計画を審議すること。
- （5） 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - （1） 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - （2） 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - （3） 北海道の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - （4） 北海道警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - （5） 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - （6） 教育長
 - （7） 消防長及び消防団長
 - （8） 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - （9） 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 委員の定数は、30人以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係指定地方行政機関の職員、北海道の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が満了したときは解任されるものとする。

（幹事）

第5条 防災会議に幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について会長、委員及び専門委員を補佐する。

（議事等）

第6条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料7

帯広市災害対策本部条例

昭和38年4月1日
条例第2号

改正の沿革 平成8年条例第21号、平成25年条例第6号

（目的）

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、帯広災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（職務）

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

（組織）

第3条 本部に部、部に班を置くことができる。

2 部及び班に属すべき本部員は、本部長が定める。

3 部及び班にそれぞれ部長及び班長を置き、本部員のうちから本部長が指名する。

4 部長及び班長は、担当の事務を掌理する。

（雑則）

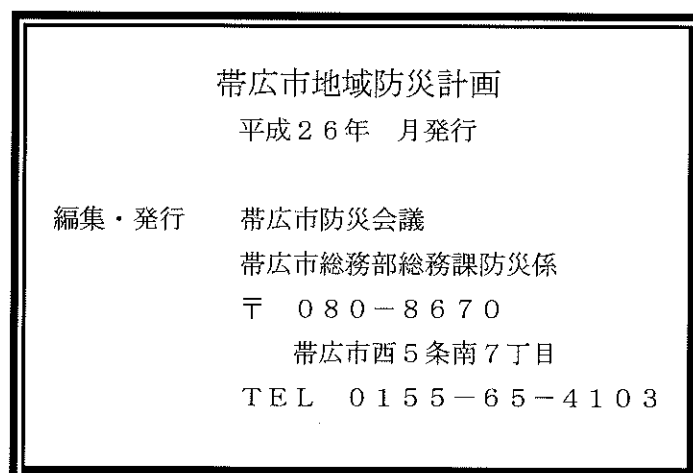
第4条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

帯広市地域防災計画

沿革	昭和39年4月	帯広市地域防災計画作成
	昭和46年度修正	地震災害対策計画、航空機災害対策計画書追加
	昭和55年度改定	災害通信計画、災害情報等の報告収集及び伝達計画、消防計画、応急措置実施計画、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画、公安警備計画、林野火災予消防計画、応急飼料計画、緊急医療対策計画をそれぞれ追加し他の計画を全面見直し、修正。
	昭和57年度修正	
	昭和59年度修正	
	昭和60年度修正	
	昭和62年度修正	
	昭和63年度修正	
	平成元年度修正	
	平成5年度改定	ライフライン施設応急対策計画の加入、水防計画に関する基本的事項を追加し、災害対策本部及び非常配備態勢に関する防災組織、災害通信伝達系統、避難救助計画、地震災害対策計画に関する内容等を全面的に改定し他の各計画を全項目にわたり見直し修正、具体化した。
	平成11年度改定	地震災害対策計画を除き、新たに事故災害対策計画を追加し他の計画を全面見直し、修正。
	平成15年度修正	
	平成20年度改定	全章・節にわたり修正をし、全面改定を行った。地震災害対策編に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画を追加した。
	平成21年度修正	
	平成22年度修正	北海道における支庁制度改革に伴い、名称等の変更、北海道管理河川（帯広川、売買川、ウツベツ川、柏林台川）の浸水想定区域図が公表されたことに伴い、災害時要援護者関連施設の見直し、避難場所（所）の指定見直し、郵便事業(株)、郵便局(株)の事務又は業務を区分けした。
	平成24年度修正	



目 次

資料 1-1	避難場所一覧表	1
資料 1-2	洪水時の避難場所一覧表	7
資料 2	ヘリコプター着陸地点の具備すべき条件	13
資料 3	医療機関等の状況	14
資料 4	災害情報等通報関係機関	19
資料 5	防災協定書	21
1	自治体相互応援協定	21
(1)	道東六市防災協定書	
	平成8年5月21日締結（帯広、釧路、根室、北見、網走、紋別）	21
(2)	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定書	
	平成9年11月5日締結（北海道、道内180市町村）	25
2	北海道が締結した協定が市町村も締結したとみなす協定	30
(1)	災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定書	
	平成18年12月22日（北海道コカ・コーラボトリング株式会社）	30
(2)	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定書	
	平成18年12月22日（株式会社 セイコーマート）	41
(3)	災害における飲料の供給等に関する協定書	
	平成20年12月18日（サントリーフーズ株式会社）	52
3	帯広市が締結した協定	59
(1)	災害時の医療救護活動に関する協定書	
	平成元年8月1日締結（帯広市医師会）	59
(2)	航空災害時の医療救護活動に関する協定書	
	平成5年4月1日締結（帯広市医師会）	70
(3)	航空災害時の医療救護活動に関する協定書	
	平成5年4月1日締結（十勝医師会）	75
(4)	北海道広域消防相互応援協定書	
	平成6年7月25日締結（72市町及び一部事務組合）	80
(5)	災害時における応急照明器具等の優先供給に関する協定書	
	平成7年10月27日締結（千代田デンソー）	99
(6)	災害時における大型暖房機器等の優先供給に関する協定書	
	平成7年10月30日締結（宮本機械）	101
(7)	北海道消防防災ヘリコプター応援協定	
	平成8年6月25日締結（72市町及び一部事務組合）	102

(8) 災害時における応急措置の協力に関する協定書 平成14年4月18日締結（帯広管工事業協同組合）	109
(9) 災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定書 平成17年7月6日締結（赤帽帯広）	111
(10) 災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定書 平成18年3月24日締結（十勝トラック協会）	116
(11) 帯広空港消火救難隊に関する協定書 平成18年4月1日（空港において事業を営む18団体）	119
(12) 災害時における応急対策等の協力に関する協定書 平成18年9月22日締結（帯広空調衛生工事業協会）	124
(13) 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書 平成19年3月19日締結（十勝歯科医師会）	128
(14) 災害時における応急生活物資の確保等に関する協力協定書 平成19年4月23日締結（生活協同組合コープさっぽろ）	132
(15) 日本水道協会北海道地方支部道東地区協議会災害時相互応援に関する協定書 平成19年7月31日締結（道東市町村、企業団）	135
(16) 災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定書 平成19年8月3日締結（北海道コカ・コーラボトリング株）	140
(17) 災害時における仮設トイレ等の供給に関する協定書 平成19年10月23日締結（帯広リース業協会）	144
(18) 災害時における非常放送に関する協定書 平成19年10月30日締結（株エフエムおびひろ）	148
(19) 災害時における非常放送に関する協定書 平成19年10月30日締結（株おびひろ市民ラジオ）	151
(20) 災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定書 平成20年2月14日締結（イオン北海道株）	154
(21) 避難場所広告付看板に関する協定書 平成20年3月27日締結（北電興業株式会社）	159
(22) 災害時における応急対策等の協力に関する協定書 平成20年6月11日締結（帯広電業協会）	167
(23) 帯広市所管都市施設における災害時の協力体制に関する協定書 平成20年12月1日締結（帯広建設業協会）	171
(24) 帯広市所管公園施設における災害時の協力体制に関する協定書 平成20年12月1日締結（北海道造園緑化建設業協会十勝支部）	174
(25) 災害時における帯広市、郵便事業株式会社帯広支店間の協力に関する協定書 平成20年12月4日締結（郵便事業株帯広支店）	177
(26) 災害時における帯広市内郵便局と帯広市の協力に関する協力協定書 平成20年12月4日締結（帯広市内郵便局）	179
(27) 防災情報の共有に係る協定書 平成20年12月10日締結（北海道開発局）	181
(28) 災害時における応急対策等の協力に関する協定書 平成21年8月4日締結（帯広建築工業協同組合）	187

(29) 災害等の発生時における帯広市と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定書	平成22年10月29日締結(社団法人北海道エルピーガス協会十勝支部)・・・	189
(30) 災害時協力協定書	平成22年12月2日締結(財団法人北海道電気保安協会)	192
(31) 災害時における応急生活物資の供給等に関する協力協定書	平成23年2月4日締結(株式会社イトーヨーカ堂)	196
(32) 災害時における協力に関する協定書	平成23年4月8日締結(社団法人帯広地方隊友会帯広連合本部)	201
(33) 災害時における飲料の供給に関する協定書	平成23年9月1日締結(北海道ペプシコーラ株式会社)	203
(34) 災害時における応急活動等の協力に関する協定書	平成23年9月15日締結(北海道塗装工業協同組合)	206
(35) 災害時における災害時における公衆浴場等の協力に関する協定書	平成24年1月26日締結(北海道公衆浴場帯広浴場組合)	210
(36) 災害時における遺体運搬等の協力に関する協定書	平成24年2月15日(社団法人全国霊柩自動車協会)	212
(37) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書	平成24年3月26日(帯広市社会福祉施設連絡協議会)	217
(38) 災害時における一時避難所としての使用に関する協定書	平成24年4月26日(株式会社ベルコ帯広)	221
(39) 災害時における要援護者の避難搬送等の協力に関する協定書	平成24年5月16日締結(帯広市ハイヤー協同組合)	224
(40) 災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	平成24年6月4日(帯広地方石油業協同組合)	229
(41) 災害時における道路施設等の協力体制に関する協定書	平成24年8月31日締結(帯広舗装防災協議会)	235
(42) 災害時における遺体の収容、安置等の協力に関する協定書	平成24年10月30日締結(北海道葬祭業協同組合)	239
(43) 災害時におけるレンタル機材の優先供給に関する協定書	平成24年11月9日締結(北海道建設機械レンタル協会帯広支部)	244
(44) 災害時における飲料の供給に関する協定書	平成25年6月7日(株式会社伊藤園)	249
(45) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書	平成25年7月9日締結(社会福祉法人光寿会)	253
(46) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書	平成25年7月9日(医療法人社団刀圭会)	257
(47) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書	平成25年7月9日締結(医療法人十勝勤労者医療協会)	261
(48) 災害時における福祉避難所の使用に関する協定書	平成25年7月9日締結(医療法人社団博愛会)	265
(49) 災害時における量の供給に関する協定書	平成25年10月21日締結(株式会社伊吹畳内装)	269

資料 6	帯広市防災会議条例	273
資料 7	帯広市災害対策本部条例	275

資料1-1 避難場所一覧表(第4章第9節「避難体制整備計画」関係)

No	施設名称	所在地 電話番号	避難場所 面積 ㎡ 収容人員 人	広域避難 場所面積 ㎡ 収容人員 人	避難所施 設面積 収容人員 人	避難対象地区町内会	代替避難所
1	市民活動 プラザ六中 (その他)	東11南9 24-7598	4,032 2,000		1,242 770	柏光、東祥親睦、東苑、東明、若草、東オ ベリベリ親睦、東友東親、東十和、東 (9町内会 約780戸 約1,510人)	
2	東小学校 (学校)	東7南2 23-4089	18,096 9,000		844 520	帯里、帯広榮祥、清泉親睦、東、神護親 睦、依田町、東睦、発祥親睦会、東4・5 東栄、東3・4親睦、東2の2・3、世互 親、東2・5、東1条若葉、東1・4睦、 東5親交会、大三会、大四交睦、五盟、神 護、神護東 (21町内会 約1,540戸 約2,680人)	東福祉センター 138㎡(80人) バラト福祉センター 80㎡(40人)
3	柏小学校 (学校)	東8南11 23-1234	14,935 7,400		1,088 680	農試跡南町、晩成、報徳、東郊協和、東 九・七親睦、新泉、祥南第1、祥南第2、 柏、柏親交、瑞徳、東6・9、東和、東 5・7親睦、東和5・6親睦、祥和、東 1・6親会、六交、和光、東二・七、東 1・8誠心会、八交、親和、東富久、東和 会、十交会、東4・6親共、東三・七交 和、東四・七、東三・八、東4・8、東 鳩、東方親睦、バラト東、バラト西南、バ ラト中央、新バラト、いたどり、春日東、 春日西、春日南、オリエンタルコーポ親睦 会 (42町内会 約2,910戸 約5,260人)	東コミュニティ センター 585㎡(360人)
4	翔陽中学校 (学校)	東6南12 22-1428	14,431 7,200		1,242 770	東陽北、十三四、東亜親睦、東和親睦、東 和、東光、東陽、東栄和、桂、道営中央団 地1、道営中央2自治会、清和、東栄、交 和、東1の13・14、十三交睦、東2条 14・15親友、東盟、東明、東3南14 親交会、東四条東睦、東3条共和、柏 (23町内会 約1,590戸 約3,060人)	柏福祉センター 138㎡(80人)
5	帯広小学校 (学校)	西8南5 22-1424	13,569 6,700		1,055 650	新興、三光、河南、西三条平和親睦、奉 公、センターパーク、親栄、共栄、西3条 南9丁目、西3条南10丁目、十公、大6 親睦、大7親友、大八盟友、大通9丁目親 睦、大通南10丁目親睦、大通11丁目、大 通12丁目、大通13丁目共和会、三和親 睦、西1・4共親会、互親、六友会、七友 会、西一・八親善、親和、西1条南10丁目 会、西1・11親交会、西1条12丁目親 睦会、三・四同交会、西2の5、福六、 二・八、友信、西2条南10丁目共和、駅 前、七福、開広、西11条橋南、西4南6 開発官舎、センターシティ1、報和南、大 和一、大和二、大和三、大和五、大和六、 大和七、高倉西、新町中央、新町東、西 栄、西南部親交、緑園、十士、睦、中央、 八条コーポ (58町内会 約4,100戸 約7,040人)	市役所 1,274㎡(790人)
6	光南小学校 (学校)	東5南20 24-5928	10,780 5,300		2,050 1,280	大19親和、親友、睦、隣和、平成、東 1・15親和、文化街、南興、鈴蘭、光友 親睦、更新、新交、東三四、公栄、20丁 目、第一鉄心、鉄心、双栄、南鉄心、南 友、田園、平原、南交、東進、東光、光南 みなみ、クラックス、光南第一、南平原、 南生、南親、和光、清南、松葉、帯南、南 栄、新光、東雲、コーポ光南第一親睦会、 東興、光南、東南、東方、光南東、南東団 地 (45町内会 約3,400戸 約6,620人)	光南福祉センター 103㎡(60人)

資料 1-1 (避難場所一覧表)

No.	施設名称	所在地 電話番号	避難場所	広域避難	避難所施設	避難対象地区町内会	代替避難所
			面積 ㎡ 収容人員 人	場所面積 ㎡ 収容人員 人	面積 ㎡ 収容人員 人		
7	明星小学校 (学校)	西4南23 24-4471	12,165 6,000		1,024 640	幸栄、親栄、十九和、西5・19東、親和、十九丁目陸、協和親睦、明交、供和、育生、幸進、公明、更生、西1・15南親、新帯広平和、南六、明和親睦、南園親睦、新和、行幸、明協、明和、常盤、大谷、啓明、明星、明星共和、互親、明星親睦、明光、永和、むつみ、第一啓明、新明、五交 (35町内会 約2,130戸 約3,780人)	とがちプラザ 1,111㎡(690人) 鉄南コミュニティ センター 566㎡(350人)
8	第四中学校 (学校)	西5南25 24-3511	21,261 10,600		1,015 630	南栄、三友、明親、六栄東、六栄第一、六栄向陽、六栄第三、新成、四中、六栄歩、一条親交、二八、南豪、三十丁目、さつき、二十八区親交、南陵親和、丘の上、南ヶ丘、太陽、弥生、若草、新生、緑風、せせらぎ、緑山 (26町内会 約3,610戸 約7,050人)	緑栄福祉センター 133㎡(80人) 南コミュニティ センター 592㎡(370人)
9	花園小学校 (学校)	公園東町2 24-9123	11,000 5,500		2,135 1,330	西互助12、西互助、曙、西五条親交、灯下、黎明、新生、親盛、緑親、七緑、広和第一、広和第二、第三広和、月進、スズラン、緑、親交、緑園、柏葉、花園、緑新、公園東町、公園三〇、公園朝日、公園東町ハイツ1号、公園東町ハイツ2号、公園、公園東町ハイツ3号、緑生、新緑生 (30町内会 約3,060戸 約5,620人)	花園福祉センター 102㎡(60人) 中央福祉センター 90㎡(50人)
10	啓西小学校 (学校)	柏林台中町4 34-4659	9,100 4,500		1,579 980	中帯広南、柳華、柏林台北西、柏林台郵政、柏林台親和、柏林台四一、柏林台啓西、柏林台啓北、柏林台東町、柏林台第一、柏林台、柏林台南、柏林台中央、柏林台学園前、JRアパート自治会、善友、東柏林台、柏新、柏林台中町2丁目、柏林台四ツ葉、パークサイド、北町第一、北町第二、柏林台北町第3自治会、柏林台ひまわり、柏林台すずらん、くるみ、柏西、柏林台中央団地自治会、競馬場、柏新第一、新柏林台 (27町内会 約2,590戸 約4,940人)	柏林台福祉センター 94㎡(50人)
11	緑丘小学校 (学校)	西14南17 24-5630	11,803 5,900		1,575 980	西伸、若緑、寿、第一親緑、陸、泉、親緑、共親、丘の町、北斗、親和南、桜町、親和東、躍進、緑苑、広和、同栄、緑葉、双葉、むつき、緑親、緑ヶ丘第三、緑ヶ丘さくら、みどり親交、緑むつみ、芳園、草園、南緑、緑光、十五日、緑栄、みどり、緑栄第一、緑勝、緑友、ひまわり、新緑、十五、12 (39町内会 約3,000戸 約5,500人)	緑ヶ丘福祉センター 96㎡(50人)
12	第五中学校 (学校)	西16南4 34-5710	13,924 6,900		1,487 920	協和、和興、栄和、富貴、第一富貴、五中北、愛睦、緑西道営、和交、三・八東、北駒、新栄、新興、新柏林台南、新柏林台北、新柏林台中央、あやめ、商東、春駒西、春駒、緑林、南商第一、緑西、峰洋 (24町内会 約3,790戸 約7,100人)	緑西コミュニティ センター 613㎡(380人)
13	第八中学校 (学校)	西17南6 35-6593	14,414 7,200		1,256 780	自衛隊西宿舎、緑交、あかしや、緑泉、和泉、あかしや中央、ときわ、美佐和、わかな、南商西、共和第一、緑南 (12町内会 約2,150戸 約4,300人)	若葉福祉センター 136㎡(80人)
14	若葉小学校 (学校)	西17南6 36-7371	13,689 6,800		1,606 1,000	共和南、若葉、共和第二親睦、十八緑、緑明、自由が丘二丁目、自由が丘第一、自由が丘弥生、自由が丘北都、西20条桜の森 (10町内会 約1,930戸 約4,200人)	自由が丘福祉 センター 127㎡(70人)

資料 1-1 (避難場所一覧表)

No.	施設名称	所在地 電話番号	避難場所 面積 ㎡ 収容人員 人	広域避難 場所面積 ㎡ 収容人員 人	避難所施 設 面積 ㎡ 収容人員 人	避難対象地区町内会	代替避難所
15	帯広の森体育館 (体育施設及び公園)	帯広の森 運動公園 48-8912	4,200 2,100		1,924 1,200	自由ヶ丘高台、おびひろの森西、36区 (3町内会 約620戸 約1,490人)	帯広の森研修 センター 402㎡(250人)
16	西陵中学校 (学校)	西18南2 33-3007	14,575 7,200		991 610	東こまどり、こまどり、西しらかば、やなぎ、啓西第一、山望、三七北、西陵第1、啓新、山望北、山望南 (11町内会 約2,310戸 約4,710人)	啓西福祉センター 102㎡(60人)
17	広陽小学校 (学校)	西19南3 33-8561	11,843 5,900		1,639 1,020	三友東、三友中央、三友西、37東、弥生、三七、広西、静光、静和、啓和 (10町内会 約2,140戸 約4,510人)	広陽福祉センター 119㎡(70人) コスモス福祉 センター 168㎡(100人)
18	明和小学校 (学校)	西19南4 34-5615	10,024 5,000		1,950 1,210	西常盤、西一九緑、十九条東、東常盤、野栄、晴見台東、晴見台西、柏南緑、やまびこ、西一九、川東あさがお、20条4、川東くろゆり、明和 (14町内会 約2,970戸 約6,330人)	明和福祉センター 96㎡(50人)
19	総合体育館 (体育施設及び公園)	大通北1 22-7828	10,000 5,000		2,184 1,360	川北、光北、北親、北開、西蘭香、東蘭香、新十勝大橋、北栄、音石、三和、西2条南1丁目、西2条2・3丁目親交、睦親睦、北光親睦、三吉親交、みどり、神苑昭睦、大川町親和、北星、リバーサイド、コーポ第2リバーサイド親睦会、明神、東1条北郵政 (23町内会 約1,600戸 約2,960人)	北福祉センター 99㎡(60人) 五条橋福祉センター 104㎡(60人)
20	第一中学校 (学校)	西13北7 34-3939	15,426 7,600		1,400 870	北交、北進、北愛、若草、共和、泰北、北興、長和、新北西、一中啓北、親成、玄北東 (12町内会 約1,850戸 約3,960人)	北親福祉センター 122㎡(70人)
21	啓北小学校 (学校)	西14北7 36-7754	9,866 4,900		1,266 790	青葉、玄北中央、北一線、北友、北協和、緑勝、北星、玄北西、報和、桜、西16条北2開発、北一親睦、六号栄、北伸、栄北、緑陽、新栄、北伸第一、あづさ、いずみ野 (20町内会 約2,760戸 約6,170人)	啓親福祉センター 110㎡(60人)
22	栄小学校 (学校)	西17北1 36-4873	10,281 5,100		1,423 880	柏友、北報和、栄、中帯広東、白鳩、西16条新和、大心西、第一報和、報友、中帯広西、中帯広北、広栄、17条新和、光栄、大心中央、大心東、栄町、北星、西18条新和、正進親睦 (20町内会 約2,790戸 約5,520人)	栄福祉センター 175㎡(100人)
23	北栄小学校 (学校)	西7南1 24-5697	8,084 4,000		1,468 910	北鳳、捷和、三吉、北栄隣組、新栄、交和、寛裕、第一交和、西10条北親、北泉、拓栄、拓光東、拓光、北明、北郊、西13条北、西14条親睦、玄友親睦、西央、緑栄、玄進 (21町内会 約1,790戸 約3,260人)	啓北コミュニテイ センター 635㎡(390人) 北栄福祉センター 97㎡(50人)
24	森の里小学校 (学校)	西22南4 36-5437	12,923 6,400		1,679 1,040	ポテト、西中島通り、森の里、星の森、ふしこ、森の里東 (6町内会 約1,290戸 約3,180人)	
25	緑園中学校 (学校)	西22南4 36-7819	18,357 9,100		2,311 1,440	新緑、新緑南、ニュータウン自治会、開西中央 (4町内会 約710戸 約1,770人)	
26	南商業高校 (学校)	西21南5 34-5852	10,024 5,000		1,898 1,180	協和南、20条希望、青空、協和20条、とりで、アルバータ通り (6町内会 約1,200戸 約2,810人)	きぼう福祉センター 147㎡(90人)

資料 1-1 (避難場所一覧表)

No.	施設名称	所在地 電話番号	避難場所 面積 ㎡ 収容人員 人	広域避難 場所面積 ㎡ 収容人員 人	避難所施 設 面積 ㎡ 収容人員 人	避難対象地区町内会	代替避難所
27	開西小学校 (学校)	西22南3 36-8723	13,742 6,800		2,298 1,430	開西35区、おふね、開西、開西ひがし、かえで、緑園西、新緑第2団地自治会、西21新興、工業、開明、西21条若菜 (11町内会 約2,220戸 約5,220人)	森の里コミュニティ センター 596㎡(370人)
28	三条高校 (学校)	西23南2 37-5501	34,427 17,200		2,751 1,710	西11号つくし、三条高校西、柳橋、共愛、西13号、大成宿舍自治会、西の森、あけぼの、津田の森、ヒルデス25 (10町内会 約1,460戸 約3,130人)	西帯広コミュニティ センター 675㎡(420人)
29	つつじが丘 小学校 (学校)	西24南3 37-8222	10,572 5,200		1,531 950	タウン24、フリートピア25、つつじ、ウエスト25、新西、つつじ24、リバーサイド24、ふれあい、みすみ、のぞみ (10町内会 約1,570戸 約4,060人)	つつじが丘福祉 センター 334㎡(200人)
30	第二中学校 (学校)	西24南1 37-2010	10,281 5,100		1,038 640	西帯広中央、西帯広親睦、西交友、道宮ひまわり、西14号団地、事業団帯広宿舍自治会、西帯広南町、西帯広中島、32区共正、十五号 (10町内会 約1,550戸 約3,370人)	西福祉センター 97㎡(50人) 西小学校 1,102㎡(680人)
31	豊成小学校 (学校)	清流西1丁目 48-2558	12,895 6,400		2,090 1,300	公務員宿舍稲田、豊成北、南新和、下稲田、下稲田東、工場前、帯広南橋、豊栄、新稲田、いずみ、稲豊、稲田中央、ひじり東、清流の里北 (14町内会 約2,790戸 約5,790人)	豊成福祉センター 101㎡(60人) パルティック帯広(一時避難) 877㎡(540人)
32	稲田小学校 (学校)	西15南39 48-5454	17,714 8,800		854 530	日甜、稲田、農校前東、みなみ野学園通り、進興 (5町内会 約970戸 約2,210人)	
33	北高校 (学校)	稲田町基線8 47-0121	38,206 19,100		2,813 1,750	上稲田、ひじり西、清流の里東、清流の里西、清流の里中央、下川西、清流まなび野 (7町内会 約1,170戸 約2,630人)	稲田南福祉センター 137㎡(80人)
34	農業高校 (学校)	稲田町西1線 48-3051	32,680 13,600		1,961 1,220	駒翠、帯広農業高校、新駒翠、美朝 (4町内会 約590戸 約850人)	
35	南町中学校 (学校)	西17南35 48-3181	23,095 11,500		893 550	松南、大門街、栄団地、新栄、黒宮、松竹、南町南、別府団地、南町中央、豊丘、東共栄、帯広工業高校、春光、南花園、公南、豊陽、南町南ヶ丘、南栄、自衛隊東宿舍、西春光、自衛隊南宿舍、善隣、みなみ野、りんどう、新弥生、稲田団地自治会、稲田団地1号棟自治会、つくし野 (28町内会 約3,950戸 約8,150人)	南町福祉センター 154㎡(90人) 緑南福祉センター 137㎡(80人)
36	帯広の森 コミュニティ センター (その他)	空港南町 南11線 47-3974	1,500 750		547 340	南の森暁、帯広の森、空港第一、南の森西七、東別府、拓進、帯広刑務所宿舍、ほのぼの、みなみ野中央、みなみ野北、緑陽高校南、みなみ野緑親 (12町内会 約1,700戸 約3,880人)	みなみ野福祉 センター 270㎡(160人)
37	大空小学校 (学校)	大空町3 48-7672	15,148 7,500		1,505 940	大空町第6、大空町第24、大空町第8、大空町第9、大空町第10、大空町第12、大空町第13、大空町第14、大空町第15、大空町第18、大空町第17、大空町第19、大空町第5、大空町第16、大空町第1、大空町第2、大空団地光5号棟 (17町内会 約1,050戸 約2,150人)	大空会館 397㎡(240人)
38	大空中学校 (学校)	大空町11 48-5089	16,415 8,200		978 610	大空町第25、大空町第29、大空町第41、大空町第37、大空町第23、大空町第26、大空町第28、大空町第32、大空町第38、大空町第33、大空町第43、大空町第34、大空町第27、大空町第35、大空町第22、大空町第36、大空町第3、大空町第4、大空町第三みんなの会 (18町内会 約1,180戸 約2,410人)	

資料 1-1 (避難場所一覧表)

No.	施設名称	所在地 電話番号	避難場所	広域避難	避難所施	避難対象地区町内会	代替避難所
			面積 ㎡	場所面積 ㎡	設 面積		
			収容人員	収容人員	収容人員		
39	川西中学校 (学校)	川西町西3 59-2014	18,137 9,000		593 370	川西、北川西、南川西、中川西、新川西、 新生、東豊西、西豊西、本豊西、南豊西、 別府、中別府 (12町内会 約870戸 約2,220人)	川西小学校 827㎡(500人) 川西農業者研修センター 900㎡(540人)
40	富士農業 センター (その他)	富士町西3 64-5787	12,300 6,000		187 110	中富士、東富士、西富士、南富士 (4町内会 約90戸 約350人)	
41	上帯広農業 センター (その他)	上帯広町西1 65-4172	2,700 1,300		124 70	南基松、北基松、上帯広市街、北上帯広、 東上帯広、南上帯広 (6町内会 約90戸 約200人)	
42	清川中学校 (学校)	清川町西2 60-2055	16,057 8,000		567 350	西美栄、東美栄、中清川、清川、東清川、 日甜清川農場 (6町内会 約130戸 約460人)	清川小学校 684㎡(420人) 清川農業センター 315㎡(190人)
43	太平農業 センター (その他)	太平町西7 60-2829	2,700 1,300		124 70	太平 (1町内会 約40戸 約130人)	八千代農業センター 126㎡(70人)
44	広野小学校 (学校)	広野町西1 60-2643	10,455 5,200		537 330	北広野、南広野、広野市街、北八千代、中 八千代、八千代、拓成 (7町内会 約180戸 約540人)	八千代中学校 880㎡(530人) 広野農業担い手センター 367㎡(220人)
45	戸蔦林業 センター (その他)	上清川町西1 65-4172	1,500 750		179 110	戸蔦、上清川 (2町内会 約80戸 約300人)	
46	愛国小学校 (その他)	愛国町基線 64-4751	9,450 4,700		560 350	愛国、愛国南、北愛国 (3町内会 約190戸 約480人)	愛国農業センター 181㎡(100人)
47	桜木農業 センター (その他)	桜木町東2 64-4641	12,000 6,000		128 80	桜木町東、桜木町西、桜木町南、桜木町北 (4町内会 約50戸 約160人)	
48	第七中学校 (学校)	大正町444 64-5140	15,037 7,500		567 350	昭和町東、昭和町越前、東和、大正町加 賀、大正町幸一 (5町内会 約340戸 約560人)	
49	大正農業者 トレーニング センター (大正農村公園) (その他)	大正本町西1 64-5341	6,500 3,200		762 470	昭和町親幸、大正本町第一、大正本町第 二、大正本町第三、大正本町第四 (5町内会 約490戸 約1,200人)	大正小学校 1,064㎡(700人)
50	中戸蔦会館 (その他)	中島町 64-4243	200 100		57 30	中島町中戸蔦、中島町戸蔦 (2町内会 約20戸 約120人)	
51	以平農業 センター (その他)	以平町西8 65-4172	12,000 6,000		153 90	以平東、以平第二、以平第三、睦、上以 平、大和 (6町内会 約90戸 約340人)	
52	幸福農業 センター (その他)	幸福町東1線 65-4172	6,000 3,000		98 60	幸福、種苗管理センター十勝農場 (2町内会 約60戸 約190人)	
53	中央公園 (体育施設及び公園)	西3南6		17,000 8,500		全地域	
54	大通公園 (体育施設及び公園)	大通南20		12,000 6,000		全地域	

資料 1-1 (避難場所一覧表)

No.	施設名称	所在地 電話番号	避難場所	広域避難	避難所施	避難対象地区町内会	代替避難所
			面積 ㎡ 収容人員 人	場所面積 ㎡ 収容人員 人	設 面積 収容人員 人		
55	南公園 (体育施設及び公園)	西4南13		7,000 3,500		全地域	
56	グリーン パーク (その他)	公園東町5		80,000 40,000		全地域	
57	緑ヶ丘公園 (体育施設及び公園)	緑ヶ丘2		425,000 212,500		全地域	
58	柏林台公園 (体育施設及び公園)	柏林台中町		29,000 14,500		全地域	
59	西町公園 (体育施設及び公園)	西16南2		94,000 47,000		全地域	
60	白樺公園 (体育施設及び公園)	西16南4		21,000 10,500		全地域	
61	帯広競馬場 (その他)	西13南9		351,000 175,500		全地域	
62	あづき公園 (体育施設及び公園)	西16北3		27,000 13,500		全地域	
63	南町野球場 (その他)	南町南9線		24,900 12,400		全地域	
	指定箇所数 箇所 収容可能人数計 人		52 330,500	11 543,900	52 39,250	(762町内会 81,530戸 166,430人)	10,750

資料1-2 洪水時の避難場所一覧表 (第4章第9節「避難体制整備計画」関係)

【東地区】 <対象河川：十勝川、札内川、帯広川>

連合町内会名	要避難対象町内会名	避難所(一次)	避難所(二次)	所在地	電話番号	施設面積(m ²)	収容人員(人)	その他の収容可能施設	
東北	パノ東、パノ西南、パノ中央、新パノ、いたどり、春日東、春日西、春日南、帯里帯広発祥、清泉親睦、東、神護親睦、依田町、東睦、発祥親睦会、東4・5東栄、東3・4親睦、東2の2・3、世互親、東2・5、東1条若葉、東1・4睦、東5親交会、大三会、大四交睦、五盟、村エソコホ親睦会、神護 神護東 30町内会 約2,500世帯 約4,470人	柏小学校 翔陽中学校	市民活動 プラザ六中	東8南11	23-1234	1,088	680		
				東6南12	22-1428	1,242	770		
				東11南9	24-7598	1,242	770		
				公園東町2	24-9123	2,135	1,330		
				緑丘小学校	西14南17	24-5630	1,575	980	
				第五中学校	西16南4	34-5710	1,487	920	
東部	柏光、東祥親睦、東苑、東明、若草、東パノ親睦、東友東親、東十和、東、農跡跡南町、東陽北、晩成、報徳、東郊協和、東九・七親睦、新泉、祥南第1、祥南第2、十三四、東亜親睦、東和親睦、東和、東光、柏、柏親交、瑞徳、東6・9、東和、東5・7親睦、東和5・6親睦、東陽、東栄和、祥和、桂、道宮中央団地1、道宮中央2自治会 36町内会 約3,040世帯 約5,830人	若葉小学校 第八中学校 帯広の森 体育館 南町中学校 稲田小学校	帯広の森 運動公園	西17南6	36-7371	1,606	1,000		
				西17南6	35-6593	1,256	780		
				帯広の森 運動公園	48-8912	1,924	1,200		
				西17南35	48-3181	893	550		
				西15南39	48-5454	854	530		
				計	95町内会 約6,840世帯 約12,500人	2施設	9施設		

【北栄・中央地区】 <対象河川：十勝川、札内川、帯広川>

連合町内会名	要避難対象町内会名	避難所(一次)	避難所(二次)	所在地	電話番号	施設面積(m ²)	収容人員(人)	その他の収容可能施設
北栄	川北、光北、北親、北開、西蘭香、東蘭香、新十勝大橋、北鳳、捷和、北栄、音石、三和、西2条南1丁目、西2条2・3丁目親交、睦親睦、北光親睦会、三吉親交、三吉、北栄隣組、新栄、交和、寛裕、第一交和、みどり、神苑昭睦、大川町親和、北星、パノ、コホ 第2パノ親睦会、明神、東1条北郵政 31町内会 約2,150世帯 約3,900人	市役所	花園小学校 緑丘小学校 第五中学校 若葉小学校 第八中学校	西5南7	24-4111	1,274	790	
				公園東町2	24-9123	2,135	1,330	
暁	新興、三光、河南、西三条平和親睦、奉公、センター 6町内会 約350世帯 約600人			西14南17	24-5630	1,575	980	
				西16南4	34-5710	1,487	920	
中央部(未組織)	親栄、共栄、西3条南9丁目、西3条南10丁目、十公、大6親睦、大7親友、大八盟友、大通9丁目親睦、大通南十丁目親睦、大通11丁目、大通12丁目、大通13丁目共和会、三和親睦、西1・4共親善、互親、六友会、七友会、西一・八親善、親和、西1条南10丁目会、西1・11親交会、西1条12丁目親睦会、三・四同交会、西2の5、福六、二・八、友信、西2条南10丁目共和、駅前、七福、開広、西11条橋南、西4南6開発官舎、センター 35町内会 約1,150世帯 約1,820人			西17南6	36-7371	1,606	1,000	
				西17南6	35-6593	1,256	780	
計	72町内会 約3,650世帯 6,320人	1施設	5施設			9,333	5,800	

資料1-2 (洪水時の避難場所一覧表)

【啓北・栄地区】《対象河川：十勝川、帯広川》

連合町内会名	要避難対象町内会名	避難所(一次)	避難所(二次)	所在地	電話番号	施設面積(m ²)	収容人員(人)	その他の収容可能市施設	
啓北	西10条北親、北交、北泉、拓栄、拓光東、拓光、北明、北進、北愛、青葉、玄北中央、北郊、北一線、北友、北協和、西13条北、西14条親睦、玄友親睦、西央、緑栄、玄進、若草、共和、泰北、北興、緑勝、長和、北星、新北西、一中啓北、親成、玄北西、玄北東、いづみ野 34町内会 約4,390世帯 約9,040人	栄小学校		西17北1	36-4873	1,423	880		
				西23南1	37-2004	1,102	680		
				西24南1	37-2010	1,038	640		
				公園東町2	24-9123	2,135	1,330		
				西14南17	24-5630	1,575	980		
				西16南4	34-5710	1,487	920		
				西17南6	36-7371	1,606	1,000		
				西17南6	35-6593	1,256	780		
				西21南5	34-7319	1,898	1,180		
				帯広の森体育館	48-8912	1,924	1,200		
栄	柏友、北報和、栄、報和、中帯広東、白鳩、西16条新和、桜、西16条北2開発、北一親睦、大心西、第一報和、報友、中帯広西、中帯広北、広栄、17条新和、光栄、六号栄、北伸、栄北、大心中央、大心東、緑陽、新栄、栄町、北伸第一、北星、西18条新和、あづさ 30町内会 約4,230世帯 約8,870人			西17南35	48-3181	893	550		
				西15南39	48-5454	854	530		
				稲田町西1	48-3051	1,961	1,220		
				大空町3	48-7672	1,505	940		
				大空町11	48-5089	978	610		
				南町中					
				稲田小学校					
				農業高校					
				大空小					
				大空中					
計	64町内会 約8,620世帯 約17,910人	1施設	14施設			21,635	13,440		

【やまと・柏林台地区】《対象河川：十勝川、帯広川》

連合町内会名	要避難対象町内会名	避難所(一次)	避難所(二次)	所在地	電話番号	施設面積(m ²)	収容人員(人)	その他の収容可能市施設
やまと	報和南、中帯広南、大和一、柳華、大和二、大和三、大和五、大和六、大和七、 9町内会、約1,190世帯 約2,290人	啓西小学校		柏林台中町	34-4659	1,579	980	
				西14南17	24-5630	1,575	980	
				西16南4	34-5710	1,487	920	
柏林台	柏林台北西、柏林台郵政、柏林台親和、柏林台四一、柏林台啓西、柏林台啓北、柏林台東町、柏林台第一、柏林台、柏林台南、柏林台中央、柏林台学園前、JRAパート自治会、善友、東柏林台、柏新、柏林台中町2丁目、柏林台四ツ葉、パークサイド、北町第一、北町第二、柏林台北町第3自治会、柏林台ひまわり、柏林台すずらん、くるみ、柏西、柏林台中央団地自治会、柏新第一 28町内会 約1,710世帯 約3,410人			西17南6	36-7371	1,606	1,000	
				西17南6	35-6593	1,256	780	
計	37町内会 約2,900世帯 約5,700人	1施設	4施設			7,503	4,660	

【春駒・新柏林台地区】《対象河川：帯広川、ウツベツ川》

連合町内会名	要避難対象町内会名	避難所(一次)	避難所(二次)	所在地	電話番号	施設面積(m ²)	収容人員(人)	その他の収容可能市施設
春駒	緑西道営、和交、北駒、新栄、新興 5町内会 約340世帯 約640人	第五中学校		西16南4	34-5710	1,487	920	緑西コミュニティセンター (613m ² 380名)
				西14南17	24-5630	1,575	980	
新柏林台	新柏林台、新柏林台北、あやめ 3町内会 約580世帯 約1,070人							
計	8町内会 約920世帯 約1,710人	1施設	1施設			3,062	1,900	

資料 1 - 2 (洪水時の避難場所一覧表)

【競馬場・緑ヶ丘・中央西地区】 <対象河川：ウツベツ川>

連合町内会名	要避難対象町内会名	避難所(一次)	避難所(二次)	所在地	電話番号	施設面積(m ²)	収容人員(人)	その他の収容可能市施設
競馬場	高倉西、新町中央、新町東、西栄、西伸、競馬場、若緑 7町内会 約1,500世帯 約2,650人	緑丘小学校	第五中学校 若葉小学校 第八中学校 帯広の森体育館	西14南17	24-5630	1,575	980	中央福祉センター (90m ² 50人)
				西16南4	34-5710	1,487	920	
				西17南6	36-7371	1,606	1,000	
中央西	西南部親交、緑園、十士、西互助、西五条親交、中央 6町内会 約900世帯 約1,450人			西17南6	35-6593	1,256	789	
緑ヶ丘	広和、同栄、緑葉、緑ヶ丘第三、緑ヶ丘さくら、みどり親交、緑むつみ、芳園、草園、南緑、緑光、十五日、緑栄、緑栄第一、緑勝、緑友 16町内会 1,150世帯 約2,100人			帯広の森運動公園	48-8912	1,924	1,200	
計	29町内会 約3,660世帯 約6,200人	1施設	4施設			7,848	4,880	

【鉄南地区】 <対象河川：札内川、売買川>

連合町内会名	要避難対象町内会名	避難所(一次)	避難所(二次)	所在地	電話番号	施設面積(m ²)	収容人員(人)	その他の収容可能市施設	
鉄南東	大19親和、親友、睦、隣和、平成、東1・15親和、文化街、南興、鈴蘭、光友親睦、更新、新交、東三四、公栄、20丁目、第一鉄心、鉄心、双栄、南鉄心、南友、田園、平原、南交、東進、東光、光南みなみ、クラックス、光南第一、二十八区親交、南平原、南生、南親、和光、清南、松葉、南陵親和、帯南、南栄、新光、東雲、コーポ光南第一親睦会、東興、光南、東南、東方、光南東、南東団地 47町内会 約3,510世帯 約6,840人	光南小学校 明星小学校 第四中学校 花園小学校	緑丘小学校 第五中学校 若葉小学校 第八中学校 帯広の森体育館	東5南20	24-5928	2,050	1,280	鉄南コミュニティセンター (566m ² 350人)	
				西4南23	24-4471	1,024	640		
				西5南25	24-3511	1,015	630		
				公園東町2	24-9123	2,135	1,330		
				西14南17	24-5630	1,575	980		
				西16南4	34-5710	1,487	920		
				西17南6	36-7371	1,606	1,000		
				西17南6	35-6593	1,256	780		
				帯広の森運動公園	48-8912	1,924	1,200		
				鉄南	幸栄、親栄、十九和、西5・19東、親和、十九丁目睦、協和親睦、明交、供和、育生、幸進、公明、更生、西1・15南親、新帯広平和、南六、明和親睦、南園親睦、新和、行幸、明協、明和、常盤、大谷、啓明、明星、明星共和、互親、明星親睦、明光、永和、南栄、三友、むつみ、第一啓明、明親、六栄東、六栄第一、六栄向陽、六栄第三、新成、新明、四中、六栄歩、五交、一条親交、二八、南豪、三十丁目、さつき 50町内会 約3,700世帯 約6,830人				南町中
				稲田小学校	西15南39	48-5454	854	530	
				農業高校	稲田町西1	48-3061	1,961	1,220	
				大空小	大空町3	48-7672	1,505	940	
緑栄	丘の上、南ヶ丘、太陽、弥生、新生、緑風、せせらぎ 7町内会 約1,630世帯 約3,170人			大空中	大空町11	48-5089	978	610	南コミュニティセンター (592m ² 370人) 緑栄福祉センター (133m ² 80人)
				計	104町内会 約8,840世帯 約16,840人	4施設	10施設		

資料 1 - 2 (洪水時の避難場所一覧表)

【広陵地区】 <対象河川：帯広川、柏林台川>

連合町内会名	要避難対象町内会名	避難所(一次)	避難所(二次)	所在地	電話番号	施設面積(m ²)	収容人員(人)	その他の収容可能市施設
広陵	晴見台東、晴見台西、柏南緑、三友東、三友中央、東こまどり、こまどり、西しらかば、やなぎ、啓西第一、やまびこ、西一九、三友西、37東、弥生、三七、山望、川東あさがお、20条4、広西、静光、静和、啓和、三七北、西陵第1、啓新、川東くろゆり、明和、山望北、山望南	西陵中 明和小	若葉小学校 第八中学校 帯広の森体育館 緑丘小学校 第五中学校 花園小学校 南町中 稲田小学校 農業高校	西18南2	33-3007	991	610	緑西コミュニティセンター (649m ² 390名)
				西19南4	34-5615	1,950	1,210	
				西17南6	36-7371	1,606	1,000	
				西17南6	35-6593	1,256	780	
				帯広の森運動公園	48-8912	1,924	1,200	
				西14南17	24-5630	1,575	980	
				西16南4	34-5710	1,487	920	
				公園東町2	24-9123	2,135	1,330	
				西17南35	48-3181	893	550	
				西15南39	48-5454	854	530	
				稲田町西1	48-3051	1,961	1,220	
計	30町内会 約6,450世帯 約13,470人	2施設	9施設			16,632	10,330	

【稲田地区】 <対象河川：札内川、売買川>

連合町内会名	要避難対象町内会名	避難所(一次)	避難所(二次)	所在地	電話番号	施設面積(m ²)	収容人員(人)	その他の収容可能市施設
豊成	公務員宿舍稲田、豊成北、南新和、下稲田、下稲田東、工場前、日甜、帯広南橋、豊栄、新稲田	豊成小学校 稲田小学校 農業高校	南町中	清流西1丁目	48-2558	2,090	1,300	ベルクラシック帯広(一時避難) (877m ² 540人)
				西15南39	48-5454	854	530	
				稲田町西1	48-3051	1,961	1,220	
稲田	稲田、上稲田、ひじり西、いずみ、稲豊、稲田中央、ひじり東、清流の里東、清流の里西、清流の里中央、清流の里北、	帯広の森コミセン	大空小 大空中	西17南35	48-3181	893	550	空港南町南
				47-3974	547	340		
				大空町3	48-7672	1,505	940	
川西	下川西	帯広の森体育館	帯広の森運動公園	大空町11	48-5089	978	610	帯広の森運動公園
				48-8912	1,924	1,200		
計	22町内会 約4,240世帯 約8,960人	3施設	5施設			10,752	6,690	

【南町地区】 <対象河川：ウツベツ川>

連合町内会名	要避難対象町内会名	避難所(一次)	避難所(二次)	所在地	電話番号	施設面積(m ²)	収容人員(人)	その他の収容可能市施設
南町	栄団地、帯広工業高校、春光、南栄、善隣、みなみ野	南町中	稲田小学校	西17南35	48-3181	893	550	緑南福祉センター (137m ² 80人) 南町福祉センター (154m ² 90人)
				西15南39	48-5454	854	530	
計	6町内会 約840世帯 約1,710人	1施設	1施設			1,747	1,080	

資料 1 - 2 (洪水時の避難場所一覧表)

【西帯広地区】 <<対象河川：十勝川、帯広川、柏林台川>>

連合町内会名	要避難対象町内会名	避難所(一次)	避難所(二次)	所在地	電話番号	施設面積(m ²)	収容人員(人)	その他の収容可能市施設			
西帯広	36区、西11号つくし、西帯広中央、西交友、三条高校西、柳橋、共愛、西13号、坊24、正進親睦、西帯広中島、32区共正、津田の森、アトピア25、つつじ、アト25、新西、つつじ24、アトピア24、ふれあい、みすみ、のぞみ	つつじヶ丘小学校 第二中学校 西小学校 三条高校 くりりんセンター		西24南3	37-8222	1,531	950	西帯広コミュニティセンター (675m ² 420人) 西福祉センター (97m ² 50人)			
				西24南1	37-2010	1,038	640				
				西23南1	37-2004	1,102	680				
				西23南2	37-5501	2,751	1,710				
				西24北4	37-3550	192	120				
22町内会 約3,270世帯 約7,790人											
西帯広ニュータウン	開西35区、おふね、開西、新緑、開西ひがし、新緑南、ニュータウン自治会、とりで、開西中央、かえで、緑園西、ポテト、西中島通り、森の里、アトピア通り、星の森、ふしこ、新緑第2団地自治会、森の里東、西21新興、工業、開明、西21条若菜	開西小学校 緑園中学校 森里小学校 南商業高校 若葉小学校 第八中学校 帯広の森体育館 第五中学校 緑丘小学校 花園小学校 南町中学校 稲田小学校 農業高校		西22南3	36-8723	2,298	1,430	森の里コミュニティセンター (596m ² 370人)			
				西22南4	36-7819	2,311	1,440				
				西22南4	36-5437	1,679	1,040				
				西21南5	34-7319	1,898	1,180				
				西17南6	36-7371	1,606	1,000				
				西17南6	35-6593	1,256	780				
				帯広の森運動公園	48-8912	1,924	1,200				
				西16南4	34-5710	1,487	920				
				西14南17	24-5630	1,575	980				
				公園東町2	24-9123	2,135	1,330				
西部地区	西一九緑、協和南、20条希望、協和20条			西17南35	48-3181	893	550				
				西15南39	48-5454	854	530				
				稲田町西1	48-3051	1,961	1,220				
				4町内会 約700世帯 約1,540人							
				計	49町内会 約8,710世帯 約20,720人	8施設	9施設				28,491

【大空・南の森地区】 <<対象河川：ウツベツ川>>

連合町内会名	要避難対象町内会名	避難所(一次)	避難所(二次)	所在地	電話番号	施設面積(m ²)	収容人員(人)	その他の収容可能市施設
大空自治会	大空町第10、大空町第12、大空町第13、大空町第15、大空町第19、大空町第22、大空町第16	大空小 大空中		大空町3	48-7672	1,505	940	大空会館 (397m ² 240人)
				大空町11	48-5089	978	610	
南の森	南の森曉、空港第一、南の森西七、東別府、拓進、ほのぼの	帯広の森コミセン		空港南町南	47-3974	547	340	みなみ野福祉センター (270m ² 160人)
				6町内会 約780世帯 約1,790人				
計	13町内会 約1,340世帯 約2,990人	3施設				3,030	1,890	

資料 1 - 2 (洪水時の避難場所一覧表)

【川西地区】 <<対象河川：札内川>>

連合町内会名	要避難対象町内会名	避難所(一次)	避難所(二次)	所在地	電話番号	施設面積(m ²)	収容人員(人)	その他の収容可能市施設
川西	川西、南川西、中川西、新生	川西中学校	川西小学校	川西町西3	59-2014	593	370	川西農業者 研修センター (900m ² 540人)
	4町内会 約260世帯 約540人			川西町西3	59-2010	827	500	
計	4町内会 約260世帯 約540人	1施設	1施設			1,420	870	

【大正地区】 <<対象河川：札内川>>

連合町内会名	要避難対象町内会名	避難所(一次)	避難所(二次)	所在地	電話番号	施設面積(m ²)	収容人員(人)	その他の収容可能市施設
愛国	愛国、北愛国、愛国南 3町内会 約190世帯 約480人	愛国小学校	大正中学校	愛国町基線	64-4751	560	350	
大正	大正町加賀、大正町幸一 2町内会 約110世帯 約360人	第七中学校		大正町444	64-5140	567	350	
大正市街地	大正本町第一、大正本町第二、大正本町第三、大正本町第四、 4町内会 約410世帯 約1,030人	大正農業者 トレーニングセンター		大正本町西	65-5342	762	470	
昭和町	昭和町越前、 1町内会 約40世帯 約150人	大正小学校		大正町550	64-5020	1,064	700	
幸福	幸福 1町内会 約50世帯 約170人	幸福農業センター		幸福町東1	65-4172	98	60	
中島	中島町戸蔭、中島町中戸蔭 2町内会 約20世帯 約120人	中戸蔭会館		中島町	64-4243	57	30	
計	13町内会 約820世帯 約2,310人	6施設	1施設			3,108	1,960	

資料2 (ヘリコプター着陸地点の具備すべき条件)

資料2 ヘリコプター着陸地点の具備すべき条件 (第5章第8節「輸送計画」関係)

1 着陸帯

(1) 直径70mの円、又はこれに相当する方形の平坦な地積で、その周囲 8° の傾斜面上に障害物がないこと。

ただし、この条件を満足できないときは、少なくとも相対する2方向(なるべく恒風方向)において、この条件を満足させなければならない。

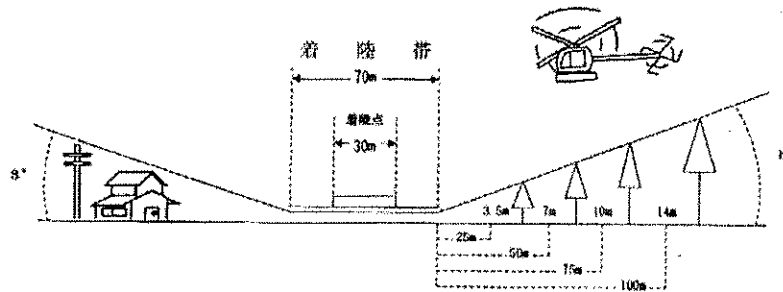
参考：距離と障害物の高さは次図のとおり。

(2) 地表面

ア 舗装された場所がもっとも望ましい。

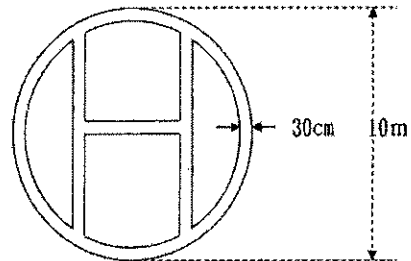
イ グラウンド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないように処置すること。

(地表面が乾燥している場合は、グラウンド上を十分散水を行うこと。)



2 着陸点

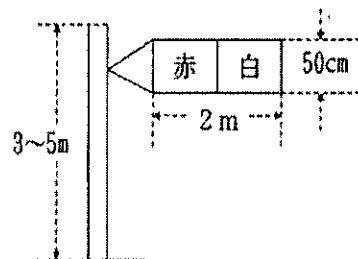
着陸点(直径30m)のほぼ中央に石灰等で直径10mの正円を描き、右図のように中央にHと記す。



3 着陸帯付近(着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設等による風の影響の少ない場所)に吹流し、又は旗をたてる。

(1) 布製

(2) 風速25m/s程度に耐えられる強度



資料3 医療機関等の状況 (第5章第16節「医療救護計画」関係)

救 急 医 療 機 関

※救急告示病院

医療機関名	所在地	電話	病床数	診療科目
帯広厚生病院	西6条南8丁目1番地	24-4161	748	内、精、神内、呼、消、循、小、外、整、形、皮、泌、産婦、眼、耳、リハ、放、麻、心外、脳
帯広協会病院	東5条南9丁目2番地	22-6600	377	内、消、循、呼、外、小、整、脳、産婦、眼、耳、精、麻、リハ、リウ、泌、形、腎臓内科
帯広第一病院	西4条南15丁目17番地3	25-3121	303	内、消内、循内、透内、外、消外、乳外、肛外、脳、整、歯、矯、小歯、歯外、麻、リハ、放
黒澤病院	大通南4丁目1番地	24-2200	99	内、整、リハ、リウ、心内、消化器内科、呼吸器内科、神内
北斗病院	稲田町基線7番地5	48-8000	400	脳、脳神経内科、循環器内科、消化器外科、消化器内科、麻、リハ、歯、歯外、リウ、整、放射線診断科、放射線治療科、内、外、形、頭頸部外科、乳腺外科、腫瘍外科、神内、心内、漢方内科、病理診断科、耳、心臓血管外科、呼吸器内科、人工透析内科
開西病院	西23条南2丁目16番27号	38-7200	196	整、内、循内、消内、消外、リハ、肛外、外、麻、リウ、形外
協立病院	西16条北1丁目27番地5	35-3355	120	内、整、リハ、歯、矯、歯外、リウ、麻、乳外、肛外
国立病院機構帯広病院	西18条北2丁目16番地	33-3155	370	内、呼、小、呼外、心外、小外、循、麻、精、神、脳

他の医療機関

病院

医療機関名	所在地	電話	病床数	診療科目
十勝脳神経外科病院	西13条南1丁目1番地2	35-6711	125	脳、神内
大江病院	西20条南2丁目5番3号	33-6332	154	内、神経精神
帯広西病院	西23条南1丁目129番地	37-3330	135	内、消、リハ、神内
おびひろ呼吸器科内科病院	東5条南20丁目1番地	22-3101	49	内、呼、リハ、放
慶愛病院	東3条南9丁目2番地	22-4188	51	小、産、婦
西2条腎泌尿器科病院	西2条南2丁目10番地	27-2301	28	泌
十勝勤医協帯広病院	西9条南12丁目4番地	21-4111	55	内、消、循、リウ、耳
新井病院	西1条南15丁目6番地	24-6767	43	内、消化器内科、胃腸内科、外科
帯広光南病院	空港南町303番地7	47-4811	100	内、リハ

診療所 (内科・小児科系)

医療機関名	所在地	電話	病床数	診療科目
進藤医院	東4条南11丁目8番地	23-3251	0	内
萩原医院	西4条南10丁目44番地	22-3156	0	内、精、神、リハ、放、心内
山川内科医院	西1条南11丁目20番地	24-3181	0	内
帯広市夜間 急病センター	東7条南9丁目13番地	25-7518	2	内、小
福井小児科医院	西25条南1丁目14番49号	37-4152	0	小
ながい内科医院	西21条南3丁目4番地4	36-5578	0	内
西田内科医院	西17条南3丁目50番9号	35-8181	0	内
長屋内科胃腸科 医院	西13条南14丁目2番地	25-0303	0	内、胃
小関内科医院	西19条南2丁目27番12号	36-3535	0	内、胃
高橋内科医院	西7条南26丁目13番地	24-3223	19	内、呼、消、循
イワタクリニック	西12条北2丁目4番8	36-7556	0	内、呼、消、循、小、リハ
森の里こども クリニック	西22条南4丁目19番地	33-1234	0	小
むらこし内科 医院	西17条北1丁目55番27号	33-7788	0	内、呼、胃
大野内科医院	西16南4丁目44番1号	33-0077	0	内、循
林内科 クリニック	南町東2条8丁目33番地1	48-7711	0	内、リハ
いなば内科 呼吸器科	東1条南23丁目18番地	23-1635	0	内、呼、消、小
20条小児科 内科クリニック	西20条南3丁目29-2	35-8612	0	内、小
横手内科 クリニック	西22条南4丁目20	35-7155	0	内、神、消、小
本間内科医院	東1条南9丁目11	26-3456	0	内、呼、消、循
センチネル クリニック	西20条南2丁目38番13号	38-3000	18	大腸、肛、乳腺外科、消化器内科、 内、外
大正クリニック	大正本町283番地3	63-3001	0	内、消、リハ、アレ、リウ
十勝胃腸 クリニック	西1条南11丁目ケアビル2階	24-1331	0	内、胃腸内科、心内、リハ
さとう内科循環器科 クリニック	西2南23丁目10番地1	24-3103	0	内、循
前川医院	大通南13丁目5番地 ぜんりん会館ビル1階	20-1233	0	内、小
横山内科 クリニック	西6条南6丁目4-3	20-5011	0	内

満岡内科循環器クリニック	大空町3丁目14番地3	48-9111	0	内、循、小
大和田心療内科	白樺16条東19丁目12番地1	58-1688	0	精、心内
こぶしクリニック帯広	大通南13丁目5番地 ぜんりん会館5階	25-0030	0	神、心内、精
さわい内科循環器科クリニック	西10条南17丁目1番地	21-0381	0	内、循
十勝勤医協白樺医院	白樺16条西2丁目7番地13	38-3500	0	内
いのちの木クリニック	南の森西9丁目13番1号	49-3622	19	内、消、呼、外、リハ、肛
いしだ内科・循環器科	西24条南3丁目31番地12	37-0011	0	内、循
帯広南の森クリニック	南の森西4丁目4番地2	49-3400	0	外、整、内、胃内、呼内
いちやなぎ内科消化器科	東4条南6丁目19番地	66-6767	0	内、消
帯広東内科循環器科クリニック	東13条南6丁目1番地	27-0808	0	内、循
北斗クリニック	稲田町基線9番地1	47-8080	0	脳外、脳内、消外、消内、歯、口外、リウ、整外、放、内、外、形外、眼、耳、乳外、腫外、神内、心内、漢内、循内、頭頸部外科、心臓血管外科、ペインクリニック内科、ペインクリニック外科、呼吸器内科
あおぞらクリニック	西18条南4丁目15番10号	36-7777	0	内、外、脳
西村内科クリニック	西5条南37丁目2番23号	47-4787	0	内、消内
自由が丘山田内科クリニック	自由が丘1丁目1番地10	35-9800	0	内
おびひろメンタルクリニック	西2条南11丁目16番地 第3エーワンビル4階	27-7377	0	精、神、心内
たかはし内科・呼吸器内科クリニック	西3条南4丁目14番地 三条メディカルセンタービル3階	20-5656	0	内、呼内
内科・循環器ハートサウンズもりクリニック	帯広市西18条南3丁目1番地21	58-5077	0	内、循環器内科
あおやま内科クリニック	帯広市西21条南5丁目35番地14	38-3131	0	内、循環器内科
帯広パートナークリニック	帯広市西4条北2丁目16番地1 エルミタージュB-3号室	28-6625	0	内
あがた内科循環器科クリニック	帯広市南町南7線30番地50	49-0200	0	内、循環器内科
みなみ町こどもクリニック	帯広市南町南7線30番地53	49-3300	0	小

診療所 (外科系)

医療機関名	所在地	電話	病床数	診療科目
小林医院	西9条南13丁目4-6	24-1697	0	肛、麻
森末整形外科医院	西3条南5丁目15番地	23-4816	0	外、整、リハ、放
しばた整形外科クリニック	西2条北1丁目2番地	24-4203	0	外、整、リハ
堀整形外科医院	西18条南4丁目18番6号	41-4154	0	整、リハ

河野外科医院	西5条南28丁目1番地6	27-1677	19	胃、外、整、肛、麻
双葉形成外科 医院	大通南16丁目5番地	27-1260	0	形、皮
上徳整形外科 医院	東4条南18丁目1番地	25-1255	19	整、リハ、リウ
東十条整形外科 クリニック	東11条南7丁目1番地21	23-8330	0	整、リハ
十勝いたみの クリニック	東7条南10丁目1	20-2020	0	麻
かわかみ整形外科 クリニック	西18条南3丁目2番6号	58-6600	0	整、リハ
グリーンパーク整形 外科クリニック	西12条南26丁目29番地3	48-3100	0	整、リウ
いちやま クリニック	西3条南12丁目1番地 センターシティ3 1階	66-7507	0	整

診療所 (眼科)

医療機関名	所在地	電話	病床数	診療科目
原田眼科医院	東4条南10丁目8番地	24-0233	13	眼
帯広駅前眼科医 院	西2条南11丁目16番地 第3エーワンビル2階	21-4652	0	眼
帯広眼科	大通南13丁目15番地	22-7817	15	眼
足立眼科医院	白樺16条東19丁目17	38-5588	10	眼
西五条アイ クリニック	西5条南22丁目1番4	24-6787	0	眼
眼科ピアザ クリニック	西2条南9丁目1番地1 9丁目ピアザビル2階	27-2160	0	眼
キノシタ眼科	帯広市西23条南2丁目16番 39号	37-1717	0	眼

診療所 (産婦人科)

医療機関名	所在地	電話	病床数	診療科目
三浦産婦人科医 院	西5条南5丁目4番地	25-3541	19	産、婦
谷藤産婦人科医 院	西6条南16丁目9番地	24-6363	19	産、婦
坂野産科婦人科 医院	西9条南10丁目1番地	26-1188	19	産、婦
帯広レディース クリニック	西3条南4丁目14番地 三条メディカルセンタービル2階	22-3773	1	婦
慶愛女性 クリニック	西23条南2丁目16番地	61-1155	0	婦

診療所 (皮膚科・泌尿器科)

医療機関名	所在地	電話	病床数	診療科目
高木皮膚科診療 所	西3条南4丁目16番地	25-6733	0	皮
福井皮膚科 医院	西6条南15丁目20番地	25-4404	14	形、皮、性
鈴木皮膚科クリ ニック	東6条南11丁目19-2	21-3700	0	皮

資料3 (医療機関等の状況)

帯広泌尿器科	西21条南5丁目15番地1	38-2000	18	泌
あんどう皮膚科	西20条南4丁目45番15号	36-8899	0	皮
高山泌尿器科	西5条南36丁目3番8号	47-1117	12	泌
みなみ町皮フ科クリニック	西18条南36丁目2番11号	47-0880	0	皮、美容皮膚科、小児皮膚科
ほろこま皮膚科形成外科	西18条南4丁目16番地3号	38-5678	0	皮、形
グリーン皮膚科クリニック	西23条南2丁目16番41号	61-1212	0	皮
しばた腎泌尿器科クリニック	西18条南2丁目11番7号	67-1414	0	泌、麻
帯広美容皮膚科クリニック	西2条南11丁目16番地	20-4881	0	皮、美、形、美容皮膚科
帯広中央美容形成外科クリニック	西4条南10丁目34番地 センターシティ1	24-2800	0	美、形、美容皮膚科

診療所 (耳鼻咽喉科)

医療機関名	所在地	電話	病床数	診療科目
山川耳鼻咽喉科医院	西1条南12丁目10番地	22-1928	6	耳、アレルギー
ほんがい耳鼻咽喉科クリニック	西16条南1丁目18-2	41-0300	0	耳
自由が丘みくに耳鼻咽喉科	自由が丘1丁目1番地11	38-3387	0	耳
たけざわ耳鼻咽喉科	西19条南3丁目35-4	41-2001	0	耳、アレルギー
いしかわ耳鼻咽喉科クリニック	西5条南24丁目18番地	24-1717	0	耳、アレルギー

老人保健施設

	所在地	電話	
介護老人保健施設 アメニティ帯広	西16条北1丁目27	36-1234	
十勝勤医協老人保健施設 ケアセンター白樺	白樺16条西2丁目20	41-1165	

資料4 災害情報等通報関係機関

関係機関名	所在地	電話番号	備考
帯広開発建設部	西4南8	24-4121	
北海道農政事務所 帯広地域センター	東2南12	24-2401	
十勝西部森林管理署	東9南14	24-6118	
北海道運輸局 帯広運輸支局	西19北1	33-3286	
東京航空局 帯広空港出張所	泉町西9線	64-4707	帯広市空港事務所
帯広測候所	東4南9	26-3519	
帯広財務事務所	西5南6	25-6381	
帯広労働基準監督署	西6南7	22-8100	
陸上自衛隊第5旅団 第4普通科連隊	南町南7線	48-5121	
北海道総務部危機対策室 防災消防課	札幌市中央区北3西6	011-204-5008	
北海道総務部危機対策室 危機対策課防災航空室	札幌市東区丘珠町 (丘珠空港)	011-782-3233	
十勝総合振興局	東3南3	26-9023	
十勝総合振興局 帯広建設管理部	東3南3	26-9099	
十勝総合振興局 保健環境部 保健福祉室	東3南3	26-9072	
十勝教育局	東3南3	26-9234	
帯広警察署	西1北1	25-0110	
郵便局株式会社 帯広郵便局	西3南8	23-2002	
郵便事業株式会社 帯広支店	西3南8	23-2002	
北海道旅客鉄道(株)釧路支社帯広地区駅	西2南12	23-8176	
(株)NTT東日本-北海道 帯広支店	西4南5	23-8920	
日本放送協会 帯広放送局	西5南7	23-3111	
北海道電力(株) 帯広支店	西5南7	24-6037	
おびひろ市民ラジオ	東2南11	25-5770	
エフエム帯広	東1南8	23-0778	
日本銀行 帯広事務所	西2南9	25-5252	
日本赤十字社 帯広市地区	西5南7	65-4146	帯広市社会課
電源開発(株)北海道支社 上士幌電力所	上士幌町字上士幌	01564-2-4101	
日本通運(株) 帯広支店	西21南1	41-1111	
帯広市医師会	東3南11	24-2802	
十勝歯科医師会	東7南9	25-2172	
北海道薬剤師会十勝支部	西2南3	27-2427	
北海道獣医師会十勝支部	基松町基線35	64-2068	
帯広ガス(株)	西9南8	24-4200	
十勝地区トラック協会	西19北2	36-8575	
(社)北海道LPガス協会 十勝支部	西5南2	23-5993	
北海道放送(株) 帯広放送局	西2南10	23-9125	
札幌テレビ放送(株) 帯広放送局	東4南13	23-8600	
北海道テレビ放送(株) 帯広支社	西3南10	22-0531	
北海道文化放送(株) 帯広支社	西4南9	25-5200	
帯広市土地改良区	西5南7	65-4146	帯広市農村振興課
帯広市川西農業協同組合	川西町西2線	59-2111	
帯広大正農業協同組合	大正本町東1	64-5211	
十勝中央森林組合	芽室町東2	62-2404	
十勝農業共済組合	川西町基線59	59-2006	
帯広商工会議所	西3南9	25-7121	
赤帽帯広軽自動車運送協同組合	白樺16条東12	34-1144	
宮本機械(株)	西2南5	24-6165	
千代田デンソー(株)	西18南1	36-1616	
帯広地方石油業協同組合	西3北1	22-1255	
生活協同組合コープさっぽろ	西18南1	33-9571	
イオン北海道(株)	札幌市白石区本通21	011-865-4120	
帯広リース業協会	西25北1	37-7887	
帯広空調衛生工事業協会	西6南6	20-3753	
(株)イトーヨーカ堂帯広店	稲田町南8線西10	47-8111	
帯広建設工業協同組合	公園東町3	22-1960	

資料4（災害情報等通報関係機関）

関係機関名	所在地	電話番号	備考
(財)北海道電気保安協会	西4南3	24-6444	
帯広地方隊友会	西14南14	23-2485	
帯広塗装工業協同組合	公園東町3	22-7770	
全国霊柩自動車協会 帯広支部	大通南8	24-1084	
帯広市社会福祉施設連絡協議会	空港南町303	49-2800	
ベルクラシック帯広	西2南35	48-6688	
帯広市ハイヤー協同組合	緑ヶ丘8	66-7063	
北海道葬祭業協同組合 十勝地区	大通南8	24-1084	
北海道建設機械レンタル協会 十勝支部	芽室町東芽室基線8	61-2332	
帯広市公営企業	西5南7	65-4211	上下水道部総務課
帯広市消防本部（消防団）	西6南6	26-9122	消防本部消防課
帯広市教育委員会	西5南7	65-4201	教委総務課
帯広市	西5南7	65-4103	帯広市総務課

道東六市防災協定

釧路市、帯広市、北見市、網走市、紋別市、及び根室市（以下「提携都市」という。）は防災に関して次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における防災に関して、提携都市が相互に協力することにより、災害が発生した場合における迅速な応急活動を実施して被害の軽減と被災者の救護を図り、もって提携都市住民の福祉の増進に資することを目的とする。

（災害時の相互応援）

第2条 提携都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）が独自では十分な応急措置が困難な場合においては、提携都市が加入する「北海道広域消防相互応援協定」及び「日本水道協会北海道地方支部震害等に伴う水道施設被害復旧に関する相互応援対策要綱」に定めるもののほか、次条以下に定めるところにより、他の提携都市に対して応援を要請することができるものとする。

2 応援を要請された都市（以下「応援都市」という。）は、自己の区域内の災害に対する応急措置を実施する必要がある場合等、真にやむを得ない事情がある場合を除き、極力これに応じ、救援に務めるものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供又はあっ旋
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供又はあっ旋
- (3) 被災者の救出、医療、防疫並びに応急復旧に必要な医薬品等の物資及び資機材の提供又はあっ旋
- (4) 救援及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 児童・生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要請があった事項

（応援要請手続）

第4条 被災都市が応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して電話又は電信により要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3条までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資、車両、資機材の種類、品名及び数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種、人数及び業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあつては、学年及び人数
- (5) 前条第6号に掲げる応援を要請する場合にあつては、世帯数及び人数
- (6) 応援場所及び応援場所への経路
- (7) 応援の期間
- (8) その他必要な事項

（派遣職員の指揮）

第5条 応援のため派遣された職員は、被災都市の市長の指揮の下に活動するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- （1）第3条第1号から第3号、第5号から第7号に掲げる応援の経費については、原則として被災都市の負担とする。
- （2）第3条第4号に掲げる応援の経費については、応援都市の負担とする。

（応援の自主出動）

第7条 災害が発生し、被災都市との連絡が取れない等の混乱した状況において、応援都市は被災都市の情報収集に努め、関係職員による情報収集班の派遣等、可能な処置をとるものとし、被災都市の要請がなくとも明らかに、応援都市において被災都市に対し緊急の応援が必要と判断される場合には、応援活動に必要な要員、物資、機材を想定し自主的に出動するものとする。

- 2 前項の自主出動に直接要した経費については、原則として応援都市の負担とし、他の経費については前条の規定によるものとする。

（連絡担当部局）

第8条 提携都市は、この協定に基づく相互応援の窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

- 2 連絡担当部局は、応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成12年3月31日までとする、但し、期間満了の日の1ヶ月前までにいずれからも申し出のないときは、更に3年間協定を自動的に更新し、以後についても同様とする。

（その他）

第10条 この協定の実施に関して必要な事項及びこの協定の定めのない事項については、提携都市が協議して定めるものとする。

資料5（防災協定書）

この協定を証するため本協定書6通を作成し、各都市の市長が署名の上、各1通を保有する。

平成8年5月21日

釧路市長 鰐淵 俊之

帯広市長 高橋 幹夫

北見市長 小山 健一

網走市長 安藤 哲郎

紋別市長 金田 武

根室市長 大矢 快治

道東六市防災協定実施細目

（趣旨）

第1条 この実施細目は、道東六市防災協定（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（応援職員の公務災害）

第2条 協定第3条第4号の規定により派遣した職員（以下「応援職員」という。）が、その応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。但し、派遣場所において応急治療した場合の治癒費は被災都市の負担とする。

（損害賠償）

第3条 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援都市が賠償経費を負担するものとする。但し、応援職員の重大な過失により生じたものについては、応援都市が賠償経費を負担するものとする。

（経費の負担方法）

第4条 協定第6条第1号の規定により、被災都市が負担すべき経費については、応援都市が、一時繰替支弁するものとする。但し、あつ旋した物資、資機材及び車両等の経費についてはこの限りではない。

2 応援都市は、前項により一時繰替支弁した経費について、次により算定した額を被災都市に請求する。

(1) 物資及び貸与以外の資機材については、当該物資及び資機材の購入費（備蓄している物資等を提供した場合は、再調達価格）及び輸送費

(2) 携行又は貸与した車両、機械器具及び資機材については、借上料、燃料費（備蓄しているものは除く）、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費（現地修理したものは除く）

3 前項に定める請求は、応援都市の市長名による請求書により、関係書類を添付して、被災都市の市長に請求する。

4 前2項の規定により難しいときは、応援都市及び被災都市が協議して定める。

（応援職員の身分表示等）

第5条 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、応援都市の状況に応じ、必要な被服、装備及び当座の食糧等を携行するものとする。

（連絡担当部局の報告）

第6条 協定第8条第1項に規定する連絡担当部局を定めたときは、当該部局名、責任者及び補助者の職・氏名並びに電話・電話番号（勤務時間外の場合も含む）をあらかじめ相互に通知するものとする。これを変更した場合も同様とする。

災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時における北海道及び市町村相互の応援に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害が発生し、被災市町村のみでは十分な応急措置を実施できない場合において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき道及び市町村相互の応援(以下「応援」という。)を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあつせん
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあつせん
- (3) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあつせん
- (4) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん
- (6) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあつた事項

（地域区分）

第3条 応援の円滑な実施を図るため、市町村を別表の支庁地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該支庁地域内の市町村の長に対して行う応援の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の支庁地域の市町村の長に対して行う応援の要請
- (3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援の要請

（応援の要請の手続）

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第1号及び第2号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 第2条第3号に掲げる車両等の種類、規格及び台数
- (4) 第2条第4号に掲げる職員の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか、応援の実施に関し必要な事項

2 応援の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援の要請に応じる場合にあってはその応援の内容を、応援の要請に応じることができない場合にあっては、その旨を当該被災市町

村の長に通報するものとする。

- 3 前2項に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあつては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、応援を受けた被災市町村において負担するものとする。

- 2 応援を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援を受けた被災市町村の求めにより、応援を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

- 3 前2項の規定により難い場合については、その都度、応援を受けた被災市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であつて必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

- 2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があつたものとみなす。

- 3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。

但し、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第11条 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

- 2 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附則

この協定は、平成9年11月5日から施行する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成9年11月5日

北海道
北海道知事
北海道市長会
北海道市長会長
北海道町村会
北海道町村会長

別 表

地域区分	構成市町村
石狩支庁	石狩支庁管内の市町村
渡島支庁	渡島支庁管内の市町村
檜山支庁	檜山支庁管内の町
後志支庁	後志支庁管内の市町村
空知支庁	空知支庁管内の市町村
上川支庁	上川支庁管内の市町村
留萌支庁	留萌支庁管内の市町村
宗谷支庁	宗谷支庁管内の市町村
網走支庁	網走支庁管内の市町村
胆振支庁	胆振支庁管内の市町村
日高支庁	日高支庁管内の町
十勝支庁	十勝支庁管内の市町村
釧路支庁	釧路支庁管内の市町村
根室支庁	根室支庁管内の市町

災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定(以下「協定」という。)第11条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条に規定する連絡担当部局は、別表第1(略)のとおりとする。

(応援の要請の方法)

第3条 協定第7条第1項に規定する応援の要請は、電話、電信等により行うものとし、後日速やかに応援を行った道及び市町村に要請文書を提出するものとする。

(応援の要請等の連絡系統)

第4条 協定第7条に規定する応援の要請及び応援の可否に関する通報の連絡系統は、別表第2(略)のとおりとする。

(経費負担の内容等)

第5条 協定第8条第1項に規定する応援を受けた被災市町村(以下「要請市町村」という。)が負担する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 応援職員の派遣応援を行った道及び市町村が別に定める規定に基づき算定した当該応援職員に係る旅費及び諸手当の合計額の範囲内の額
- (2) 備蓄物資、当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、船艇、機械器具等借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修繕費
- (5) 施設の提供、借上料
- (6) 協定第2条第6号に規定する事項その実施に要した額

2 協定第8条第2項の規定により応援に要した経費を一時繰替支弁した場合には、応援を行った道及び市町村は、当該経費の額を、知事及び市町村の長名による請求書により関係書類を添付の上、要請市町村に請求するものとする。

3 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。

4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合には、その損害が応援業務中に生じたものにあつては要請市町村が、要請市町村への往復の途中において生じたものにあつては応援を行った道及び市町村が、当該損害を賠償するものとする。

5 前各項の規定により難しい場合については、要請市町村と応援を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附則

この実施細目は、平成9年11月5日から施行する。

この実施細目の締結を証するため、実施細目に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長

資料 5 (防災協定書)

が記名押印の上、各自 1 通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成 9 年 11 月 5 日

北海道知事
北海道市長会長
北海道町村会長

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

北海道（以下、「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下、「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して飲料の輸送と供給、災害情報の提供及び施設・設備等の活用による迅速且つ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚により地域防災力の強化を図るためこの協定を締結する。

（協定の効力）

第1条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものとする。ただし、次条第1項第1号、2号及び3号については、道を経由した協力を基本とする。

（協力の内容）

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次の事項について可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 飲料の供給
- (2) 現地対策本部応急対策拠点用地として敷地を提供
- (3) 一時避難場所として敷地及び倉庫を提供
- (4) 災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
- (5) その他可能な協力

2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

- (1) 自動販売機に避難所情報等を盛り込んだ市町村から提供された地域防災マップ等を添付
- (2) 市町村の希望に対し、可能な範囲で避難所等に災害対応型自動販売機を設置
- (3) 配送ドライバー等による災害情報の提供
- (4) 北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
- (5) その他可能な協力

（支援の内容）

第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次に事項について支援するものとする。

- (1) 災害情報の提供
- (2) 飲料の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- (3) 庁舎等に災害対応型自動販売機を展示設置
- (4) その他災害時に必要な支援

（協定事項の発効）

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

（連絡員の派遣）

第5条 乙は、甲が設置する本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務連絡担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（実施細目の作成）

第7条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

（効力）

第8条 この協定の有効期間は平成19年3月31日までとし、有効期間終了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年12月22日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

乙 札幌市清田区清田一条一丁目2番1号
北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役専務 角野 中原

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目

（目的）

第1条 北海道（以下、「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下、「乙」という。）は、「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下、「協定」という。）第2条第1項の規定に基づき行う飲料の供給及び敷地等の提供に関する事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置した場合及び道内市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協力第2条第1項に定める協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

（飲料の品目等及び数量）

第4条 甲が乙に供給要請する飲料の品目及び数量は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。
2 乙は、災害時に供給可能な飲料の品目及び数量、提供可能な施設等について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

（要請の手続き）

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、「飲料等の供給等要請書（別紙）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。
2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（情報の提供）

第6条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。
2 乙は、協力実施区域における把握した被災情報等について、甲のその情報を提供するものとする。

（飲料の輸送）

第7条 飲料の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する飲料の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

（飲料の受領）

第8条 甲または甲に要請した市町村は、供給された飲料を指定した場所において、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

(飲料の供給報告)

第 9 条 乙は、飲料の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

(災害対応型自動販売機の取扱)

第 10 条 災害対応型自動販売機の電光掲示板発信情報の一切の管理及び無償提供等の判断は当該設置機関（道又は市町村）が行う。

(費用弁償)

第 11 条 協定第 2 条第 1 項第 1 号の規定により乙が供給した飲料及び災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供後に補充する飲料の対価については、甲又は甲が要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送したものが負担するものとする。

2 供給した飲料の価格については、災害が発生する直前に通常供給していた卸売価格とするものとする。

3 災害対応型自動販売機の機内在庫及び電光掲示情報の送信等に係る経費は乙が負担するものとする。

(費用の請求及び支払い)

第 12 条 乙は、飲料の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

2 甲または甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第 13 条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあっては広報部長とする。

(協議)

第 14 条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この実施細目の成立を証するため本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

平成 18 年 12 月 22 日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

乙 札幌市清田区清田一条一丁目 2 番地 1 号
北海道コカ・コーラボトリング株式会社
代表取締役専務 角野 中原

(別紙)

平成 年 月 日

災害時における飲料等の供給等要請書

北海道コカ・コーラボトリング(株)

代表取締役社長

様

北海道知事

「災害時における飲料の調達等に関する協定」についての実施細目第5条の規定に基づき、次のとおり飲料等の供給等を要請します。

要請理由	
要請品目 及び数量等	
納入場所	住所 名称 担当者 _____ 電話 _____
連絡先	北海道総務部 _____ 氏名 危機対策局防災消防課 電話 204-5008 _____ FAX 231-4314 _____
口頭、電話等 による要請 の日時	平成 年 月 日 時 分
備考	

<別 表>

災害時における主な供給飲料一覧

区 分	品 名 [主な品目]	容 量 [1箱入数]	数量 (要請書に添付する 場合にのみ記載)
・容器入り水	・ミネラルウォーター [オロフレ山溪水 など]	・ 2ℓ ペットボトル[6本] ・ 500ml ペットボトル[24本]	
・容器入り飲料	・茶系飲料 [爽健美茶 など]	・ 2ℓ ペットボトル[6本] ・ 500ml ペットボトル[24本]	
	・スポーツ飲料 [アクエリアス]	・ 2ℓ ペットボトル[6本] ・ 500ml ペットボトル[24本]	
	・炭酸飲料 [コカ・コーラ、ファンタ など]	・ 1.5ℓ ペットボトル[8本] ・ 500ml ペットボトル[24本]	
	・コーヒー飲料 [ジョージア]	・ 250g缶 [30本] ・ 190g缶 [24本]	
	・果汁入り飲料 [Qoo (クー)]	・ 1.5ℓ ペットボトル[8本] ・ 500ml ペットボトル[24本]	

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定
運用方針

北海道(以下、「甲」という。)と北海道コカ・コーラボトリング株式会社(以下、「乙」という。)は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法112号)に定める武力攻撃災害(緊急対処事態における災害を含む。)が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下、「災害時」という。)において、甲と乙が相互に協力して飲料の輸送と供給、災害情報の提供及び施設・設備等の活用による迅速且つ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚により地域防災力の強化を図るためこの協定を締結する。

(協定の効力)

第1条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものとする。ただし、次条第1項第1号、2号及び3号については、道を経由した協力を基本とする。

運用方針～市町村は本協定により、乙と同様の協定を締結したものとみなす。
なお、すでに市町村が締結している協定及び今後市町村が締結する協定には影響を与えない。
また、飲料の供給等については、協定の適切な運用を確保するため、道で数量等のとりまとめを行う。

(協力の内容)

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次の事項について可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 飲料の供給
- (2) 現地対策本部応急対策拠点用地として敷地を提供
- (3) 一時避難場所として敷地及び倉庫を提供
- (4) 災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供
- (5) その他可能な協力

2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

- (1) 自動販売機に避難所情報等を盛り込んだ市町村から提供された地域防災マップ等を添付
- (2) 市町村の希望に対し、可能な範囲で避難所等に災害対応型自動販売機を設置
- (3) 配送ドライバー等による災害情報の提供
- (4) 北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録
- (5) その他可能な協力

運用方針～第1項は災害時の協力事項、第2項は平常時からの協力事項とし、乙は可能な範囲で協力するため、協力を得られない場合もあり得る。

(支援の内容)

第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次に事項について支援するものとする。

- (1) 災害情報の提供
- (2) 飲料の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- (3) 庁舎等に災害対応型自動販売機を展示設置
- (4) その他災害時に必要な支援

運用方針～（1）から（3）は道が行う支援項目とし、市町村は乙の協力がスムーズに行われるようその他災害時に必要な支援を行う。

（協定事項の発効）

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

運用方針～第2条第1項第1号から第3号については道の要請により発効し、第4号については、本部等設置した災害対応型自動販売機設置市町村の判断により無償提供を開始でき、無償提供開始等の連絡を要請とし、発効する。

（連絡員の派遣）

第5条 乙は、甲が設置する本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

運用方針～連絡員を派遣する場合は、北海道本部等への派遣するものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務連絡担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

運用方針～連絡員を派遣する場合は、北海道本部等への派遣するものとする。

（実施細目の作成）

第7条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

運用方針～協定の運用に係る詳細については、別に定める実施細目による。

（効力）

第8条 この協定の有効期間は平成19年3月31日までとし、有効期間終了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

運用方針～解約等の意思表示がない場合、この協定は自動的に更新する。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

運用方針～協議は、道が代表して行い、変更が生ずる場合等については必要に応じ市町村と意見調整する。

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目
運用方針

（目的）

第1条 北海道（以下、「甲」という。）と北海道コカ・コーラボトリング株式会社（以下、「乙」という。）は、「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下、「協定」という。）第2条第1項の規定に基づき行う飲料の供給及び敷地等の提供に関する事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急処理事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置した場合及び道内市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協力第2条第1項に定める協力を要請することができる。

運用方針～要請できる場合は、道が本部等を設置又は本部等を設置した市町村から要請があった場合のほか、乙の協力が特に必要と認められる場合とする。
ただし、協定第2条第1項第4号については、本部等設置市町村の判断により災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供が開始され、その旨連絡することで要請に替える。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

運用方針～乙は甲の要請があった場合には、可能な範囲で積極的に協力する。

（飲料の品目等及び数量）

第4条 甲が乙に供給要請する飲料の品目及び数量は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

2 乙は、災害時に供給可能な飲料の品目及び数量、提供可能な施設等について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

運用方針～要請品目、数量は災害の様態によりその都度決定する。
また、乙の供給可能数量等については、適宜道に報告する。

（要請の手続き）

第5条 甲の乙に対する要請手続きは、「飲料等の供給等要請書（別紙）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

運用方針～別紙又は電話等により市町村→道→乙の経路で要請する。
ただし、協定第2条第1項第4号については、口頭による連絡で要請に替える。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

運用方針～道が代表して担当者名簿の交換を行い、異動等の都度市町村へ提供する。

（情報の提供）

第6条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

運用方針～甲の乙に対する条提供は、原則、道が行うこととするが、緊急かつ詳細な情報は市町村から直接乙に情報提供を行う。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災情報等について、甲のその情報を提供するものとする。

運用方針～乙の甲に対する情報提供は、原則、道に対して行い、道から市町村に対して情報提供するが、緊急かつ詳細な情報は乙から直接市町村に情報提供を行う。

（飲料の輸送）

第7条 飲料の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する飲料の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が輸送するものとする。

運用方針～道及び市町村は乙の輸送がスムーズに行われるよう必要な情報提供に努める。なお、状況により、道または道の指定する者（トラック協会、自衛対等）が輸送もしくは途中引継する場合もあり得る。

（飲料の受領）

第8条 甲または甲に要請した市町村は、供給された飲料を指定した場所において、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

運用方針～供給飲料は、現地で道または当該市町村が確認のうえ受け取る。

（飲料の供給報告）

第9条 乙は、飲料の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

運用方針～飲料供給業務が終了した際は、乙は道及び当該市町村に供給飲料の品目及び数量について報告する。

（災害対応型自動販売機の取扱）

第10条 災害対応型自動販売機の電光掲示板発信情報の一切の管理及び無償提供等の判断は当該設置機関（道又は市町村）が行う。

運用方針～災害対応型自動販売機を設置した道及び市町村は、電光掲示機能により災害時はもとより平常時においても防災情報を発信するなど、地域住民の防災意識・知識の普及啓発を図る。

また、無償提供等の判断には、無償提供の開始及び終了並びに在庫の補充等が含まれる。なお、当該設置機関が無償提供等の判断をした場合には、乙に連絡する。

（費用弁償）

第11条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した飲料及び災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供後に補充する飲料の対価については、甲又は甲が要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送したものが負担するものとする。

運用方針～飲料の経費は、道又は当該市町村が負担し、輸送にかかる経費は輸送した者が負担する。

- 2 供給した飲料の価格については、災害が発生する直前に通常供給していた卸売価格とするものとする。

運用方針～供給飲料の価格は、直近の卸売り価格とする。

- 3 災害対応型自動販売機の機内在庫及び電光掲示情報の送信等に係る経費は乙が負担するものとする。

運用方針～災害対応自動販売機の機内在庫、電光掲示情報の送信及び情報受信に係る工事費用については、乙の負担とする。

（費用の請求及び支払い）

- 第12条 乙は、飲料の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

運用方針～費用の額は道及び当該市町村に通知し、確認の後、道又は当該市町村に請求する。

- 2 甲または甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

運用方針～本協定による飲料の供給に基づく請求があった場合、請求を受けた日から30日以内に支払うことを原則とする。

（連絡責任者）

- 第13条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあつては広報部長とする。

運用方針～甲の連絡責任者は、道で代表する。

（協議）

- 第14条 この実施細目の解釈について疑義を生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

運用方針～協議は、道が代表して行い、変更が生ずる場合等については必要に応じ市町村を意見調整する。

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定

北海道（以下、「甲」という。）と株式会社セイコーマート（以下、「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して物資の輸送と供給、災害情報の提供及び施設の活用等による迅速且つ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚を図るなど地域防災力の強化により被害等の軽減を図るため、この協定を締結する。

（協定の効力）

第1条 道内にある市町村は、乙及び当該市町村に所在する乙とフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗（以下、「店舗」という。）と本協定と同様の協定を締結したものと見なすものとする。ただし、次条第1項第1号でいう物資の供給については、道を経由した協力を基本とする。

（協力の内容）

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項の全部又は一部について可能な範囲で協力するものとする。

（1）物資の供給

（2）災害時支援ステーション～徒歩帰宅者の一時立寄支援所（トイレ、水道水の提供、道路案内等）、店舗付近の見聞きした災害情報等知り得た災害情報を来店者及び甲に対して提供、近隣避難所情報等の提供・道路案内

（3）甲から提供された災害情報を店舗に提供

（4）営業の早期再開

（5）その他可能な協力

2 乙は地域住民及び関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため 平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

（1）店舗付近の見聞きした異常情報を来店者及び甲に対して提供

（2）関係者の北海道防災情報システムの災害情報携帯メールの配信登録

（3）防災パンフレット等の店舗配置

（4）その他可能な協力

（支援の内容）

第3条 甲は乙の協力が適切に行われているよう次の事項について支援するものとする。

（1）災害情報の提供

（2）物資の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認

（3）その他災害時に必要な支援

（協定事項の発効）

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対策事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発行するものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために、事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行う。

（実施細目の作成）

第6条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

（効力）

第7条 この協定の有効期間は平成19年3月31日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

2 前項の協議にかかわらず、本協定につき紛争が生じた場合には、甲及び乙は、札幌地方裁判所を第1審とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年12月22日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

乙 札幌市中央区南9条西5丁目パーク9.5ビル
株式会社セイコーマート
代表取締役社長 田中 誠

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目

（目的）

第1条 北海道（以下、「甲」という。）と株式会社セイコーマート（以下、「乙」という。）は、「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」（以下「協定」という。）第2条第1項の規定に基づく災害時の協力について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において災害対策本部または国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置した場合及び道市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し、協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

2 甲は協力要請が見込まれる場合にはあらかじめ乙に要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合に、甲に「物資供給可能数量報告書（別紙1）」を提出するものとする。

（物資の品目及び数量）

第3条 甲が乙に供給要請する物資の品目及び数量は、乙の供給可能数量及び被害状況に応じて決定するものとする。

（要請の手続き）

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資の供給要請書（別紙2）」を持って行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（情報の提供）

第5条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況を及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

（物資の輸送）

第6条 物資の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲または甲の指定するものが輸送するものとする。

（物資の受領）

第7条 甲または甲に要請した市町村は、供給された物資を指定した場所において品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

（業務報告）

第8条 乙は、物資供給業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第9条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した物資の対価については、甲または甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送したものが負担するものとする。

2 供給した物資の価格については、乙の店舗が災害が発生する直前に通常販売していた価格とするものとする。

(費用請求及び支払い)

第10条 乙は、物資供給業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は、甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては北海道総務部危機対策局防災消防課長、乙にあつては法務部法務課課長とする。

(協議)

第12条 この実施細目の解釈について疑義が生じたとか、又はこの実施細目に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成18年12月22日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

乙 札幌中央区南9条西5丁目パーク9.5ビル
株式会社セイコーマート
代表取締役社長 田中 誠

別紙1

物資供給可能数量報告書

平成 年 月 日

北海道知事 様

(株)セイコーマート 代表取締役社長

「災害時における物資の供給等防災強力に関する協定実施細目」第2条に基づき、当社の物資供給可能数量を次のとおり報告します。

記

供給可能数

発災直後		発災後3日以降	
品名	供給可能数	品名	供給可能数
(調理不要の食品)		(主食+副食品)	
おにぎり 弁当 パン 飲料水 (お茶等) その他		おにぎり 弁当 パン 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 飲料水 (お茶等) その他	
下着類 () タオル () 懐中電灯 () 乾電池 () 軍手 () ちり紙 () ろうそく () ウェットティッシュ () カセットボンベ () ※ その他 () () () () () () () () () () () ()			

注：1日あたりの最大供給可能数量の概数を記入する。

別紙2

平成 年 月 日

災害時における物資の供給要請書

㈱セイコーマート 代表取締役社長 様

北 海 道 知 事

「災害時における物資の供給等防災協力に関する協定実施細目」第4条の規定に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

要請理由	
要請品目 及び数量等	別紙のとおり
納入場所	住所 名称 担当者 _____ 電話 _____
連絡先	北海道総務部 危機対策局防災消防課 電話 204-5008 FAX 231-4314
口頭、電話等 による要請の 日時	平成 年 月 日 時 分
物資の輸送方法 (いずれかに○を つける)	・物資については、貴社において納入場所まで輸送願います。 ・物資については、〇〇〇〇(場所)において、北海道に引き渡し願います。
備 考	

災害時における物資供給等防災に関する協力協定
運用方針

北海道（以下、「甲」という。）と株式会社セイコーマート（以下、「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急処理事態における災害を含む。）が発生し、又は発生の恐れがある場合（以下、「災害時」という。）において、甲と乙が相互に協力して物資の輸送と供給、災害情報の提供及び施設の活用等による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び甲の関係職員の平常時からの防災意識の高揚を図るなど地域防災力の強化により被害等の軽減を図るため、この協定を締結する。

（協定の効力）

第1条 道内にある市町村は、乙及び当該市町村に所在する乙とフランチャイズチェーン契約により加盟している店舗（以下、「店舗」という。）と本協定と同様の協定を締結したものと見なすものとする。ただし、次条第1項第1号でいう物資の供給については、道を経由した協力を基本とする。

運用方針～市町村は本協定により、乙と同様の協定を締結したものとみなす。
なお、既に市町村が締結している協定及び今後市町村が締結する協定には、影響を与えない。
また、物資の供給等については、協定の適切な運用を確保するため、道で数量等のとりまとめを行う。

（協力の内容）

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次に掲げる事項の全部又は一部について可能な範囲で協力するものとする。

- (1) 物資の供給
- (2) 災害時支援ステーション～徒歩帰宅者の一時立寄支援所（トイレ、水道水の提供、道路案内等）、店舗付近の見聞きした災害情報等知り得た災害情報を来店者及び甲に対して提供、近隣避難所情報等の提供・道路案内
- (3) 甲から提供された災害情報を店舗に提供
- (4) 営業の早期再開
- (5) その他可能な協力

2 乙は地域住民及び関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため 平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

- (1) 店舗付近の見聞きした異常情報を来店者及び甲に対して提供
- (2) 関係者の北海道防災情報システムの災害情報携帯メールの配信登録
- (3) 防災パンフレット等の店舗配置
- (4) その他可能な協力

運用方針～第1項は災害時の協力事項、第2項は平常時からの協力事項をとし、乙は可能な範囲で協力するため、協力を得られない場合もあり得る。

（支援の内容）

第3条 甲は乙の協力が適切に行われているよう次の事項について支援するものとする。

- （1）災害情報の提供
- （2）物資の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認
- （3）その他災害時に必要な支援

運用方針～（1）及び（2）は道が行う支援項目とし、市町村は乙の協力がスムーズに行われるようその他災害時に必要な支援を行う。

（協定事項の発効）

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、甲が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対策事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発行するものとする。

運用方針～災害時の協力内容は道の要請により発効するが、状況により要請を待たずに乙の自主的な判断においても協力できるものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために、事務担当者名簿を作成し相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行う。

運用方針～甲の名簿交換は道が代表して行い、甲の名簿を市町村へ提供する。

（実施細目の作成）

第6条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

運用方針～協定の運用に係る詳細については、別に定める実施細目による。

（効力）

第7条 この協定の有効期間は平成19年3月31日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以降同様とする。

運用方針～解約等の意思表示がない場合は、この協定は自動的に更新する。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し、疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

運用方針～協議は、道が代表して行い、変更が生ずる場合等については必要に応じ市町村と意見調整する。

2 前項の協議にかかわらず、本協定につき紛争が生じた場合には、甲及び乙は、札幌地方裁判所を第1審とする。

運用方針～紛争が生じた場合は、札幌地方裁判所を第一審とする。

災害時における物資の供給等防災に関する協力協定実施細目
運用方針

(目的)

第1条 北海道(以下、「甲」という。)と株式会社セイコーマート(以下、「乙」という。)は、「災害時における物資の供給等防災に関する協力協定」(以下「協定」という。)第2条第1項の規定に基づく災害時の協力について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時において災害対策本部または国民保護対策本部(緊急対処事態対策本部を含む。)(以下、「本部等」という。)を設置した場合及び道市町村から要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し、協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

運用方針～要請できる場合は、道が本部等の設置又は本部等を設置した市町村から要請があった場合のほか、乙の協力が特に必要と認められ部場合とする。

2 甲は協力要請が見込まれる場合にはあらかじめ乙に要請受諾の可否について協議し、乙は受諾可能な場合に、甲に「物資供給可能数量報告書(別紙1)」を提出するものとする。

運用方針～要請の前段で道は乙と要請受諾の可否及び対応可能数量等について事前協議を行い、その範囲内で要請を行う。

(物資の品目及び数量)

第3条 甲が乙に供給要請する物資の品目及び数量は、乙の供給可能数量及び被害状況に応じて決定するものとする。

運用方針～要請品目、数量は災害の様態によりその都度決定する。

(要請の手続き)

第4条 甲の乙に対する要請手続きは、「災害時における物資の供給要請書(別紙2)」を持って行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

運用方針～別紙2又は電話等により市町村→道→乙の経路で要請する。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

運用方針～道が代表して担当者名簿の交換を行い、異動等の都度市町村へ提供する。

(情報の提供)

第5条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況を及び交通規制等の情報を提供するものとする。

運用方針～甲の乙に対する情報提供は、原則、道が行うこととするが、緊急かつ詳細な情報は市町村から直接乙に情報提供を行う。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

運用方針～乙の甲に対する情報提供は、原則、道に対して行い、道から市町村に対して情報提供するが、緊急かつ詳細な情報は乙から直接市町村に情報提供を行う

(物資の輸送)

第6条 物資の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する物資の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲または甲の指定するものが輸送するものとする。

運用方針～道及び市町村は乙の輸送がスムーズに行われるよう必要な情報提供に努める。なお、状況により、道又は道の指定するもの(トラック協会、自衛隊等)が輸送若しくは途中引継する場合もありうる。

(物資の受領)

第7条 甲または甲に要請した市町村は、供給された物資を指定した場所において品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

運用方針～供給飲料は、現地で道又は当該市町村が確認のうえ受け取る。

(業務報告)

第8条 乙は、物資供給業務終了後速やかに業務内容を甲に報告するものとする。

運用方針～物資供給業務が終了した際は、乙は道及び当該市町村に供給物資の品目及び数量について報告する

(費用負担)

第9条 協定第2条第1項打医1号の規定により乙が供給した物資の対価については、甲または甲に要請した市町村が負担するものとし、その輸送に関する経費については、輸送したものが負担するものとする。

運用方針～物資の経費は、道又は当該市町村が負担し、輸送にかかる経費は輸送した者が負担する。

2 供給した物資の価格については、乙の店舗が災害が発生する直前に通常販売していた価格とするものとする。

運用方針～供給物資の価格は、乙の直近の通常価格とする。

(費用請求及び支払い)

第10条 乙は、物資供給業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は、甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

運用方針～費用の額は道及び当該市町村に通知し、確認の後、道又は当該市町村に請求する。

2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

運用方針～費用の額は道及び当該市町村に通知し、確認の後、道又は当該市町村に請求する。

(連絡責任者)

第11条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては北海道総務部機器対策局防災消防課長、乙にあつては法務部法務課課長とする。

運用方針～甲の連絡責任者は、道で代表する。

（協議）

第12条 この実施細目の解釈について疑義が生じたとか、又はこの実施細目に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

運用方針～協議は、道が代表して行い、変更が生ずる場合等については必要に応じ市町村と意見調整する。

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定

北海道（以下、「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下、「乙」という。）は、北海道内に地震、風水害その他の大規模災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）の発生により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれた場合（以下、「災害時」という。）において、甲が相互に協力して飲料の輸送と供給、災害情報の提供及び施設・設備等の活用による迅速かつ的確な応急対策の実施、併せて、地域住民及び乙の関係職員の平常時からの防災意識の高揚により地域防災力の強化を図るためこの協定を締結する。

（協定の効力）

第1条 道内にある市町村は、乙と本協定と同様の協定を締結したものとみなすものとする。ただし、次条第1項第1号、2号及び3号については、道を経由した協力を基本とする。

（協力の内容）

第2条 乙は災害時に甲の要請があった場合、次の事項について可能な範囲で協力するものとする。

（1）飲料の供給

（2）現地災害対策本部等応急対策拠点として乙の子会社である北海道ペプシコーラ販売株式会社の所有する敷地を提供させること

（3）一次避難場所として北海道ペプシコーラ販売株式会社の保有する敷地及び倉庫を提供させること。

（4）災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供

（5）その他可能な協力

2 乙は地域住民及び乙の関係職員の防災意識の高揚による地域防災力の強化を図るため、平常時から、次の事項の協力について努めるものとする。

（1）自動販売機に避難場所情報を盛り込んだ市町村から提供された地域防災マップ等を貼付

（2）市町村の希望に対し、可能な範囲で避難所等に災害対応型自動販売機を設置

（3）配送ドライバー等による災害情報の提供

（4）北海道防災情報システムの災害情報携帯メール配信登録

（5）その他可能な協力

（支援の内容）

第3条 甲は乙の協力が適切に行われるよう次の事項について支援するものとする。

（1）災害情報の提供

（2）飲料の輸送等で緊急通行が必要な場合の確認

（3）その他災害時に必要な支援

（協力事項の発効）

第4条 第2条第1項に定める災害時の協力は、原則として、項が災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置等し、乙に対して要請を行ったときを持って発効するものとする。

（連絡員の派遣）

第5条 乙は、甲が設置する本部等に連絡員を派遣することができるものとする。

（情報交換）

第6条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために事務担当者名簿を作成し、相互に交換するとともに、平常時から防災に関する情報交換を行うものとする。

（実施細目の作成）

第7条 この協定の実施に係る詳細については、別途定めるものとする。

（効力）

第8条 この協定の有効期間は平成21年3月31日までとし、有効期間満了までに甲乙双方又はいずれか一方から解約等の意思表示がないときは1年間更新されるものとし、以上同様とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年12月18日

甲 北海道
北海道知事 高橋 はるみ

乙 東京都港区台場2-3-3
サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長 白井省三

災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目

（目的）

第1条 北海道（以下、「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下、「乙」という。）は、「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定」（以下、「協定」という。）第2条第1項の規定に基づき行う飲料の供給及び敷地等の提供に関する事項について、次のとおり実施細目を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時において、災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置し、かつ、災害救助法の適用等により避難の長期化が予想される場合及び道内市町村から物資の供給要請があった場合等乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し協定第2条第1項に定める協力を要請することができる。

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、積極的に協力するものとする。

（飲料の品目及び数量）

第4条 甲が乙に供給要請する飲料の品目及び数量は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

2 乙は、災害時に供給可能な飲料の品目及び数量、提供可能な施設等について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告するものとする。

（要請の手続き）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、「飲料等の供給等要請書（別紙）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（情報の提供）

第6条 甲が協力要請を行った場合、乙に対して速やかに協力実施区域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

2 乙は、協力実施区域における把握した被災状況等について、甲にその情報を提供するものとする。

（飲料の輸送）

第7条 飲料の輸送は原則として乙が行うものとし、甲は、乙が供給する飲料の輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙の輸送が困難な場合は、甲又は甲の指定するものが輸送するものとする。

（飲料の受領）

第8条 甲又は甲に要請した相町村は、供給された飲料を指定した場所において、品目及び個数を確認のうえ受け取るものとする。

（飲料の供給報告）

第9条 乙は、飲料の供給終了後速やかに供給内容を甲に報告するものとする。

（災害対応型自動販売機の取扱い）

第10条 災害対応型自動販売機の一切の管理及び無償提供等の判断は当該設置機関（道又は市町村）が行う。

（敷地等の提供）

第11条 甲が乙から提供を受けた敷地等については、甲が現状に回復し返還するものとする。

（費用負担）

第12条 協定第2条第1項第1号の規定により乙が供給した飲料及び災害対応型自動販売機内在庫飲料の無償提供後に補充する飲料の対価については、甲も又は甲が要請した市町村が負担するものとし、その輸送に要する費用については、甲が負担するものとする。

ただし、被災地の状況により、乙による輸送が困難な場合は、甲又は甲に要請した市町村が負担するものとする。

- 2 供給した飲料の価格については、災害が発生する直前に通常供給していた卸売価格とするものとする。
- 3 無償提供を開始したときの災害対応型自動販売機の機内在庫飲料の費用は乙が負担するものとする。
- 4 その他協定第2条第1項に規定する災害時の協力に要する費用については、乙が負担するものとする。

（費用の請求及び支払）

第13条 乙は、飲料の供給終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、甲又は甲に要請した市町村に費用を請求するものとする。

- 2 甲又は甲に要請した市町村は、前項の請求があったときは、その費用について速やかに支払うものとする。

（連絡責任者）

第14条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては総務部危機対策局防災消防課長、乙にあつては北海道支社企画課長とする。

（協議）

第15条 この実施細目の解釈について疑義が生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

資料5（防災協定書）

この実施細目の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成20年12月18日

甲 北 海 道
北海道知事 高 橋 はるみ

乙 東京都港区台場2-3-8
サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長 白 井 省 三

(別紙)

平成 年 月 日

災害時における飲料等の供給等要請書

サントリーフーズ㈱
代表取締役社長 様

北 海 道 知 事

「災害時における飲料の供給等防災に関する協力協定実施細目」第5条に基づき、次のとおり飲料等の供給等を要請します。

要請理由	
要請品目 及び数量等	別紙のとおり
納入場所	住所 名称 担当者 _____ 電話 _____
連絡先	北海道総務部 _____ 氏名 危機対策局防災消防課 電話 204-5008 _____ FAX 231-4314 _____
口頭、電話等による要請の日時	平成 年 月 日 時 分
備考	

<別表>

災害時における主な供給飲料一覧

区分	品名 [主な品目]	容量 [1箱入数]	数量 (要請書に貼付する 場合に飲み記載)
容器入り水	・ミネラルウォーター	・2ℓ ペットボトル [6本] ・500ml ペットボトル [24本]	
容器入り飲料	・茶系飲料 [伊右衛門・ウーロン]	・2ℓ ペットボトル [6本] ・500ml ペットボトル [24本]	
	・スポーツ飲料 [ダカラ、ゲーターレード]	・2ℓ ペットボトル [6本] ・500ml ペットボトル [24本]	
	・炭酸飲料 [ペプシコーラ・CCレモン]	・1.5ℓ ペットボトル [8本] ・500ml ペットボトル [24本]	
	・コーヒー飲料 [ボス]	・250g 缶 [30本] ・190g 缶 [24本]	
	・果汁入り飲料 [なっちゃん・野菜カロリー計画]	・1.5ℓ ペットボトル [8本] ・500ml ペットボトル [24本]	

災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、帯広市（以下「甲」という。）と社団法人帯広市医師会（以下「乙」という。）とは、次ぎのとおり協定を締結する。

（主旨）

第1条 この協定は、帯広市地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（救護班の派遣）

第2条 甲は、帯広市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により乙から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所に派遣するものとする。

（災害医療救護計画の策定及び提出）

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、それを甲に提出するものとする。

（救護班の業務）

第4条 救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- （1）傷病者に対する応急措置及び医療
- （2）傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- （3）被災者の死亡の確認及び死体の検案

（救護班に対する指揮命令等）

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動にかかわる連絡調整は、甲が指定するものを行うものとする。

（医薬品の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- （1）救護班の編成及び派遣に要する費用
- （2）救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費
- （3）救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- （4）前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの

（細目）

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定実施のために必要な事項は、別に定める。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者の記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成元年8月1日

甲 帯広市西5条南8丁目1番地
帯広市
帯広市長 田本憲吾

乙 帯広市東3条南11丁目2番地
社団法人帯広市医師会
会長 坂野・瑛男

災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則

平成元年8月1日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条に基づく細則は、次のとおりとする。

（医療救護活動の報告）

第1条 社団法人帯広市医師会（以下「乙」という。）が、協定書第2条の規定により救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに各救護班ごとの「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）をとりまとめ、帯広市（以下と「甲」という。）に報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第3条 協定書第9条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各救護班分をとりまとめ、「費用弁償請求書」（第5号様式）により甲に請求するものとする。

2 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとするものが「扶助金支給申請書」（第6号様式）により甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第9条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第9条第2号に規定する実費弁償の額は使用した医薬品等に係る実費とする。

3 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年北海道条例第56号）に準ずるものとする。

（支払い）

第5条 甲は前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上速やかに乙に対し支払うものとする。

別表

区分	日当	旅費	時間外勤務手当
医師	災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）別表第2に定める額		
看護婦			
補助職員	看護婦の日当の1/2 （100円未満切捨）	一般行政職道職員の行政職 給料表による2級の職務に ある者の旅費相当額	一般職の道職員の時間外勤務 手当支給の例による額

第1号様式 (第1条関係)

医療救護活動報告書

班名	災害発生場所	医療救護活動場所	活動状況		備考
			月日() 時分から 時分まで	取り扱い件数 移送件数 死体件数	
			月日() 時分から 時分まで	取り扱い件数 移送件数 死体件数	件 件 件
			月日() 時分から 時分まで	取り扱い件数 移送件数 死体件数	件 件 件
			月日() 時分から 時分まで	取り扱い件数 移送件数 死体件数	件 件 件
			月日() 時分から 時分まで	取り扱い件数 移送件数 死体件数	件 件 件
			月日() 時分から 時分まで	取り扱い件数 移送件数 死体件数	件 件 件
			月日() 時分から 時分まで	取り扱い件数 移送件数 死体件数	件 件 件
			月日() 時分から 時分まで	取り扱い件数 移送件数 死体件数	件 件 件
			月日() 時分から 時分まで	取り扱い件数 移送件数 死体件数	件 件 件
			月日() 時分から 時分まで	取り扱い件数 移送件数 死体件数	件 件 件
			月日() 時分から 時分まで	取り扱い件数 移送件数 死体件数	件 件 件
			月日() 時分から 時分まで	取り扱い件数 移送件数 死体件数	件 件 件
			月日() 時分から 時分まで	取り扱い件数 移送件数 死体件数	件 件 件
			月日() 時分から 時分まで	取り扱い件数 移送件数 死体件数	件 件 件
			月日() 時分から 時分まで	取り扱い件数 移送件数 死体件数	件 件 件
			月日() 時分から 時分まで	取り扱い件数 移送件数 死体件数	件 件 件
			月日() 時分から 時分まで	取り扱い件数 移送件数 死体件数	件 件 件

第2号様式 (第1条関係)

医療救護班名簿

班名	職種	氏名	所属	住所	従事期間

第4号様式 (第2号関係)

事故報告書

年 月 日から、同 年 月 日までにおける災害時の医療救護活動

傷病
において、別紙のとおり事故 者が発生したので報告します。
死亡

年 月 日

帯広市長

殿

住 所
氏 名

印

別紙

事 故 傷 病 者 概 要
死 亡

氏名		性別	男 ・ 女	年 齡	歳
住所					
職種		勤務先		所属医療救護班名	
傷病名			程度	重症 ・ 中等症 ・ 軽症	
外来 ・ 入院 (月 日)	診療 (入院) 医療機関名				
受傷 (発病) 日時	年 月 日 午前 ・ 午後 時 分				
受傷 (発病) 場所					
死 亡 原 因					
死 亡 日 時	年 月 日 午前 ・ 午後 時 分				
死 亡 場 所					
受傷 (発病) 、死亡時の状況					

第5号様式 (第3条関係)

費用弁償請求書

年 月 日

帯広市長

殿

住 所
氏 名

次の金額を請求します。

金 額 円

ただし、 年 月 日から 年 月 日までにおける災害時の医療
救護活動に対する費用弁償額

(費用弁償額請求明細書 別紙のとおり)

第 6 号様式 (第 3 条関係)

扶 助 金 支 給 申 請 書

年 月 日

帯広市長

殿

住 所

氏 名

印

災害時の医療救護活動に関する協定書第 9 条第 3 号の規定による扶助金を支給されたく、別紙関係書類を添えて申請します。

負傷、疾病又は死亡したものの状況	氏 名		性別	男 ・ 女	年 月 日生
	住 所				
	職 種		勤務先		所属医療救護班名
	傷病名		受傷 (発病) 年 月 日		
	死亡原因		死亡年月日		
障害級別		療養開始年月日		治ゆ年月日	
休業日数	年 月 日から 年 月 日まで 日間			休業期間中における 業務上の収入の有無	
扶助金支給基礎額			北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例第 3 条第 2 項 () 号該当		
扶助金支給申請額					
備 考					

- 注 1. 「扶助金支給基礎額」算出の証明書類（事業主の証明又は市町村長の証明のあるもの）を添付すること。（療養扶助金申請の場合は不要）
2. 療養費扶助金申請の場合は、医師の診断書及び療養費の領収証又は請求書を添付すること
3. 休業扶助金申請の場合は、診断書（休業が必要と認められる期間の記載のあるもの）及び事業主の証明書を添付すること。
4. 障害扶助金申請の場合は、医師の意見を附した障害診断書を添付すること。
5. 遺族扶助金申請の場合は、受給順位を明らかにした書類を添付すること。
6. 葬祭扶助金申請の場合は、死亡診断書を添付すること。
7. 打切扶助金申請の場合は、療養経過を明らかにした診断書を添付すること。

航空災害時の医療救護活動に関する協定書

帯広空港内及びその周辺において、航空機の緊急事態の発生時、迅速な応急対策を実施するため、帯広市（以下「甲」という。）と社団法人帯広市医師会（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は「帯広市航空災害救難対策本部要綱」及び「帯広市空港消防救難隊に関する協定書」に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙との協定に関し必要事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、「帯広市航空災害救難対策本部要綱」及び「帯広市空港消防救難隊に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに医師・看護婦等からなる医療救護班を編成し、事故現場等の救護所等に派遣するものとする。

ただし、緊急やむをえない場合には、乙は医療救護班を派遣した後、甲に報告しその承認を得るものとする。

（医療救護計画の策定）

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、医療救護班の構成等の医療救護計画を策定するものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班は、乙が事故現場等に設置する救護所等において、医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 負傷者に対する救急医療
- (2) 重傷者の選別及び収容医療機関への搬送の支持
- (3) 被災者の死亡の確認及び検案

（医療救護班に対する指揮命令系統）

第5条 医療救護班に対する指揮命令及び連絡調整は、甲の指定するものが行う。

（医薬品等の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送等医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第8条 救護所等における患者の医療費は無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

- ア 医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- イ 医療救護班の携行した医薬品等を使用した場合の実費
- ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合

合の扶助費

(2) 訓練時における医療救護活動に伴う前号に定める経費

(3) 前各号に該当しない経費であって、この協定実施のために必要としたもの

2 前項の定めによる費用弁償等の額については、別に定めるものとする。

(医療救護活動の訓練)

第10条 乙は、医療救護活動が円滑に実施できるよう訓練を行うものとする。

2 甲は、乙の医療救護活動訓練が円滑に実施できるよう協力するものとする。

3 乙は、甲が実施する消火救難訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。

(細則)

第11条 この規定に定める事項のほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は有効期間満了の日の翌日から起算して1年か延長するものし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成5年4月1日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 高橋 幹夫

乙 帯広市東3条南11丁目2番地
社団法人 帯広市医師会
会長 坂野 □ 瑛男

航空災害時の医療救護活動に関する協定書細則

平成5年4月1日付で締結した「航空災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第9条及び第10条に基づく細則は、次のとおりとする。

（医療救護活動の報告）

第1条 社団法人帯広市医師会（以下「乙」という。）が、協定書第2条第2項の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに「医療活動報告書」（第1号様式）、「医療救護班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、帯広市（以下「甲」という。）に報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、医療救護班従事者が負傷、疾病又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第3条 協定書第9条第1項第1号ア、イ及び同条同項第2号に規定する費用については「費用弁償請求書」（第5号様式）により甲に請求するものとする。

2 協定書第9条第1項第1号ウに規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、「扶助費支給申請書」（第6号様式）により甲に請求するものとする。

3 協定書第9条第1項第3号に規定する費用については、前項に準じて取り扱うものとする。

（費用弁償等の額及び空港救急医療従事者損害補償制度の適用）

第4条 協定書第9条第1項第1号アに規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第9条第1項第1号イに規定する費用弁償の額は、使用した医薬品等の実費とする。

3 協定書第9条第1項第1号ウに規定する扶助費の額は、原則として空港救急医療従事者損害補償制度を適用するものとし、適用外の場合は「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年北海道条例56号）に準ずるものとする。

（1）空港救急医療従事者損害補償制度の適用範囲は、次のとおりとする。

ア. 定期便等（定期航空、チャーター航空及びコミューター航空の便をいう。）の航空機事故に係わる搭乗客及び乗員に対する救急医療

イ. 定期便等が就航する空港における航空機の消火救難訓練

4 協定書第9条第1項第2号に規定する経費については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（支払）

第5条 甲は、第4条に規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払うものとする。

（有効期間）

第6条 この細目の有効期間は、細目締結の日から起算して1年間とする。ただし、この細目の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この細目は有効期間満了の日から起算して1年間延長するものとし、以後同様とする。

資料5（防災協定書）

この細目を証するため、本書2通を作成し
有する。

平成5年4月1日

- 甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 高橋 幹夫
- 乙 帯広市東3条南11丁目2番地
社団法人 帯広市医師会
会長 坂野・瑛男

別表

区分	日 当	旅 費	時間外勤務手当
医師	災害救助法施行細則 (昭和 3 1 年北海道規則第 1 4 2 号) 別表第 2 に定める額		
看護婦			
補助職員	看護婦日当の 1 / 2 (100 円未満切捨)	一般職の市職員の行政職給料表による 2 級の職にある者の旅費相当額	一般職の市職員の時間外勤務手当支給の例による額

航空災害時の医療救護活動に関する協定書

帯広空港内及びその周辺において、航空機の緊急事態の発生時、迅速な応急対策を実施するため、帯広市（以下「甲」という。）と社団法人十勝医師会（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は「帯広市航空災害救難対策本部要綱」及び「帯広市空港消防救難隊に関する協定書」に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙との協定に関し必要事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、「帯広市航空災害救難対策本部要綱」及び「帯広市空港消防救難隊に関する協定書」に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに医師・看護婦等からなる医療救護班を編成し、事故現場等の救護所等に派遣するものとする。

ただし、緊急やむをえない場合には、乙は医療救護班を派遣した後、甲に報告しその承認を得るものとする。

（医療救護計画の策定）

第3条 乙は、前条の定めによる医療救護活動を実施するため、医療救護班の構成等の医療救護計画を策定するものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 医療救護班は、乙が事故現場等に設置する救護所等において、医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 負傷者に対する救急医療
- (2) 重傷者の選別及び収容医療機関への搬送の支持
- (3) 被災者の死亡の確認及び検案

（医療救護班に対する指揮命令系統）

第5条 医療救護班に対する指揮命令及び連絡調整は、甲の指定するものが行う。

（医薬品等の補給等）

第6条 甲は、医薬品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送等医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

（収容医療機関の指定）

第7条 乙は、甲が収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

（医療費）

第8条 救護所等における患者の医療費は無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償等）

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の編成及び派遣に伴うもの

- ア 医療救護班の編成及び派遣に要する経費
- イ 医療救護班の携行した医薬品等を使用した場合の実費
- ウ 医療救護班の医師等が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合

合の扶助費

- (2) 訓練時における医療救護活動に伴う前号に定める経費
 - (3) 前各号に該当しない経費であって、この協定実施のために必要としたもの
- 2 前項の定めによる費用弁償等の額については、別に定めるものとする。

(医療救護活動の訓練)

第10条 乙は、医療救護活動が円滑に実施できるよう訓練を行うものとする。

2 甲は、乙の医療救護活動訓練が円滑に実施できるよう協力するものとする。

3 乙は、甲が実施する消火救難訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。

(細則)

第11条 この規定に定める事項のほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は有効期間満了の日の翌日から起算して1年か延長するものし、以後同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成5年4月1日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 高橋 幹夫

乙 芽室町本通4丁目25番地
社団法人 十勝医師会
会長 山本 孝二

航空災害時の医療救護活動に関する協定書細則

平成5年4月1日付で締結した「航空災害時の医療救護活動に関する協定書」（以下「協定書」という。）第9条及び第10条に基づく細則は、次のとおりとする。

（医療救護活動の報告）

第1条 社団法人帯広市医師会（以下「乙」という。）が、協定書第2条第2項の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに「医療活動報告書」（第1号様式）、「医療救護班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、帯広市（以下「甲」という。）に報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、医療救護班従事者が負傷、疾病又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第3条 協定書第9条第1項第1号ア、イ及び同条同項第2号に規定する費用については「費用弁償請求書」（第5号様式）により甲に請求するものとする。

2 協定書第9条第1項第1号ウに規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、「扶助費支給申請書」（第6号様式）により甲に請求するものとする。

3 協定書第9条第1項第3号に規定する費用については、前項に準じて取り扱うものとする。

（費用弁償等の額及び空港救急医療従事者損害補償制度の適用）

第4条 協定書第9条第1項第1号アに規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第9条第1項第1号イに規定する費用弁償の額は、使用した医薬品等の実費とする。

3 協定書第9条第1項第1号ウに規定する扶助費の額は、原則として空港救急医療従事者損害補償制度を適用するものとし、適用外の場合は「北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年北海道条例56号）に準ずるものとする。

（1）空港救急医療従事者損害補償制度の適用範囲は、次のとおりとする。

ア．定期便等（定期航空、チャーター航空及び通勤航空の便をいう。）の航空機事故に係る搭乗客及び乗員に対する救急医療

イ．定期便等が就航する空港における航空機の消火救難訓練

4 協定書第9条第1項第2号に規定する経費については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（支払）

第5条 甲は、第4条に規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ、速やかに乙に対し支払うものとする。

（有効期間）

第6条 この細目の有効期間は、細目締結の日から起算して1年間とする。ただし、この細目の有効期間満了の日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの意思表示がないときは、この細目は有効期間満了の日から起算して1年間延長するものとし、以後同様とする。

資料5（防災協定書）

この細目を証するため、本書2通を作成し
有する。

平成5年4月1日

- 甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市
帯広市長 高橋 幹夫
- 乙 芽室町本通4丁目25番地
社団法人 十勝医師会
会長 山本 孝二

別表

区分	日 当	旅 費	時間外勤務手当
医師	災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）別表第2に定める額		
看護婦			
補助職員	看護婦日当の1/2 (100円未満切捨)	一般職の市職員の行政職給料表による2級の職にある者の旅費相当額	一般職の市職員の時間外勤務手当支給の例による額

北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は、地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防庁の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

（2）当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

（3）応援のよう政治における当該区域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次に各号に掲げるとおりとする。

（1）北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。

（2）地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

（3）北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

（4）応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）陸場応援 消防隊、救助隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊を言う。以下同じ。）による応援

（2）航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の1隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第6条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

(応援要請の方法)

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸場応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸場応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

3 前項の第九条応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地域代表機関を、第3要請にあつては、要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

(応援要請の代行)

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請をみなすものとする。

(応援隊の派遣)

第8条 全2条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

(応援経費の負担)

第10条 陸場応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

(1) 応援隊員の出勤にかかわる旅費及び諸手当

(2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

(3) 車両及び機械器具の修理費

(4) 消耗品の補充費（現地で調達した物を除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

(損害賠償)

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

(1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償

(2) 一般時の死傷に伴う損害賠償

2 全校に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成6年7月25日締結)

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通保有する。

平成3年2月13日

別表

地 域	構 成 市 町 等
道西地域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、渡島東部消防事務組合、桧山広域行政組合
道南地域	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、広島町、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道北地域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野地区消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地域	釧路市、帯広市、根室市、留辺蕊町、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東消防組合、釧路に西部消防組合、根室北部消防事務組合

北海道広域消防相互応援協定覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、北海道広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）第13条に基づき、協定の実子に関し必要な事項を定めるものとする。

(代表消防機関の選定)

第2条 協定第4条に規定する地域代表消防機関及び総括代表消防機関は、別表1に定める消防本部とする。

(応援隊等の登録)

第3条 協定第6条の規定により登録する応援隊及び資機材は、別表2に掲げるとおりとする。

(応援要請及び解除の方法)

第4条 協定第7条及び第7条の2に規定する応援の要請は、次に掲げる事項を明確にし、電話、ファクシミリ等により行うとともに、後日、広域応援要請書（様式1）を送付するものとする。

- (1) 災害の種別、発生場所及び災害の状況
- (2) 応援隊の種別及び隊数並びに資機材
- (3) 応援隊の終結場所
- (4) 航空隊の着陸可能な場所及び給油体制
- (5) 航空隊の誘導方法
- (6) 災害現場付近の気象状況

2 前項の応援要請を解除する場合は、電話、ファクシミリ等により行うとともに、後日、広域応援要請解除通知書（様式2）を送付するものとする。

(応援隊派遣の通知の方法)

第5条 応援隊を派遣する場合の通知は、次に掲げる事項を明確にし、電話、ファクシミリ等により行うとともに、後日、広域応援派遣決定通知書（様式3）を送付するものとする。

- (1) 応援隊の最高指揮者の職・氏名
- (2) 応援隊の出発時刻及び到着予定時間
- (3) 応援隊の派遣経路

(応援部隊の編成)

第5条の2 複数の応援隊が派遣される場合は、部隊編成を行うものとする。

(応援隊の指揮)

第5条の3 応援隊（前条の規定に呼び応援部隊を編成したときは、応援部隊。以下同じ。）の最高指揮者は、要請側の現場最高指揮者の指揮を受け、応援隊を指揮するものとする。

(総括代表消防機関及び北海道知事への連絡)

第6条 地域代表消防機関は、次の各号に掲げる場合は、総括代表消防機関に直ちにその旨を連絡するものとする。

- (1) 第2要請の要請があった場合
- (2) 第2要請にかかわる応援隊の派遣の通知があった場合

- (3) 協定第7条の2に規定する応援の養成を行った場合
 - (4) 前号の要請にかかわる応援隊の派遣の通知があった場合
 - (5) 第2要請の解除通知があったばあ及び第3号の要請を解除した場合
- 2 総括代表消防機関は、次の各号に掲げる場合は、北海道知事に直ちにその旨を連絡するものとする。
- (1) 前項第1号又は第3号に規定する要請の連絡及び第3要請の要請があった場合
 - (2) 前項第2号または第4号に規定する派遣の通知の連絡および第3要請にかかわる応援隊の派遣の通知があった場合
 - (3) 前項第5号に規定する要請の解除の連絡及び第3要請の解除通知があった場合。
- 3 航空応援の要請を受けた市町等は、次に各号に掲げる場合は、北海道知事に直ちにその旨を連絡するものとする。
- (1) 航空応援要請の要請を受けた場合
 - (2) 航空隊を派遣する場合

(応援隊到着時の報告等)

第7条 応援隊の最高指揮者は、当該応援隊が災害現場に到着したときは、要請側の現場最高指揮者に対し、直ちに次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 応援消防本部名及び最高職者の職・氏名
- (2) 応援隊の種別及び隊数並びに資機材

2 応援隊の最高指揮者は、前項の規定による報告後、要請側の現場最高指揮者から直ちに次に掲げる事項を確認するとともに、必要な指示を受けるものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動中の消防隊等の隊数及び活動概要
- (4) 応援隊の活動範囲及び任務
- (5) 使用無線周波数
- (6) 安全管理上の注意事項

(応援隊引揚げ時の報告)

第8条 応援隊の最高指揮者は、要請側の現場最高指揮者から引揚げの指示があった場合は、次に掲げる事項を報告した後引き揚げるものとする。

- (1) 応援隊の活動概要
- (2) 隊員の負傷の有無
- (3) 車両、機械器具の損傷及び活動中の異常の有無

(応援活動の報告)

第9条 応援側の消防長は、応援隊が帰署したときは、速やかに応援活動の概要を応援活動報告書(様式4)により要請側の消防庁に報告しなければならない。

(経費の請求)

第10条 応援側の長が協定第10条第3項の規定により応援に要した経費を請求するときは、応援経費請求書(様式5)により行うものとする。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の消防長が協議して決定するものとする。

附 則

この覚書は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成6年7月25日締結）

この覚書は、平成6年8月1日から施行する

この覚書の成立を証するため本書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成3年2月13日

別表1 (第2条関係)

地域代表消防機関及び総括代表消防関係消防本部

1 地域代表消防機関

地 域	地 域 代 表 消 防 機 関
道 西 地 域	全 国 消 防 長 会 北 海 道 支 部 道 西 地 区 協 議 会 区 長 所 在 消 防 本 部
道 南 地 域	全 国 消 防 長 会 北 海 道 支 部 道 南 地 区 協 議 会 区 長 所 在 消 防 本 部
道 央 地 域	全 国 消 防 長 会 北 海 道 支 部 道 央 地 区 協 議 会 区 長 所 在 消 防 本 部
道 北 地 域	全 国 消 防 長 会 北 海 道 支 部 道 北 地 区 協 議 会 区 長 所 在 消 防 本 部
道 東 地 域	全 国 消 防 長 会 北 海 道 支 部 道 東 地 区 協 議 会 区 長 所 在 消 防 本 部

2 総括代表消防機関

総括代表消防機関	全 国 消 防 庁 北 海 道 支 部 支 部 長 所 在 消 防 本 部
----------	--

別表2 (第3条関係)

北海道広域消防相互応援協定登録応援隊

(単位：隊)

地域	種別 消防本部	消防隊														救助隊	救急隊	航空隊	支援隊						
		ポンプ車 (水槽付ポンプ車含)	はしご自動車	屈折はしご自動車	化学消防車	大型化学消防車	大型高所放水車	大型水槽車	電源照明車	高発泡車	無線中継車	資材運送車	泡原液搬送車	消防用特殊作業車	特殊消防対策車	林野火災工作車	人員輸送車	雪上車		指揮照明車	救助工作車 (救助器具積載車)	水難救助隊 (注)	救急車	ヘリコプター (注)	
道 西 地 域	函館市																								
	森町																								
	八雲町																								
	長万部町																								
	渡島西部広域事務組合																								
	南渡島消防事務組合																								
	渡島東部消防事務組合																								
	桧山広域行政組合																								
道 南 地 域	室蘭市																								
	苫小牧市																								
	登別市																								
	伊達市																								
	白老町																								
	西胆振消防組合																								
	胆振東部消防組合																								
	日高東部消防組合																								
日高中部消防組合																									
日高西部消防組合																									

(注) 水難救助隊及び支援隊の欄は、人員数を記載すること。

地域	種別 消防本部	消防隊															救助隊	救急隊	航空隊	支援隊							
		ポンプ車 (水槽付ポンプ車含)	はしご自動車	屈折はしご自動車	化学消防車	大型化学消防車	大型高所放水車	大型水槽車	電源照明者	高発泡車	無線中継車	資材運送車	泡原液搬送車	消防用特殊作業車	特殊消防対策車	林野火災工作車	人員輸送車	雪上車	指揮照明車		(救助器具積載車) 救助工作車	水難救助隊 (注)	救急車	ヘリコプター (注)			
道 央 地 域	札幌市																										
	江別市																										
	広島市																										
	石狩北部地区消防事務組合																										
	恵庭市																										
	千歳市																										
	北後志消防組合																										
	小樽市																										
	羊蹄山ろく消防組合																										
	岩内寿都地方消防組合																										
	岩見沢地区消防事務組合																										
	南空知消防組合																										
	美唄市																										
	三笠市																										
	夕張市																										
	滝川地区広域消防事務組合																										
	砂川地区広域消防組合																										
	上砂川町																										

(注) 水難救助隊及び支援隊の欄は、人員数を記載すること。

地域	種別 消防本部	消防隊															救助隊	救急隊	航空隊	支援隊								
		(水槽付ポンプ車含) ポンプ車	はしこ自動車	屈折はしこ自動車	化学消防車	大型化学消防車	大型高所放水車	大型水槽車	電源照明者	高発泡車	無線中継車	資材運送車	泡原液搬送車	消防用特殊作業車	特殊消防対策車	林野火災工作車	人員輸送車	雪上車	指揮照明車		(救助器具積載車) 救助工作車	(注) 水難救助隊	救急車	(注) ヘリコプター				
道 東 地 域	釧路市																											
	帯広市																											
	根室市																											
	留辺蕊市																											
	網走地区消防組合																											
	北見地区消防組合																											
	紋別地区消防組合																											
	遠軽地区広域組合																											
	美幌・津別広域事務組合																											
	斜里地区広域組合																											
	西十勝消防組合																											
	北十勝消防事務組合																											
	東十勝消防事務組合																											
	池北三町行政事務組合																											
	南十勝消防事務組合																											
	釧路北部消防事務組合																											
	釧路東部消防組合																											
釧路西部消防組合																												
根室北部消防事務組合																												

(注) 水難救助隊及び支援隊の欄は、人員数を記載すること。

別表2 (第3条関係)

北海道広域消防相互応援協定登録資機材

(単位:台・基・kg・ℓ・m・着)

地域	別	種																																		
		救命発射銃	油圧救助器具	空気式救助器具	救助用担架	可搬式ウィンチ	エアーツール	エンジンカッター	ガス用断機	チェンソー	削岩機	赤外線カメラ	ファイバースコープ	空気呼吸器用ボンベ	酸素呼吸器用ボンベ	可搬式放水砲	排煙機	放射線測定器	放射線防護服	耐熱服	救命ボート	船外機	潜水器一式	化学消火薬剤	油処理剤	油吸着剤(マット)	簡易水槽	空中消火用水のう	空中消火薬剤攪拌機	高発泡装置	オイルフェンス	多目的エアータンク				
道 西 地 域	函館市																																			
	森町																																			
	八雲町																																			
	長万部町																																			
	渡島西部広域事務組合																																			
	南渡島消防事務組合																																			
	渡島東部消防事務組合																																			
	檜山広域行政組合																																			
道 南 地 域	室蘭市																																			
	苫小牧市																																			
	登別市																																			
	伊達市																																			
	白老町																																			
	西胆振消防組合																																			
	胆振東部消防組合																																			
	日高東部消防組合																																			
	日高中部消防組合																																			
日高西部消防組合																																				
道 央 地 域	札幌市																																			
	江別市																																			
	広島市																																			
	石狩北部地区消防事務組合																																			
	恵庭市																																			
	千歳市																																			
	北後志消防組合																																			
小樽市																																				

地域	別	種																																					
		救命索発射銃	油圧救助器具	空気式救助器具	救助用担架	可搬式ウインチ	エアツール	エンジンカッター	ガス用断機	チェーンソー	削岩機	赤外線カメラ	ファイバースコープ	空気呼吸器用ボンベ	酸素呼吸器用ボンベ	可搬式放水砲	排煙機	放射線測定器	放射線防護服	耐熱服	救命ボート	船外機	潜水器一式	再圧缶(潜水病用)	化学消火薬剤	油処理剤	油吸着剤(マット)	簡易水槽	空中消火用水のう	空中消火薬剤攪拌機	高発泡装置	オイルフェンス	多目的エアテント						
道央地域	羊蹄山ろく消防組合																																						
	岩内寿都地方消防組合																																						
	岩見沢地区消防事務組合																																						
	南空知消防組合																																						
	美唄市																																						
	三笠市																																						
	夕張市																																						
	滝川地区広域消防事務組合																																						
	砂川地区広域消防事務組合																																						
	上砂川町																																						
	歌志内市																																						
	赤平町																																						
	芦別町																																						
深川地区消防組合																																							
道北地域	旭川市																																						
	増毛町																																						
	上川北部消防事務組合																																						
	士別地方消防事務組合																																						
	上川南部消防事務組合																																						
	大雪消防組合																																						
	上川中部消防組合																																						
	富良野地区消防組合																																						
	北留萌消防組合																																						
	留萌消防組合																																						
	稚内地区消防事務組合																																						
	利尻礼文消防事務組合																																						
南宗谷消防組合																																							

様式2（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

印

広域応援要請解除通知書

北海道広域消防相互応援協定に基づく応援要請（陸場第1・2・3、航空）を解除します。

記

1 解除日時

年 月 日 時 分

2 要請日時

年 月 日 時 分

3 その他必要事項

様式3（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

印

広域応援派遣決定通知書

北海道広域消防相互応援協定に基づく応援隊の派遣を決定したので通知します。

記

1 応援隊（資機材）の概要

2 その他必要事項

様式4（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

印

応援活動報告書

北海道広域消防相互応援協定により応援出動しましたので、同覚書第9条の規定に基づき、下記のとおり応援活動の概要を報告します。

記

応援要請の区分	陸上応援（第 要請）	航空応援	要請側連絡者 市町等名
応援要請 受報時分	年 月 日	時 分	職 氏名
災害発生場所			
応援隊の種別			
車種・資器材			
人員			
出動時分			
現場到着時分			
活動開始時分			
活動終了時分			
帰署時分			
応援時間			
活動概要			
使用資器材			
人員・機械器具 の異常の有無			
その他			

様式5（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

印

応 援 経 費 請 求 書

年 月 日北海道広域消防相互応援協定により応援出動したので、同協定第10条第3項及び同覚書第10条の規定に基づき、下記のとおり応援に要した経費を請求します。

記

- 1 請求金額

- 2 経費の内訳

- 3 その他必要事項

災害時における応急照明器具等の優先供給に関する協定書

帯広市(以下「甲」という。)と千代田デンソー株式会社(以下「乙」という。)は、帯広市内に応急照明器具等の調達を必要とする災害が発生した場合における市民の生活を確保するため、次のとおり応急照明器具等の優先供給に関する協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、帯広市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策活動(照明器具等の確保)に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力)

第2条 乙は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命と財産を守り生活を保障することを基本的施策として、甲から協力の要請があったときは積極的に次の事項について協力するものとする。

(1) 避難所等で使用する応急照明器具及びバッテリー等必要な器材の供給

(要請手続)

第3条 甲は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において応急照明器具等を調達する必要が生じたときには、乙に対し第2条に掲げる協力について、品目、数量等必要な事項を明らかにして、要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請手続については、帯広市地域防災計画に定める関係部の部長が担当するものとする。

(費用負担)

第4条 甲は、乙の供給した照明器具等の代金を負担するものとする。この場合の応急照明器具等の価格は、災害発生直前の小売価格とする。

(請求及び支払)

第5条 前条に基づく乙の甲に対する代金の請求は、照明器具等の供給がなされた後、行うものとする。

2 甲は、乙より前項の請求があったときは、その名用を確認のうえ、速やかに支払うものとする。

(細目)

第6条 この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

(協議)

第7条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項又はこの協定に基づく疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(効力の発生)

第8条 この協定は、平成7年11月1日から効力を発生するものとする。

資料5 (防災協定書)

甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する

平成7年10月27日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地

帯広市長 高橋 幹夫

乙 帯広市西18条南1丁目40番地20

千代田デンソー株式会社

代表取締役 横川 正雄

災害時における大型暖房器等の優先供給

帯広市(以下「甲」という。)と宮本機械株式会社(以下「乙」という。)は、帯広市内に大型暖房機器等の調達を必要とする災害が発生した場合における市民の生活を確保するため、次のとおり大型暖房機器の優先供給に関する協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、帯広市地域防災計画に基づき、甲が実施する応急対策活動(暖房機器の確保)に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(協力)

第2条 乙は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命と財産を守り生活を保障することを基本的施策として、甲から協力の要請があったときは積極的に次の事項について協力するものとする。

(1) 屋内用大型暖房機、屋外用大型暖房機及びこれに必要な器材等の供給

(要請手続)

第3条 甲は災害が発生し、又は発声するおそれがある場合において大型暖房機器等を調達する必要が生じたときには、乙に対し第2条に掲げる協力について、品名、数量等必要な事項を明らかにして要請するものとする。

2 乙に対する甲の要請手続については、帯広市地域防災計画に定める関係部の部長が担当するものとする。

(費用負担)

第4条 甲は、乙の供給した大型暖房機器等の代金を負担するものとする。この場合の暖房機器等の価格は、災害発生直前の小売価格とする。

(請求及び支払)

第5条 前条に基づく乙の甲に対する代金の請求は、大型暖房機器等の供給がなされた後、行うものとする。

(細目)

第6条 この協定を実施するために必要な事項については別に定める。

(協議)

第7条 この協定及びこの協定に基づく細目に定めのない事項又はこの協定に基づく細目に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(効力の発生)

第8条 甲と乙とは、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成7年10月30日

甲 帯広市西5条南7丁目1番地
帯広市長 高橋幹夫

乙 帯広市西2条南5丁目3番地
宮本機械株式会社
代表取締役社長 松村裕弘

北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高職者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広

域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤にかかわる旅費及び諸手当並びに防災消防ヘリコプター燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

（協議）

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定は締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれの1通を保有するものとする。

平成8年6月25日

北海道知事

堀 達 也

札幌市長

桂 信 雄

江別市長

小 川 公 人

千歳市長

東 川 孝

恵庭市長

合 原 由 作

広島町長

本 禄 哲 英

石狩北部地区消防事務組合管理者

伊 達 寿 之

函 館 市 長	木 戸 浦 隆 一
森 町 長	湊 美 喜 夫
八 雲 町 長	長 谷 川 洋 二
長 万 部 町 長	中 村 勉
渡島西部広域事務組合管理者	藪 内 裕
南渡島消防事務組合管理者	海 老 澤 順 三
渡島東部消防事務組合管理者	飯 田 満
檜山広域行政組合理事長	若 山 昭 夫
小 樽 市 長	新 谷 昌 明
羊蹄山ろく消防組合管理者	伊 藤 弘
岩内寿都地方消防組合管理者	岩 城 成 治
北後志消防組合管理者	阿 部 省 吾
夕 張 市 長	中 田 哲 治
美 唄 市 長	滝 正
芦 別 市 長	林 政 志

赤平市長	親松貞義
三笠市長	青木銀一
歌志内市長	河原敬
上砂川町長	三上賢一
滝川地区広域消防事務組合組合長	林芳男
岩見沢地区消防事務組合管理者	能勢邦之
深川地区消防組合管理者	河野順吉
砂川地区広域消防組合組合長	中川徳男
南空知消防組合管理者	佐藤逾
旭川市長	菅原功一
上川北部消防事務組合管理者	桜庭康喜
士別地方消防事務組合管理者	樫木実
上川南部消防事務組合管理者	菅野學
大雪消防組合管理者	水上博
上川中部消防組合管理者	鈴木文雄

富良野地区消防組合組合長	高 田 忠 尚
増 毛 町 長	本 間 泰 次
北留萌消防組合管理者	押 之 見 松 彦
留萌消防組合管理者	長 沼 憲 彦
稚内地区消防事務組合管理者	敦 賀 一 夫
利尻礼文消防事務組合管理者	糸 谷 克 明
南宗谷消防組合管理者	佐 藤 健 二
留 辺 蕊 町 長	小 田 俊 次
網走地区消防組合管理者	安 藤 哲 郎
北見地区消防組合管理者	小 山 健 一
紋別地区消防組合管理者	金 田 武
遠軽地区広域組合管理者	北 川 健 司
美幌・津別消防事務組合管理者	大 上 重 文
斜里地区消防組合管理者	午 来 昌
室 蘭 市 長	新 宮 正 志

苫小牧市長	鳥越忠行
登別市長	上野晃
伊達市長	阿部政康
白老町長	見野全
西胆振消防組合管理者	岡村正吉
胆振東部消防組合管理者	藤原正幸
日高東部消防組合管理者	谷川弘一郎
日高中部消防組合管理者	増本一男
日高西部消防組合管理者	郡司啓
帯広市長	高橋幹夫
西十勝消防組合管理者	岩原匡二
北十勝消防事務組合管理者	金子尚一
東十勝消防事務組合組合長	林照男
池北三町行政事務組合管理者	香川博彦
南十勝消防事務組合組合長	泉耕治

釧路市長

鰐淵俊之

釧路北部消防事務組合組合長

岡田勉

釧路東部消防組合管理者

澤田昭夫

釧路西部消防組合組合長

棚野孝夫

根室市長

大矢快治

根室北部消防事務組合組合長

新出實